



のぎ の暮らしの ガイドブック

2022
保存版

野木町ガイド

わが街情報満載
自然・歴史など

行政ガイド

暮らしの手続き・
健康・福祉など

生活ガイド

医療機関や生活に
役立つ情報

野木町ガイド 🔍 6

災害が
起きたら 🚒 26

届出・証明 📄 30

税金 🙌 34

保険・年金 🤝 38

健康・福祉・
高齢 🦽 42

子育て・教育 👶 49

生活・環境 🏠 57

各種相談 🗣️ 63

議会・選挙 🗳️ 64

主な公共施設 🏢 66

生活ガイド 📖 69



野木町役場

☎️ 0280
57-4111 (代表)

▶ 住所
〒329-0195
栃木県下都賀郡野木町
大字丸林571番地

▶ 開庁時間
平日 (月曜～金曜)
8時30分～17時15分まで

※毎週木曜日(祝日・振替休日・年末年始を除く)は、19時まで住民課窓口業務および税務課町税等の納付業務の延長をしています。(内容により、取扱いできないものもありますので事前にご確認ください。)

GARAGE Junction **太陽パーツ**

私たちは失敗させません!

検索力
調達力
提案力

中古タイヤに自信があります!

もちろん新品も

(株) 太陽パーツ
TAIYO PARTS

TEL.0280-33-2555

古河市南町10-32 営業時間/9:00~18:00

24時まで営業
完全予約制の個室対応

「周りが気になって相談できなかった」という声から完全予約制による個別対応にしました。真剣に相談ができ、じっくり施術を受けることができます。 **大谷院長**

腰痛専門整体院 とんち
TEL.080-3506-2404
野木町丸林397-8 富士見ビル5階
受付時間 9:00~24:00 ※マップは下級yoga+プラスと同様

予約や問い合わせはQRから

**夫婦で営む「整体・ヨガ」
あなたに合わせた施術と体づくり**

布にぶら下がったり、手や足をかけたりしながら空中で行うヨガです。
柔らかい布に身体がサポートされるので、日々自分の力では伸ばせない筋肉をしっかりと伸ばす事ができます。身体が硬い方や初心者の方にもオススメです。

エアリアルヨガ
絶景空間

体験申し込み予約はこちらのQRから

yoga+プラス
TEL.080-5012-3880
野木町丸林397-8 富士見ビル5階
受付時間 9:00~21:30

LINE

TSUKUI GARDEN

お庭のことならなんでもお任せ。
ご家族のライフスタイルに合わせ、細かいご要望にも対応いたします。

有限会社 築井商事

緑とエクステリアの会社
こだわりの詰まった外構・エクステリア工事は築井商事へ

古河市旭町1-16-24 ☎ 0280-32-3026

ごあいさつ



野木町は、明治22年の町村制施行以来、一度も合併を経験せず今日までしている珍しい町です。JR野木駅を中心とした住宅街と緑豊かな周辺田園地帯が程良く調和した、自然溢れる住みやすい町であり、東京まで約60kmという恵まれた立地条件から、大都市のベッドタウンとして発展してきました。

しかし、近年では、人口減少や少子高齢化、大規模自然災害の頻発、さらには、新型コロナウイルス感染症への対応など、複雑多岐にわたる課題に直面しています。

このような中で、本町は、まちづくりの基本理念を「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」と位置づけ、人々が和やかに明るく、町民それぞれの幸福感が増していくような町づくりを目指して、「安全安心のまちづくり」、「少子高齢化対策」、「町の活性化策」を3重点施策とし、町民の皆様へ「野木町に住んでよかった」「これからも野木町に住み続けたい」と実感していただけるまちを「オール野木」で取り組んでいければと思っています。

さて、今回作成しました「くらしのガイドブック」は、暮らしに役立つ行政情報のほか、子育てや健康、医療、福祉など町民の皆様をはじめこれから転入を希望されている方にも広くご利用いただける内容となっていますので、ぜひ、身近なところに置いていただき日々の生活のなかでご活用くださるようお願いしております。

結びに、発行にあたりまして、ご協賛いただきました数多くの広告主の皆様へ改めて深く感謝申し上げます。ごあいさつといたします。

野木町長 真瀬 宏子

町章



「の木」を図案化したもので、力強い発展と調和を表しています。
(昭和48年2月1日制定)

町民憲章

わたくしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。
- 一、伝統を尊び、教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。
- 一、心ふれあう、安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。
- 一、仕事にはげみ、活気ある豊かなまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、平和な明るいまちをつくりましょう。

町の木

えんじゆ



夏から秋にかけて、クリーム色の小さな花が穂状に集まって咲き、高さは10メートルにもなります。すくすくと伸びゆく姿が、躍進をする野木町にふさわしく選ばれました。
(昭和52年7月21日制定)

町の花

ひまわり



大地にしっかりと根ざし、真夏の青空へ向かって伸びるひまわりは、「緑と太陽の町、野木町」のイメージにぴったりです。公害のない楽しい町として豊かに伸びることの願いを込めて制定しました。
(昭和52年7月21日制定)

町の鳥

ふくろう



町制施行50周年を記念し、野木町にふさわしい町の鳥を定め自然環境に対する維持・保護意識の高揚を図ることを目的として制定しました。
(平成24年11月1日制定)

INDEX

ごあいさつ 1
 INDEX 2
 ライフサイクルINDEX 4



広告

家電販売・各種電気工事

(有)岡部電器

代表取締役 岡部美喜男
 野木町中谷143-4
 TEL 0280-56-0666 FAX 0280-57-2498

栃木の
 米農家が作る
 お弁当

お弁当をお届け！
 お祝いの席・法事・地域の
 集まり・スポーツ大会
 ご家庭でのお食い初め等

☎0282-43-7308

栃木県を愛して 創業四十年
(有)マルトモ食品

野木町ガイド

6 野木町の概要	20 野木町デマンド交通キラ輪号
8 空き家の適正管理	21 野木町役場業務内容
10 のぎ歳時記	22 野木町役場庁舎案内
14 のぎ歴史景観	24 7名の観光大使の協力で 野木町は更にパワーアップ
18 のぎ自然景観	



行政情報INDEX 25	各種証明書等の発行 32
パスポート 32	マイナンバーカード (個人番号カード) 33

災害が起きたら 26

災害情報の伝達 26
災害情報の入手先 27
避難場所や避難経路の確認 28
避難情報の種類と 取るべき行動 28
指定避難所一覧 29
災害用伝言ダイヤル 29

税金 34

町税の種類 34
町税等の納付 36
証明書等と手数料 37

届出・証明 30

住民票に関する届出 30
戸籍に関する届出 30
印鑑登録に関する届出 31

保険・年金 38

国民健康保険 38
後期高齢者医療 39
介護保険 39
国民年金 40

広告

お部屋探しのベストヘルパー！毎日が営業日、お店にもどうぞ

有限会社 東北土地

(社)全国宅地建物取引業協会 栃木県知事免許(8)第3193号

野木町丸林550-6 (野木駅東口ローター前)

TEL 0280-55-0271 FAX 0280-56-0091

URL <http://www.tohokutochi.com> E-mail info@tohokutochi.com



健康・福祉・高齢 42

- 健康 42
- 障がい者福祉 45
- 高齢対策 48

子育て・教育 49

- 妊娠・出産 49
- 育児 50
- 乳幼児および児童・生徒を対象とした予防接種 53
- 保育園・幼稚園・認定こども園 53
- 小・中学校 54
- 児童館・児童センター 56
- 奨学金制度 56

生活・環境 57

- ごみ 57
- 水道・下水道 59
- 浄化槽 60
- 住宅 61
- 動物 62

各種相談 63

- 暮らしの相談 63

議会・選挙 64

- 議会 64
- 選挙 65

主な公共施設 66

- 野木町立図書館 66
- 野木町文化会館 66
- 野木エニスホール 66
- 野木町公民館 66
- 公園・スポーツ施設 67
- 野木町健康センター ゆ〜らんど 67
- 野木町交流センター 野木ホフマン館 67
- 野木町ボランティア支援センター きらり館 68
- 野木町総合サポートセンター ひまわり館 68
- 野木町老人福祉センター ホープ館 68
- やすらぎの郷 野木霊園 68

生活ガイド 69

- 生活ガイドINDEX 69
- 公共施設・医療機関等マップ 70
- リフォームの基礎知識 72
- 愛車の健康法 74
- 野木町で味わうグルメ 75
- 知っておきたいー葬儀編ー 76
- お墓の形いろいろ 78
- 野木町商工会 79

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

行政書士 **雪華法務事務所**

相続・遺言
家族信託・生前対策の専門家

- 遺産分割協議書
- 公正証書遺言・自筆証書遺言
- 不動産の名義変更サポート
- 相続放棄サポート
- 銀行などの相続手続
- 家族信託・生前対策

相続のご相談は初回無料
土日祝、夜間のご相談もOK

0280-33-3685
古河市中央町1-8-5 古河駅徒歩7分 駐車場あり

こんな時には **ご一報ください。**

排水管 つまり 清掃 ← **緊急でもOK!**

- 排水管高圧洗浄
- トイレの詰まり
- グリストラップ清掃
- 産業廃棄物処理
- 受水槽・貯溜槽の清掃
- ビット内清掃
- 側溝清掃
- エアコン清掃
- ハウスクリーニング
- 建物全般清掃

須永ビルサービス 株式会社
0280-48-0639 (代)

本社 茨城県古河市新久田945

- 貯水清掃業 茨城県22貯古保第2号
- 建築物排水清掃業 茨城県22貯古保第1号
- 産業廃棄物収集運搬業 許可番号131510

広告

車検 法定費用・依頼整備除く
※最大割引適用時の金額

スーパーテクノ車検

車検基本料 **9,500円** 税別
(10,450円) 税込

钣金
キズ・ヘコミ・事故修理
钣金専門店

代車無料 品質保証 低価格保証

車検 No.1
車検の **コバック**

堀江自動車工業 (株)
NORIE

古河店
TEL. 0120-22-3933
茨城県古河市原町 1-6

古河運動公園前店
TEL. 0120-840-589
茨城県古河市女沼 229-7

ネット販売 27,000台以上
の実績!!
正直販売

古河本店
TEL. 0280-33-7155
[支店] 茨城県水戸市、第1支店

古河下山店
TEL. 0280-32-1000
[支店] 茨城県水戸市、第3支店

ホリエオート
中古車検索はこちら

ライフサイクルINDEX

広告

「デリバリーの三井化学東セロ」を支えています
トーセロ・ロジスティクス 株式会社



当社は、主に食品包装用フィルムの保管・配送と
 暮らしと結びつく物流を行っています

野木町野木142-1
 TEL (0280) 57-9100
 FAX (0280) 57-4285



随時従業員募集

環境にやさしい街づくり

型枠解体工事一式請負

株式会社 **館野建設工業**

〒329-0101 野木町友沼5975
 TEL/FAX 0280-33-6450

 のマークの場合には役場に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は
役場へ届け出てください

 赤ちゃんが
 生まれたら
出生届…P30
 生まれた日から
 14日以内に届出



生活

- ▶税金…P34
- ▶国民健康保険…P38
- ▶国民年金…P40
- ▶ごみ…P57
- ▶水道…P59
- ▶下水道…P59
- ▶主な公共施設…P66

 結婚したら
婚姻届…P30
 届け出た日
 から効力

結婚

- ▶転入届・転出届・
 転居届…P30
- ▶婚姻届…P30
- ▶印鑑登録…P31



 町内で住まい
 が変わったら
転居届…P30
 引っ越しした日から
 14日以内に届出

健康

- ▶救急医療情報
 …P42
- ▶各種健(検)診
 …P43



 町内へ引っ越し
 してきたとき
転入届…P30
 引っ越ししてきた日から
 14日以内に届出

 町外へ引っ越し
 していくとき
転出届…P30
 引っ越し日の
 約14日前から届出

広告

リフォーム
 総合リノベーション
 水のトラブル解決
 不動産売買
 リノベ物件販売

住まいる DEPO

SMILE

自社施行 理想の住まいで毎日を楽しく快適に

MIYAICHI KOUKEN
 株式会社宮一工建
 〒329-0114 栃木県下都賀郡野木町大字野木2045-23
 https://miyaichi-kk.com

TEL:0280-23-5933




誕生



- ▶ 出生届…P30
- ▶ 国民健康保険…P38
- ▶ 母子健康手帳…P49
- ▶ 妊婦一般健康診査…P49

育児

- ▶ こども医療費助成…P51
- ▶ 予防接種…P53
- ▶ 保育園・幼稚園・認定こども園…P53



成人

- ▶ 税金…P34
- ▶ 国民健康保険…P38
- ▶ 国民年金…P40
- ▶ 選挙…P65



教育

- ▶ 小・中学校…P54
- ▶ 児童館・児童センター…P56
- ▶ 奨学金制度…P56



緊急時

▶ 災害が起きたら…P26



広告

地域の皆様がお気軽に来られる場所になったらしいなという思いでオープンいたしました。

コーヒー、紅茶、ソフトドリンクの他、デニッシュトーストやおくりやカレーなど軽食メニューもご用意します。

軽微の事やお問い合わせは気軽に相談できる軽食サロン

[営業時間] 11:00 ~ 14:30 L.O.14:00 [定休日] 友引

茶や 直通TEL **0285-32-8800**

まちの集会所 **おくり茶や**

おくりや公式ホームページ
おくりや 検索

小山市神鳥谷3-9-21

家族が亡くなったら 死亡届…P30

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

老後

- ▶ 後期高齢者医療…P39
- ▶ 介護保険…P39
- ▶ 国民年金…P40
- ▶ 高齢福祉…P48



必要な方
印鑑登録…P31

広告

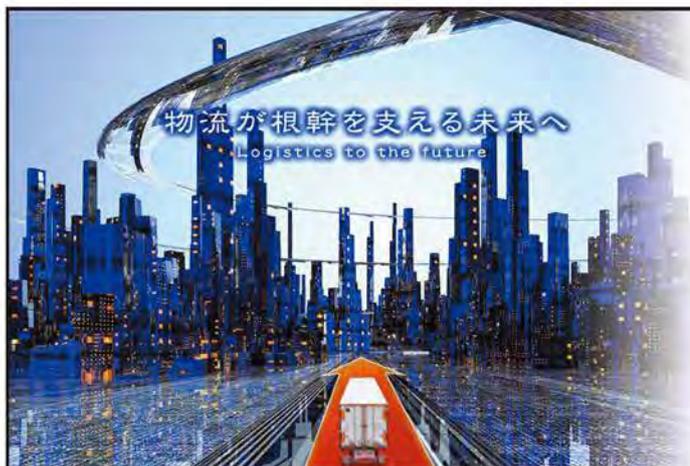
毎日なにかをプラス

不動産売買・買取・宅地開発

株式会社 **日進ホーム**

小山市神鳥谷 2-25-9
tel. **0285-38-7511**

日進ホーム 検索



迅速 丁寧 確實

鈴芝和

一緒に働ける
ドライバーの方募集中です



株式会社 **苺和**

[本社] 下都賀郡野木町中谷 156

[営業所] 下都賀郡野木町丸林 416-13 ブランドール 101

TEL0280-56-1217

TEL0280-33-3601

株式会社苺和 野木町





About Nogi Town

野木町の概要

栃木県の南の玄関口である野木町は、JR野木駅を中心とした住宅街と、緑豊かな周辺田園地帯が程よく調和した、自然あふれる住みやすい町です。明治22年の町村制施行以来、一度も合併を経験せず、30.27km²という渡良瀬遊水地にすっぽり入ってしまう県内で一番小さな町でもあります。東京まで約60kmという恵まれた立地条件から、大都市のベッドタウンとして目覚ましい発展を遂げてきました。

地形は平坦で、気候は温暖、地味も肥沃と、気候風土ともに恵まれています。このような条件のもと、米・麦・果樹・施設園芸などの農業が盛んです。また、東北自動車道、圏央道など主要高速道路からの交通利便性や災害に強いという強みを活かし、町内には野木工業団地・野木第二工業団地・野木東工業団地の3つの工業団地を有しており、数多くの企業が立地しています。



人口・世帯数

人口 24,590人
 男性 12,184人
 女性 12,406人
 世帯数 9,969世帯

(令和4年8月1日現在)



野木町賛歌ふれあいの町

作詞 新井清時 野木町民の歌・音頭
 詞補作監修 なかにし礼 制定委員会選定 唄 森昌子
 作曲 すぎやまこういち

1 振り返ることを 知らない君がいる
 休むことを 知らないあなたがいる
 そんな二人に 似合いの町がある
 希望に燃える ふれあいの町
 互いに手を取り たずさえて歩く
 伸ばそう 心の育つ町よ
 私とあなたの 野木町に生きる
 しあわせな よろこび

2 喜びわけ合い 過ごせる日々がある
 生きるしあわせ 育む明日がある
 だから毎日 力の限りに
 まわりのすべて愛しつづける
 夢を心に たずさえて生きる
 つくろう 希望の育つ町よ
 私とあなたの 野木町に生きる
 しあわせな よろこび

愛がふくらむ この町が 好き
 咲かそう 歌声ひびく町よ
 私とあなたの 野木町に生きる
 しあわせな よろこび
 私とあなたの 野木町に生きる
 しあわせな よろこび



広告

防水工事なら当社にお任せ下さい!

YOSHIDA CORPORATION

私たちは防水・塗装のプロフェッショナルの技術集団です。
 必ずご満足いただける仕事をさせていただきます。

- アスファルト防水
- 各種塗膜防水
- 各種シート防水
- シーリング
- 止水 ■ 注入
- 一般建築塗装



▼詳しくはホームページへ

古河市 ヨシダ 検索



栃木営業所 栃木県下都賀郡野木町友沼5930-105
 本社 茨城県古河市大堤1975-2
 埼玉営業所 埼玉県さいたま市南区円正寺400

TEL 0280-48-6419
 FAX 0280-48-6418



マスコットキャラクター

「ひまわりサンちゃん」と「のぎのん」が元気いっぱい野木町を盛り上げます！

ひまわりサンちゃん

町の花「ひまわり」をイメージして誕生した男の子です。長靴をはいて、みんなに会いに行くよ。

生年月日：1983年8月3日

身長：180センチ

性格：いつもニコニコひまわり顔

愛称：サンちゃん

(町制施行20周年記念として誕生)



のぎのん

ひまわりのイメージとレンガ窯の帽子をかぶった女の子です。お兄ちゃんのサンちゃんと野木町をPRしていきます。

生年月日：2012年12月25日

身長：150センチ

性格：元気で明るい女の子

愛称：のんちゃん

(町制施行50周年記念として誕生)



のぎのんとサンちゃんは、町内外のイベントなどで野木町をPRしています



「のぎのん」のイラストが使用できるよ

野木町のマスコットキャラクター「のぎのん」をできるだけ多くの場面や場所で多くの皆さんに触れてほしいので、どんどんお使いいただきたいと思います。使用料は無料です。デザイン規定に沿って、正しくご利用ください。

町ホームページに掲載している使用の手引きをお読みいただき、パターンを決めてから事前に使用承認申請書を提出してください。

産業振興課商工観光係 ☎57-4153



野木町音頭

作詞 なかにし礼 野木町民の歌・音頭
作曲 猪俣公章 制定委員会選定 唄 森昌子

1 ハア

春はうれしや 桜の下で
ちよいと浮かれて 唄おじゃないか
はるか はるかすむは 男体山
野木はよい町 よいところ
若い希望が 燃える町
人生 のめのめ
のめば満開 友の顔 友の顔

2 ハア

夏はたのしや 祭の太鼓
そろい浴衣で 踊ろじゃないか
娘 娘ひまわり 野木美人
野木はよい町 よいところ
生きるよろこび はずむ町
手拍子 とれとれ
とればくると 妻が舞う 妻が舞う

3 ハア

秋は銀杏が 黄金に光る
生まれ故郷を 愛そじゃないか
歴史 歴史うかべる 思川
野木はよい町 よいところ
父祖のきずいた 文化財
誇りを 持て持て
持てば美し 母のしわ 母のしわ

4 ハア

冬は風ふく 寒さの中で
どんと胸はり 生きよじゃないか
ここが ここが日本の 真ん中だ
野木はよい町 よいところ
のびる産業 町づくり
未来に 飛べ飛べ
飛べばたのもし 父子鷹 父子鷹



広告

KOMATSU
Creating value together



各種クレーン・フォークリフト・建設機械・
刈払機・研削といし・チェーンソー・丸のこなど

資格取得は 栃木労働局長登録教育機関
コマツ教習所
栃木センタへ

T 323-0819 小山市横倉新田295-1 Tel.0285-28-8300
駐車場完備・Web予約可能 くわしくはこちらから




遠人と呼ばれる農家さんが、大切に育てた「宝」の様な野菜を、
あなたに食べていただきたいくて、
八百屋をはじめました！
野菜の他に、こだわりの調味料、おやつもご用意しています。
素敵な野菜との出会いをお約束します。



housakuya
宝咲屋

当店では扱う野菜は、
自然栽培、有機栽培、特別栽培の野菜
が主になります。各地の自然食品など、
体にやさしい食品も
取り扱っています。

野木町内は配達無料
(1,000円以上のお買い上げに限りです)




宝咲屋HP ライン登録

宝咲屋 (housakuya)
TEL:080-5926-9709
〒329-0111 栃木県下都賀郡野木町丸林131-1
営業時間：9時30分～19時 店休日：日・月・金



放置すると危険！空き家は上手に活用しましょう

空き家の適正管理



家の引き継ぎ方について考えてみませんか？

現在、建物をお持ちの方へ

建物をお持ちの方は、将来の引き継ぎ方について、下記のポイントを確認しておきましょう。相続人が多数いる場合や権利関係が複雑な場合は、将来引き継ぐときに、より多くの費用や時間がかかってしまいます。

ポイント1 現在の登記の確認を行う

建物は、亡くなった方の登記名義のままの建物や、未登記の建物があります。法務局で登記事項証明書などを取得し、登記名義が誰になっているか確認しておきましょう。

ポイント2 相続などについて事前に話し合っておく

相続などについて家族・親族間で事前に話し合っておきましょう（誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか）。場合によっては、遺言書（公正証書が望ましい）の作成を検討しましょう。

ポイント3 専門家に相談する

必要に応じて、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し、手続きを確認しておきましょう。

もし空き家の所有者になったら 適正な管理を！

空き家とは？

年間を通して日常的に利用されていない建物のことをいいます。

放置してしまうと…こんな危険が！



蜂などの害虫の発生源となります。

建物が傷み、屋根や外壁材が落下・飛散する危険があります。

草木が繁茂し、近隣の家や道路に悪影響を及ぼします。

不審者に侵入されたりごみの不法投棄をされたりしてしまいます。

空き家の管理は所有者・管理者の責任です

空き家は個人の資産であり、所有者や管理者は適切に管理する責任があります。

屋根や外壁材が落下、崩れるなどして、周囲の住民や通行人に被害を与えた場合、空き家の所有者や管理者は損害賠償を請求される可能性があります。

空き家の管理は代行サービスの利用を検討しましょう

遠方に住んでいる、高齢などの理由により、所有者自身が空き家を管理することが難しい場合は、民間管理代行サービスの利用をご検討ください。

※公益社団法人野木町シルバー人材センターでは、下記業務を行っています。ぜひ一度ご相談ください。

連絡先 公益社団法人野木町シルバー人材センター ☎56-2137

業務内容 空き家の見回り・除草、植木の剪定（樹高4m、幹の太さ20cm未満）等

売却や賃貸などの活用を検討しましょう

ご自身で住む予定がない場合は、売却や賃貸もご検討ください。また、空き家を解体して、家庭菜園、駐車場、貸地などに土地を活用する方法もあります。

広告

まちの葬儀屋さん おくりや による シニアライフサポート

事前相談 増えていきます

0285-32-8800

その後の窓口

— ご葬儀後のお困り事をサポートいたします —

<p>家のお片付け 家族では手に負えない遺品整理</p> <p>空き家の管理・活用 資産価値向上や防犯対策</p> <p>お墓の困り事 高石クリーニングや墓じまい</p>	<p>特殊清掃 住める状態へハウスクリーニング</p> <p>相続相談・手続き代行 専門家による診断や事前相談</p> <p>身元保証・くらし支援 ご家族が前に進むために</p>
--	--

ご相談・お見積り 無料 お気軽にお問い合わせください。

— 小山で創業60余年 — 栃木県小山市神鳥谷3-9-21

0800-800-5999

通話無料 無料

電話は携帯電話からも無料でつながります。

有限会社 小山祭典具 小山市神鳥谷2-32-12 TEL.0285-25-1141

おくりや公式ホームページ おくりや 検索

まちの葬儀屋さん
おくりや
OYAMA

無料

24時間
受付対応

年中無休

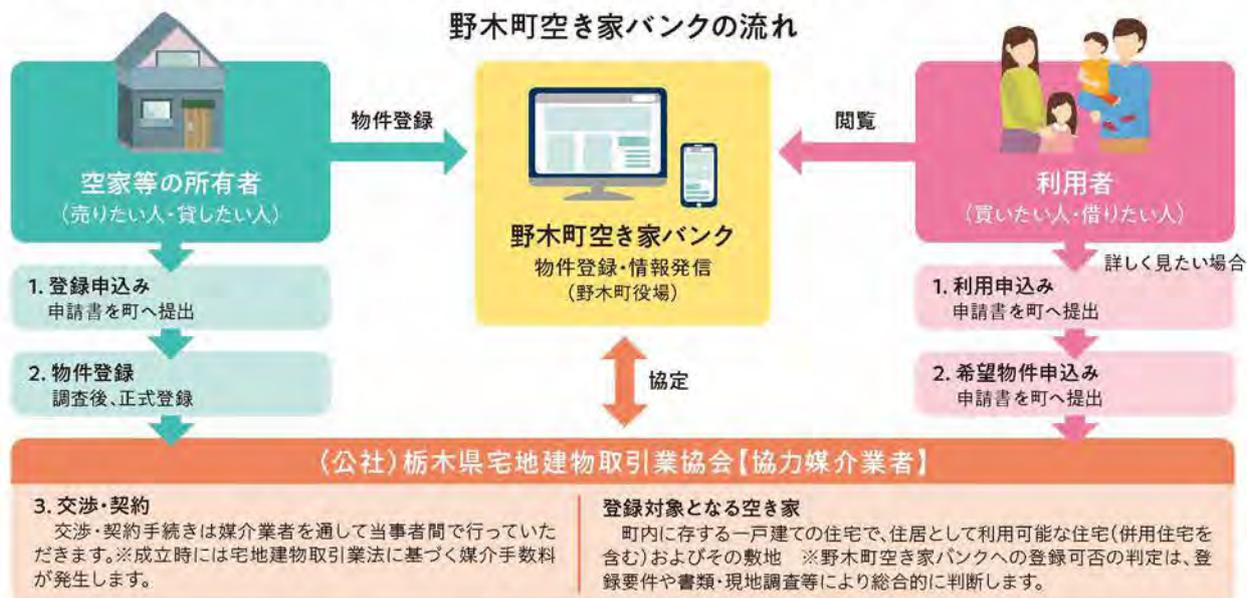
不動産無料相談会

不動産に関するさまざまな事柄についてのお悩みや疑問についての相談会を開催しています。



野木町空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンクとは、利用可能な空き家の登録情報を公開し、売買や賃貸借のマッチングを行うものです。



空き家バンクリフォーム補助金

お問い合わせ 政策課政策推進係移住定住促進班 ☎57-4178

野木町空き家バンクの登録を促進し、空き家の利活用を図るため、空き家バンク登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し、補助金を交付します。

- 対象者**
- 野木町が実施している空き家バンクの登録物件の所有者または入居者(入居予定者)
 - 町税を滞納していないこと
 - 空き家所有者の3親等以内の親族でない人
※売買契約または賃貸借契約において空き家バンクによる締結または書面による同意を得た者であること

- 補助金の額・条件・申請期間**
- リフォーム工事**…空き家バンクに登録された住宅の安全性、居住性、機能性等の維持または向上のために行う修繕、模様替え、増築等にかかる工事(費用の総額が20万円以上であること)
費用の2分の1以内の額。限度額50万円
 - 家財処分**…空き家バンクに登録された住宅において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具を処分すること(費用の総額が5万円以上であること)
費用の2分の1以内の額 限度額10万円

※補助の種類ごとに1住宅につき1回限りの交付
その他、補助の対象外の費用もありますので、詳しくはお問い合わせください。
事前申請が必要です。工事着手後の申請はできません。

広告

公益社団法人 野木町シルバー人材センター

★当センターはこんな仕事を承ります★

- ・植木剪定
- ・賞状宛名書き
- ・施設内外清掃
- ・農作業手伝い
- ・病院の付添い
- ・庭の草取り
- ・刃物研ぎ
- ・工場内軽作業
- ・家事の手伝い
- ・障子・襖貼り
- ・店舗内軽作業
- ・その他軽作業
- ・網戸張り
- ・施設内管理等

野木町友沼5840-1
TEL:0280(56)2137
FAX:0280(57)2054

ヤマト電気管理事務所

公益社団法人 東京電気管理技術者協会会員

野木町川田388
TEL 0280-56-2260 FAX 0280-57-4764

井戸工事 家庭用の井戸から農業用の大きな規模の井戸を掘ります。

ポンプ工事 家庭用のポンプから農業用のポンプを取り付け、交換などを行います。(水質が悪い場合の除鉄や除マンガン装置の取り付けなども行います。)

株式会社 さくせん 小林鑿泉工業所

本社 小山市寒川1715
TEL 0285-38-1845

野木支店
野木町大字丸林383-10
http://www.kobayashi-idoya.jp/



特集

のぎ 歳時記



野渡のささら獅子舞

熊野神社の祭礼として披露される「ささら獅子舞」は、古河公方足利成氏の時代に悪疫退散と五穀豊穡を祈って始められたという伝承があります。3月14日の「ささら始め知らせ」から4月16日の「オヒマチ」までの約1ヶ月間に渡って、獅子舞や獅子唄が演じられます。

📅 4月上旬



煉瓦窯春フェスタ

新緑のメタセコイア並木が見られる頃に開催される煉瓦窯春フェスタ。敷地内には季節の花が咲き始めます。煉瓦窯見学ツアーや各種ワークショップが行われます。

📅 5月中旬



広告



未来を手にする

スマートホームをもっと身近に。
スマホや音声で、自宅の機器をラクラク操作。
暮らしのシーンに合わせて、まとめて自動に。


LIXILの
建材・設備


ひとつのアプリで
一括管理！


さまざまな家電
・先端デバイス

通信工事
Wi-Fi
IOT
インターネット・LAN工事
ネットワークカメラ
集合住宅ネットワーク工事

株式会社 ADVANCE
TEL 0280-23-6464
野木町丸林397-8富士見ビル3階

【SDGs宣言】SDGsに賛同し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

春は新緑、夏はひまわり、 まちを彩る季節



ホタル祭り

のぎ水辺の楽校応援倶楽部が主催する「ホタル祭り」。大切に育てたホタルが幻想的に舞い飛びます。

📅 6月中旬



ひまわりフェスティバル

毎年7月下旬に行われる野木町の一大イベント「ひまわりフェスティバル」。会場で約30万本のひまわりが咲き誇り、例年「ふれあい模擬店」「ステージイベント」の他各種催しが行われ、家族そろって楽しめるイベントとなっています。

📅 7月下旬



ふれあい夏まつり

毎年、8月下旬に開催。櫓を建て、おはやし保存会の皆様と子どもたちのおはよしの披露や、模擬店・体験コーナー・こども広場などたくさんの催しがあり、毎年3,000人近くの来場者で盛り上がります。

📅 8月下旬



広告

社団法人 日本造園組合連合会 栃木県支部
有限会社 **館野造園**
代表取締役 館野 三代吉

**造園
設計
施工
管理**

〒329-0104 野木町佐川野1740-1
TEL 0280-56-2177 FAX 0280-56-2700

電気の事なら当社におまかせ！

虎屋電機株式会社

野木営業所
〒329-0111 野木町丸林414-16
TEL(0280) 56-0505 FAX(0280) 23-1210

本社
〒329-0214 小山市乙女2丁目26番8号
TEL(0285) 45-0026 FAX(0285) 45-0086

造園・設計施工
有限会社 **大森造園土木**
一級造園施工管理技士 代表取締役 大森健雄

〒329-0104 野木町佐川野548
TEL 0280-56-1616 FAX 0280-56-0070



特集

のぎ 歳時記

まちが賑わう秋祭りや イベント、冬の夜に輝く イルミネーション

野木町文化祭

毎年、10月下旬から11月上旬にかけて、野木町公民館やエニスホールを中心に開催されます。芸能発表会・展示発表会・音楽会など1年間の文化活動の成果の発表の場として、たくさんの方が訪れます。

📅 10月下旬～11月上旬



煉瓦窯秋フェスタ

メタセコイアが紅葉しはじめる頃に開催される煉瓦窯秋フェスタ。煉瓦窯見学ツアーや各種ワークショップなど様々なイベントが行われます。

📅 10月上旬



広 告

職人で選んでみませんか？

塗装工事・シーリング工事・防水工事
外壁屋根塗装・足場仮設 etc...



MAKOTO KENSOU

株式会社 誠 建 装

お見積り無料！

☎ 0280-51-5952

〒306-0052 茨城県古河市大山 1668-6





TOWN-NOGIイルミネーション

11月下旬から翌年1月下旬まで駅前広場にイルカやペンギン、ペガサスやハートなど東西合計約8万球のイルミネーションが点灯します。野木町の冬の風物詩として定着し、通りかかる人々の目を和ませてくれます。

📅 11月下旬～1月下旬



▲東口



▲西口



野木神社の提灯もみ

野木神社で毎年12月3日に行われるこの祭りは、奇祭とも言われています。

氏子たちが竹竿に取り付けた提灯をぶつけ合う祭りです。

📅 12月3日



野木町産業祭

産業祭は、地域住民の方への紹介を通してうのおいのある町づくりを目指し、町の農業・工業・商業の調和のとれた発展に寄与することを目的として、毎年11月に開催されています。

📅 11月上旬



野木神社太々神楽

野木神社の太々神楽は江戸時代中期から始まったとされ、現在は毎年4月の第2日曜日に奉納される他、12月3日には胴長太鼓や笛等の演奏と共に八方舞と四方舞の神楽が舞われています。この神楽は、当初は神官のみが舞っていましたが、明治初期に神官から氏子に伝承され現代に伝えられました。

📅 12月3日

広告




NITO 日東工業

栃木野木工場

栃木県下都賀郡野木町大字川田1-5

☎(0280)57-2800(代)



もぎたての真っ赤に熟したトマトをはじめ、地元の新鮮野菜などを取り揃えてお待ちしております。

矢畑農産物直売所

◆営業時間
3月～10月 8:00～16:30
11月～2月 8:30～16:30
※年末年始・お盆の休みあります
野木町南赤塚1958-1
TEL.0280-57-1841

矢畑農産物直売所
●ヤマダ電機
●たま皮膚科

当店はSDGsに参加しています
羽毛布団のリフォーム、綿布団の打直し

眠りの専門店

こじま寝装

野木町友沼6429-2
☎0280-56-1894

🕒 営業時間 🕒
午前9時30分から
午後7時まで





特集

のぎ 歴史景観

明治期日本の 近代化を支えた煉瓦窯

国指定重要文化財・近代化産業遺産

(昭和54年国指定重要文化財登録)
(平成19年近代化産業遺産登録)

野木町煉瓦窯(旧下野煉化製造会社煉瓦窯)

野木町煉瓦窯(旧下野煉化製造会社煉瓦窯)はホフマン式の煉瓦窯で、明治23年(1890年)から昭和46年(1971年)までの間に多くの赤煉瓦を生産し、日本の近代化に貢献しました。この煉瓦窯には16の窯があり、1つの窯で1回に約14,000個、全ての窯を連続して使用した場合には約22万個赤煉瓦を生産することが可能でした。また、この煉瓦窯は創業時から130年以上経過した現在においても、ほぼ原型のまま存在しており、建造物として価値が高いものです。昭和54年(1979年)に国の重要文化財に指定され、さらに平成19年(2007年)には、「近代化産業遺産群」の一つに選定されました。

野木3324-1



H29.4月
恋人の聖地に
認定!!



Point \ もっと学ぶなら... /

煉瓦窯見学

ヘルメットをかぶり窯の中へ! 煉瓦窯を間近で自由に見学できます。なお、団体での見学をご希望の場合は、1か月前までに野木ホフマン館(P15参照)までご連絡ください。



- 🕒 9時~17時(受付は16時30分まで)
※ホフマン館開館日のみ見学可能
- 🎫 中学生以下 無料 高校生以上 1人100円
(※15名以上の団体の場合は1人 80円)
- 🌸 月曜日、年末年始
※月曜日が祝日に当たる場合は開館し、翌平日を休館とします。

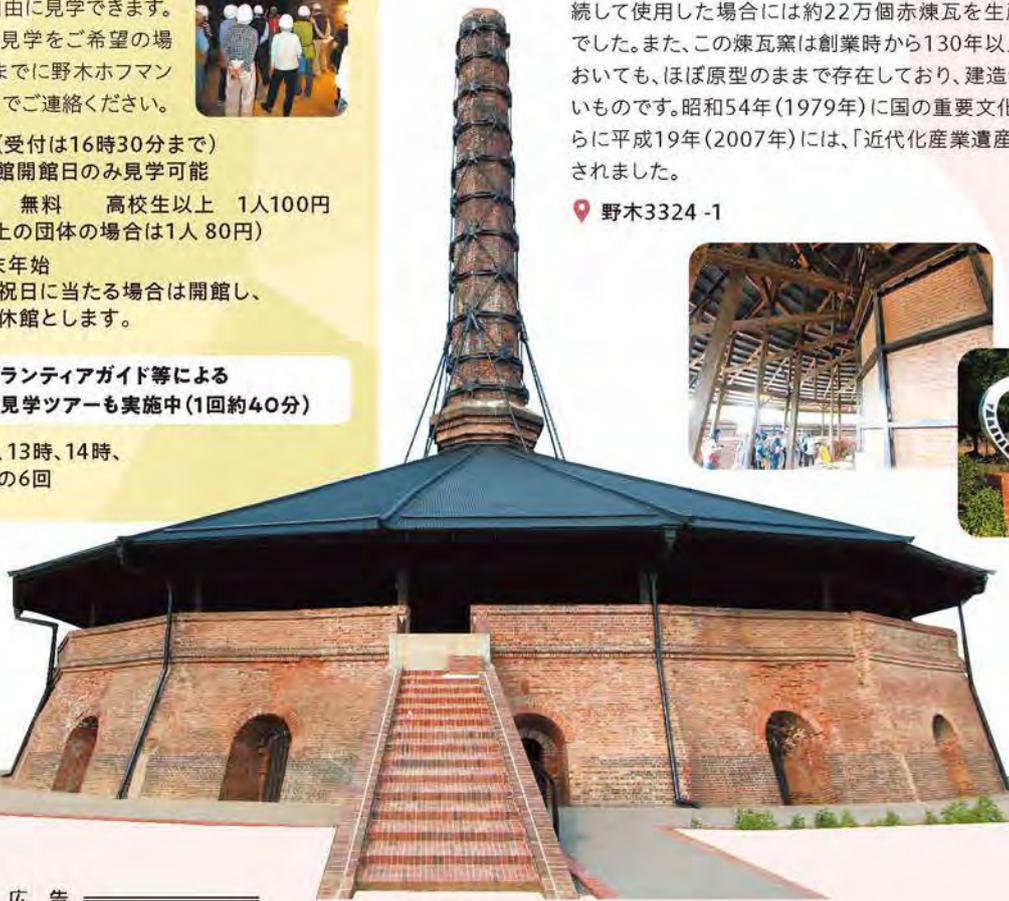
ボランティアガイド等による
解説付きの見学ツアーも実施中(1回約40分)

- 🕒 10時、11時、13時、14時、
15時、16時の6回

ボランティアガイド等による

解説付きの見学ツアーも実施中(1回約40分)

- 🕒 10時、11時、13時、14時、
15時、16時の6回



広告

農業機械

販売・整備・点検・修理



山田農機具店

野木町野木2214-2

☎0280-57-1464

のぎ

フォトギャラリー

NOGI PHOTO GALLERY





野木町交流センター 野木ホフマン館



「野木ホフマン館」は「野木町煉瓦窯」に隣接し、ありのままの自然や文化・歴史を学習、体験できるスポットです。すぐ西側にはラムサール条約登録湿地である「渡良瀬遊水地」が広がっており、簡単にアクセスできます。レンタサイクルで遊水地や近隣の寺社を散策した後は、館内の「こびとカフェ」でくつろぎのひとときを。

📍 野木3324-10 📞 33-6667

🕒 9時～18時

🗓️ 月曜日、年末年始
※月曜日が祝日に当たる場合は開館し、翌平日を休館とします。



ホフマンSHOP

『野木ブランド』認定商品や煉瓦窯オリジナルグッズ、手作り工芸品、雑貨などを販売中！



渡良瀬遊水地の展示室



野木町煉瓦窯の展示室



研修室



体験学習施設

レンガ製小物作りや陶芸体験、石窯でピザやパンを作る石窯料理体験講座などを開催！

Point

＼ おいしいひととき /

カフェレストラン こびとカフェ

栃木県産小麦と天然酵母の本格窯焼きピッツアや地元のお野菜をたっぷり使ったレンガサンドの他、スイーツ、アルコールなどメニューも充実。

🕒 (平日)10時～18時(L.O.17時30分)
(土日祝日)9時30分～18時(L.O.17時30分)
モーニング～11時 ランチ 11時～

🗓️ 野木ホフマン館の休館日、第1火曜日(夏期臨時休業あり)

📞 54-4555

名物
ひまわり
ピッツア



広告

ZEBRA
Open your imagination

ブレない
ストレス
フリーな
書き心地

blen
ブレン

ゼブラ株式会社 野木工場
〒329-0114 栃木県下都賀郡野木町野木140

CLEAN AIR

高い捕集効果を実現。
シンターラメラフィルター

99.999%の**実力**。

日鉄鉱業株式会社
www.nittatsukou.co.jp



特集

のぎ 歴史景観



時を超えて 暮らしを見守ってきた 史跡や神社仏閣

国登録有形文化財建造物

(平成23年7月25日登録)

旧新井製糸所事務室・漆喰蔵・煉瓦蔵

明治30年代、栃木県随一の製糸所であった旧新井家製糸所跡地にある新井家。敷地内には、国の登録有形文化財に認定された3つの建物があり、なかでも煉瓦造りの養蚕棟は野木町煉瓦窯で焼かれた煉瓦が使われています。18代新井元之助さんは下野煉化製造会社の顧問も務めていたため、煉瓦窯操業当時の貴重な資料も残っています。

野渡貝塚

野渡貝塚は、昭和14年(1939年)に発見された約5,000年前の縄文時代の貝塚です。野渡貝塚には、7か所の貝塚が確認されており、それらの中には約20～30cmの貝層が存在しています。

この貝塚からは、ヤマトシジミやカキガイ等の貝類が発見された他、縄文式土器や住居址等も発見されています。

5000年前の
人々の生活の跡



この地域では
珍しい方墳



大塚古墳

県指定文化財

大塚古墳は御門古墳群の1つであり、地元では「五界塚」とも呼ばれ、御門古墳群の中で主墳の位置を占めています。

一辺の長さが約23m、高さが約3.5mの方墳で、墳頂は長辺が約9m、短辺が約8mあります。

Point

レンタサイクルで素敵な時間を！ 貸自転車

自然豊かな渡良瀬遊水地(ラムサール条約登録湿地)や野木町煉瓦窯(国指定重要文化財・近代化産業遺産)等の観光スポットを巡ってみませんか。電動アシスト付自転車であらゆるサイクリング！

🕒 9時～17時(受付は15時まで) 🆓 無料(貸出場所受付へ身分証をご提示ください)

📍 野木ホフマン館およびきらり館:貸出場所の営業日に準ずる。

利用方法: 小学3年生以上の方がご利用できます。身分を証明できるもの(運転免許証、保険証、学生証等)をご持参ください。小学生の方は保護者が引率してください。

貸出場所: 野木ホフマン館、きらり館、JR野木駅西口セブンイレブン、野木町役場

問い合わせ先: 産業振興課商工観光係 ☎ 57-4153



広告

野木町総鎮守社

千年の社とふくろう 二輪草の里

野木神社

野木町大字野木2404 TEL/FAX (0280)55-0208

満福寺

遊水地に
ほど近い
曹洞宗の禪寺



西光山乾亨院 満福寺は、明応年間(1492~1501年)に開かれた曹洞宗の禪寺で、古河公方足利成氏が建てたといわれています。寺には、鎌倉円覚寺の行基の作といわれている釈迦如来像が安置されています。この寺は、二度火災にあっており、江戸時代末期の安政元年(1854年)に再建され現在に至っています。

野渡706

満福寺にある / 町指定文化財



板碑 町指定文化財

満福寺の板碑は栃木県最古の板碑と考えられています。正元元年(1259年)に造立され、地上部分が129cm、地面に埋められている部分が約30~40cmあり、その大きさは野木町周辺地域の中では最大級です。

町指定文化財

猪苗代兼載の墓

猪苗代兼載は室町時代の連歌師です。奥州の会津で生まれ、応仁の乱後に京都に出て、連歌師として活動しました。



町指定文化財

古河公方足利成氏の墓

満福寺には、足利尊氏の子孫である足利成氏の墓があります。

野木神社にある / 県・町指定文化財



黒馬繫馬図絵馬

県指定文化財

野木神社にある絵馬は、江戸時代の高名な画家、谷文晁の作です。

町指定文化財

野木神社の公孫樹

樹齢約1200年の大公孫樹は「とちぎの名木100選」に入っています。垂れ下がった気根の様子から、母乳の出ない人の厚い信仰があります。



算額 町指定文化財



野木神社の算額は、明治22年(1889年)8月に和算流派 最上流の野鳥勝次正行とその門人である島村常吉義満によって奉納されたもので、野木町唯一の算額です。



境内には
野生のフクロウが
営巣している



野木神社

県指定文化財

[野木神社本殿・拝殿附棟札3点]

野木神社は約1600年前に建てられたとされ、正殿には応神天皇の皇子、菟道稚郎子命が祀られています。

野木神社の社殿は台手函(現在の野渡字大手箱)に建てられていましたが、延暦21年(802年)に坂上田村麻呂が蝦夷討伐の凱旋時に詣でた時に現在の場所に移築されたとされています。

その後、文化3年(1806年)に一度焼失しましたが、領民が再建のために寄附金を募り、古河藩主土井利厚が賛同したことによって、文政2年(1819年)に再建されました。

野木2404

広告

曹洞宗 満福寺



《町指定文化財》

・満福寺の板碑・古河公方足利成氏の墓・猪苗代兼載の墓

野木町野渡706

TEL 0280-56-0133

のぎ

フォトギャラリー

NOGI PHOTO GALLERY





特集

のぎ 自然景観

季節の花や
多くの動植物を育む
水辺で憩うひととき

満福寺のソメイヨシノ

室町時代の連歌師として、日本の文芸史に名を残した「猪苗代兼載」にちなんで、昭和30年代に植えられました。兼載が特に桜にちなんだ歌を好んで詠み、不朽の名作を残したことから、「この寺に桜を植えよう」という声が起こり、名木になるようにとの願いとともに植えられたものです。山門にかかる枝の姿が見事で、見ごたえのある一本に育っています。

野渡706

見ごたえのある一本です



可憐な白い花



野木神社の二輪草

二輪草はキンポウゲ科の多年草で、3月中旬から4月中旬にかけて、約20cmの花茎の先に十円玉大の2個の可憐な白花をつけ、境内の桜が散る時季に満開となります。その形から、夫婦や恋人同士に例えられることもあります。

野木2404



毎年7月下旬には「ひまわりフェスティバル」を開催

野木町のシンボル

ひまわり畑

大地にしっかりと根ざし、真夏の青空へ向かって伸びるひまわり。シーズン(7月下旬)には、フェスティバル会場で約30万本のひまわりが咲きほこります。太陽のエネルギーをいっぱい浴び、元気良く育ったひまわりは野木町のシンボルです。

広告



業務拡大の為/
運転手さん募集中!!!
新規荷主様大歓迎!

- 一般輸送
- 食品配送
- 金属スクラップの運搬



お気軽にお問い合わせ下さい!

F.A.D.S. 株式会社 F-TRANSPORT 関自貨第 1097 号

野木町丸林 624-5 シティーコープ KCK101

TEL : 0280-33-3877 FAX : 0280-33-3885

栃木県公安委員会認定第 319 号

アート代行サービス

野木町友沼 516-1

☎ 0120-316-670

TEL : 0280-33-3775

STOP! 飲酒運転



飲んだら
おまかせ
私たちがお伺い
いたします





若の原農村公園の芝桜

若林地区にある若の原農村公園では、4月下旬に小高い丘一面に芝桜が咲きます。ピンクや紫のグラデーションが見事です。

📍 若林771

木の香りが気分を
落ちつかせてくれます



赤塚自然の森

気軽に自然散策できる森林で、遊歩道も完備され、自然とふれあったりレクリエーション活動の場となっています。

📍 南赤塚778-1



一日中
のんびりできます



赤塚ふれあい公園

ゆ〜らんのすぐ隣にある、自然とふれあえる公園です。園内には、遊歩道や池、緑地帯があり、自然とふれあうための様々な工夫が施されています。山桜もきれいです。

📍 南赤塚1514

Point

雄大な大自然がひろがります



渡良瀬遊水地

平成24年にラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地は3300ヘクタールで、栃木、群馬、埼玉、茨城の4県にまたがる日本最大の遊水地です。調整池としての機能を持つことで、利根川下流の洪水を未然に防ぐ治水の要として重要な役割を果たしています。また、貴重な動植物の宝庫といわれています。

のぎ水辺の楽校

渡良瀬遊水地に隣接する緑豊かな原野に散策路が整備されており、遊水地の希少な動植物を間近に見ることができます。6月にはホタルの鑑賞会が行われ、9月には「ワタラセツリフネソウ」も見ることができます。

📍 大字野木2305



ホタルの光が
とっても幻想的

広告

野木町の整体&リラクゼーションサロン
ほっこりやさん

営業時間 10時～20時
LINE受付 24時間OK
電話受付 8時～20時

☎0280-57-9012
前日までの完全ご予約制

LINE 野木町野渡803 HP

株式会社 BSA B・S・Aエンジニアリング

快適な空間をお届けします

本社 野木町友沼 5848
TEL 0280-56-1212 FAX 0280-57-2345

古河営業所 古河市東 1-6-3 BSAビル2F
TEL 0280-33-0338 FAX 0280-33-0366



『キラ輪号』は、乗り合いタクシーです。「通院」「買い物」「駅」あるいは「お友だちの家」等に、利用されています。『キラ輪号』は、みなさまの行動範囲を広げるお手伝いをします。ご利用をお待ちしています。

運行エリア 野木町全域および光南病院(小山市)、友愛記念病院(古河市)です。

※友愛記念病院へは、行き(野木町内から友愛記念病院までの乗車)のみ、ご利用になれます。帰り(友愛記念病院から野木町内への乗車)につきましては、「キラ輪号」のご利用はできませんので、他の交通機関をご利用ください。

運行日 月曜日～金曜日
※土日祝日、年末年始、8/13～16は運休です。

運行時間 8時～17時

午前	8:00便	8:30便	9:00便	9:30便
	10:00便	10:30便	11:00便	11:30便
午後	12:00便	13:00便	13:30便	14:00便
	14:30便	15:00便	15:30便	16:00便
	16:30便			

※時刻表にある時間は、ホープ館を出発する時間の目安です。乗合運行のため予約状況によって迎えに行く時間が遅れることがあります。目的地までの到着には時間には余裕を持ってご予約ください。

利用料金 (1回:片道)
大人(中学生以上)300円、
子ども(小学生以下)200円、
75歳以上200円、3歳未満無料

小学生の単独乗車が出来ようになりました

今までは保護者同伴としていた小学生も、保護者からの予約により単独で乗車できます。塾や習い事の送迎などにご利用ください。(※利用には事前の登録が必要です)

【利用条件】

1. 必ず保護者が利用予約をすること
2. 保護者の責任において利用すること

※小学生未満の利用は保護者の同伴が必要です。
 ※一人で乗り降りできない方の利用は、介助者の同伴が必要です。
 ※平成21年4月以降に運転免許証を返納した方は、無料券2冊(20回分)を1回に限り無料で交付します。ただし、交付には「運転経歴証明書(有料)」または「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。
 ※キラ輪号車内において現金での取り扱いは致しませんので下記利用券販売所で事前に利用券を購入してください。

利用券販売所

町社会福祉協議会(老人福祉センター)・町総合サポートセンター
町都市整備課・キラ輪号車内(冊売りのみ)

利用券の料金は

- 1冊 1,800円(300円 6枚綴り)
- 1冊 2,000円(200円 10枚綴り)の2種類
(バラ売りも可能 ※キラ輪号車内を除く)



ご利用案内

利用する時は、予約センターへ電話予約をしてください。
予約する時は、以下の項目をオペレーターに伝えてください。



- ①お名前
- ②電話番号
- ③どなたが乗るか(何人乗るか)
- ④乗車する場所(どこから)
- ⑤目的地(どこまで)
- ⑥希望の日時(何時の便)

料金は、利用券での支払いとなります。乗車の際にドライバーに渡してください。

※折りたたみ式のシルバーカー等を持ち込んで乗車することができます。条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

予約受付日・時間

月曜日から金曜日の8時から17時まで
(土日祝日、年末年始、8/13～16は除く)

- ▶利用希望時間の30分前までに予約してください。ただし、16時30分の便は15時30分までの予約となります。8時の便は前日までに予約してください。
- ▶予約受付は、利用予定日の1週間前(運休日を除く)から受付を開始します。
- ▶帰りの便の利用時間が決まっていれば、お出かけの時に予約することができます。

予約センター ☎ **54-5515**
ゴヨウの方はゴーゴイコウ!

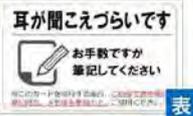


インフォメーション

耳が聞こえづらい方は「キラ輪号連絡ヘルプカード」が利用できます

予約時など電話連絡が難しいと感じる方が携帯し、キラ輪号へ電話する際に周囲の人をお願いするためのカードです。ご希望の方はお問い合わせください。

※使用時はご自身で携帯電話、筆記用具、メモ帳など連絡に関する準備をお願いします。



利用券がふるさと納税の返礼品に登録されました

町外の方からご家族やご友人にプレゼントも可能です。是非お使いください。

1冊 1,800円分
(300円 6枚綴り)
※6,000円以上の寄付



1冊 2,000円分
(200円 10枚綴り)
※7,000円以上の寄付



お問い合わせ

- 野木町社会福祉協議会 ☎ 57-3100
- 都市整備課 都市開発係 ☎ 57-4161
- 野木町総合サポートセンター ☎ 33-6878



業務内容

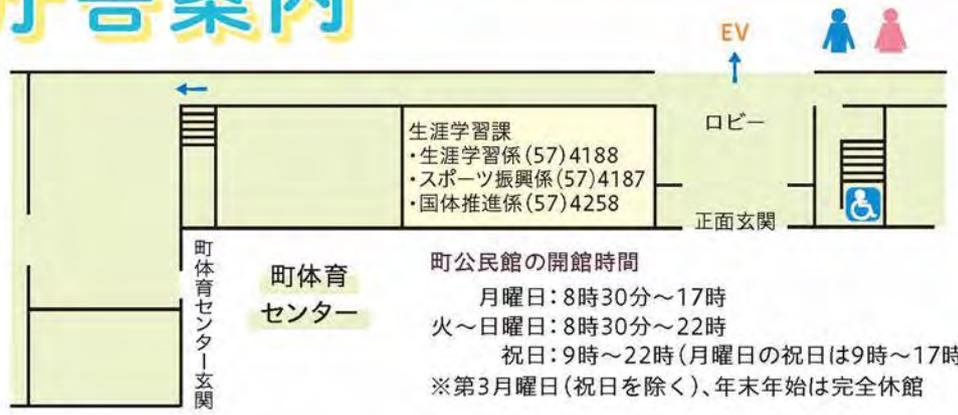
代表番号…0280(57)4111



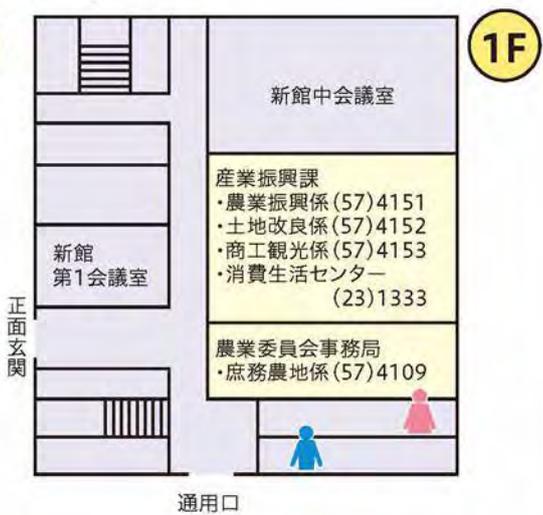
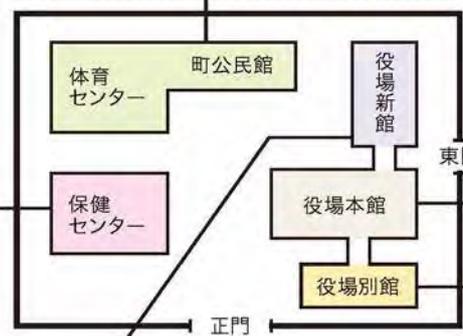
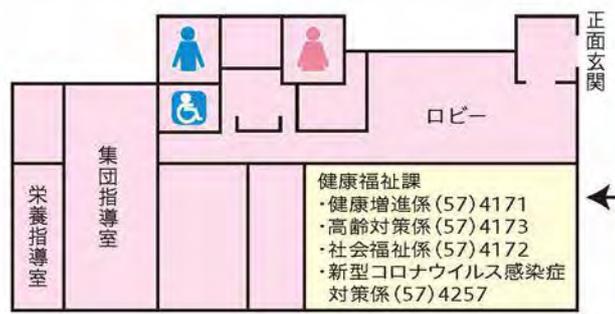
町長 副町長	総合政策部	総務課 soumu@town.nogi.lg.jp	秘書広報係 (57)4134	秘書用務、儀式・交際、町村会、後援、広報、ホームページ等に関する事。
		政策課 seisaku@town.nogi.lg.jp	人事給与係 (57)4158	人事、福利厚生、給与、研修等に関する事。
			庶務文書係 (57)4119	文書、選挙、区長・自治会長、情報公開等に関する事。
			消防防災交通係 (57)4112	消防、防災、交通、防犯、国民保護等に関する事。
			政策推進係 (57)4101	総合的企画調整(総合計画、地方創生、SDGs、土地利用の企画等)、統計、広聴、渡良瀬遊水地の保全・利活用、ふるさと納税等に関する事。
		移住定住促進班 (57)4178	移住定住、空き家対策等に関する事。	
	財政係 (57)4116	町財政の企画・連絡調整、予算編成、地方交付税、町債、寄附受入れ等に関する事。		
	税務課 zeimu@town.nogi.lg.jp	契約管財係 (57)4117	町有財産の管理、財産台帳・備品台帳の整備、入札・契約等に関する事。	
		デジタル推進係 (57)4260	デジタル化の推進、情報システムの運用・管理・セキュリティ、番号制度の総合調整等に関する事。	
		収税係 (57)4124	町税歳入の整理・滞納処分・徴収・督促、納税相談等に関する事。	
	町民生活部	住民課 juumin@town.nogi.lg.jp	町民税係 (57)4122	町民税、国民健康保険税・介護保険料の賦課、税制の企画等に関する事。
			資産税係 (57)4123	固定資産税・軽自動車税の賦課等に関する事。
			住民戸籍係 (57)4126	住民登録・印鑑登録、各種証明の交付、戸籍簿等の作成、パスポート等に関する事。
		健康福祉課(保健センター) kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp	給付・年金係 (57)4140	児童手当、重度心身障がい者・ひとり親家庭・子ども・妊産婦医療費等の助成、国民年金等に関する事。
			保健医療係 (57)4136	国民健康保険、後期高齢者医療、高額医療費等に関する事。
健康増進係 (57)4171			乳幼児健診、生活習慣病健診、健康相談、予防接種、母子健康手帳の交付、健康センター等に関する事。	
高齢対策係 (57)4173			高齢福祉、介護保険、地域支援事業等に関する事。	
社会福祉係 (57)4172			障がい者(児)福祉、生活保護、民生委員・児童委員、災害援護等に関する事。	
総合サポートセンター(ひまわり館)		新型コロナウイルス感染症対策係 (57)4257	新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種に関する事。	
		総合サポートセンター係 (33)6878	健康・福祉・子育て等の総合相談等、総合サポートセンターの管理運営に関する事。	
生活環境課 seikatukankyou@town.nogi.lg.jp		環境リサイクル係 (57)4131	公害防止、墓地、浄化槽の設置、畜犬登録、エネルギー政策、空き地の環境保全、ごみの処理・リサイクル、小山広域保健衛生組合等に関する事。	
		人権・協働推進係 (57)4132	人権、男女共同参画、ボランティア、協働、コミュニティ、NPO等に関する事。	
		ボランティア支援センター(きらり館)	(23)1231	ボランティア活動の登録、活動に係る相談、各種講座、交流会等に関する事。
産業建設部		産業振興課 sangyou@town.nogi.lg.jp	農業振興係 (57)4151	農業振興の総合計画、農業統計、農業災害、鳥獣保護、林地の保全、緑化推進等に関する事。
			土地改良係 (57)4152	農村整備事業の計画・実施・指導、地籍調査事業等に関する事。
	商工観光係 (57)4153		商工業の振興、消費者行政、観光の振興、野木ブランド品の認定、企業誘致の推進等に関する事。	
	消費生活センター	(23)1333	消費者からの苦情に係る相談、消費者安全の確保に必要な情報提供等に関する事。	
	都市整備課 toshiseibi@town.nogi.lg.jp	都市開発係 (57)4161	都市計画の計画・調整、建築指導確認事務、工業団地の総合調整、開発指導事務、デマンド交通等に関する事。	
上下水道課 jougesuidou@town.nogi.lg.jp	建設係 (57)4157	道路、土地区画整理、公園整備事業等に関する事。		
	施設保全係 (57)4155	道路・公園等の管理・補修等に関する事。		
	業務係 (57)4146	水道料金、下水道使用料、資産管理等に関する事。		
議会	会計課 kaikei@town.nogi.lg.jp	水道係 (57)4194	水道用水の供給、水道工事の施工、施設の維持管理等に関する事。	
		下水道係 (57)4165	下水道工事の施工、施設の維持管理、農業集落排水事業等に関する事。	
	議会事務局(兼 監査委員書記) gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp	会計係 (57)4105	現金・有価証券の出納保管、物品の出納、現金・財産の記録管理等に関する事。	
		庶務議事係 (57)4106 (兼 監査委員書記)	議会の運営・活動、監査委員の書記等に関する事。	
	教育委員会 — 教育長	子ども教育課 kodomokyouiku@town.nogi.lg.jp	庶務管理係 (57)4181	教育財産の管理、教育に係る調査・統計・広報、教育委員会等に関する事。
			学校教育係 (57)4182	小中学校の管理運営に関する指導、学校関係諸調査、児童生徒の就学・学校保健等に関する事。
			子育て支援係 (57)4167	児童福祉、学童保育、特別支援教育、保育所の入退所の決定及び保育料等に関する事。
		生涯学習課 syougaiakusyuu@town.nogi.lg.jp	生涯学習係 (57)4188	生涯学習事業の企画調整、国際交流、生涯学習団体の育成、文化財、公民館等の管理運営、館報の編集・発行、分館の所管事務等に関する事。
			スポーツ振興係 (57)4187	生涯スポーツ・レクリエーションの指導並びに振興、関係団体等の育成強化、施設の管理運営等に関する事。
			国体推進係 (57)4258	国民体育大会に関する事。
			図書館係 (57)2811	図書館の管理運営、読書のまち推進等に関する事。
	図書館 tosyokan@town.nogi.lg.jp	交流センター係 (33)6667	交流センターの管理運営、煉瓦窯の公開等に関する事。	
	交流センター(野木ホフマン館) hofumankan@town.nogi.lg.jp	文化会館係 (57)2000	文化会館の管理運営・使用許可、文化振興、文化協会及び文化祭等に関する事。	
	文化会館(野木エニスホール) bunkakaikan@town.nogi.lg.jp	庶務農地係 (57)4109	農地の転用・売買・貸借等の許可申請、農地台帳整備、農地の利用調整等に関する事。	
	農業委員会	農業委員会事務局 nougyoulinkai@town.nogi.lg.jp		

野木町役場 庁舎案内

- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多機能トイレ
- EV エレベーター



町公民館の開館時間
月曜日:8時30分～17時
火～日曜日:8時30分～22時
祝日:9時～22時(月曜日の祝日は9時～17時)
※第3月曜日(祝日を除く)、年末年始は完全休館



広告

療育 × 学習 お子さまの成長をサポート!

放課後等デイサービス
グローバルキッズメソッド野木店

パソコンで
楽しく学習!



対象 小学校1年生～
 発達に不安や心配があるお子さま
 特別支援学校・学級に通っている

- 送迎あり
「学校」は「店舗」は「ご自宅」
- 休日・長期休暇
も1日お預かりOK!
- 毎日の宿題
サポート

Global Kids
method
住所 下都賀郡野木町丸林 397-8

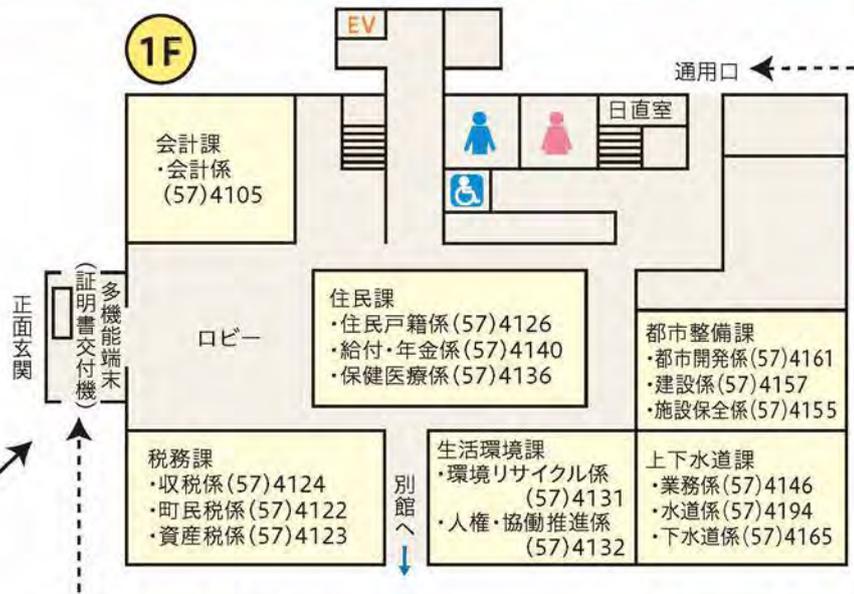
お問合せ
0280-23-6852
〈受付時間〉10:00～19:00 / 土祝 10:00～17:00

- 体験無料
- 見学無料
- 相談無料

野木店
活動ブログは
こちらから
▶▶▶



※各課(局)の配置は、令和4年4月現在の予定であるため、変更になる場合がありますのでご了承ください。



土日祝日にご用の方は
通用口のブザーを鳴らしてください。
日直が対応いたします。

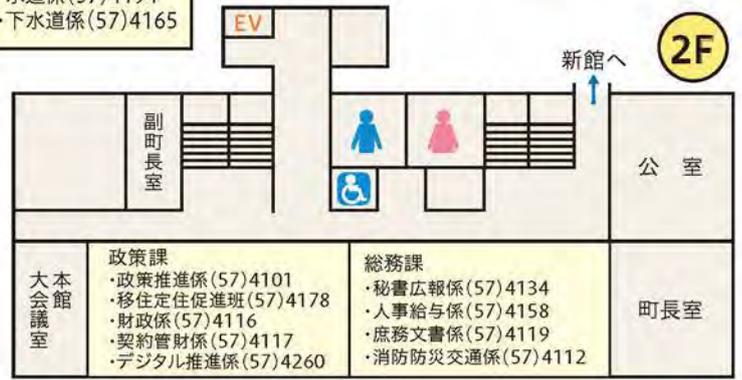


役場本館

本館1階:FAX(57)3945
本館2階:FAX(57)4190



多機能端末(証明書交付機)
マイナンバーカード(顔写真付)をご利用できます。
・住民票の写し ・所得証明書
・印鑑登録証明書 ・課税証明書
平日・土日祝日 8時30分～17時15分(木曜は19時まで)
※年末年始・システムメンテナンスを除く



役場別館

別館:FAX(57)4192

◆役場の業務時間(月～金):8時30分～17時15分
※毎週木曜日の住民課窓口業務および税務課町税等の納付業務を19時まで延長しています。(祝日、振替休日、年末年始を除く)
(内容により、取扱い出来ないものもありますので事前にご確認ください。)

広告

**消防設備・定期報告(特定建築物・建築設備・防火設備)・
外壁赤外線調査など建物のことなら
ヒロ総合メンテナンス合同会社へ**

**特定建築物定期調査
建築設備定期検査
防火設備定期検査**

不特定多数の方が利用する建築物(特殊建築物)を事故や災害から守り、また被害を最小限に食い止め、安全に使用するためには、建築物を定期的に点検することが大切です。

全面打診外壁調査

足場、高所作業車等による全面打診調査。ロープ、ゴンドラによる全面打診調査。赤外線を用いた調査により、外壁面のタイル・モルタルのひび割れ、欠損、白華現象等を調査します。

**防災管理点検
防災対象物点検
電気工事・空調設備工事・設備点検**

**消防設備の
点検・施工・申請・設計**

防火対象物は政令に従って点検を行い、消防長又は消防署長に報告しなければなりません。建物の規模・用途に応じ、適切でかつ効率的な消防設備点検をご提案いたします。

ヒロ総合メンテナンス合同会社
HSM

営業エリア: 栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・東京都を中心に関東周辺

代表社員 渡邊 浩巳
本店/下都賀郡野木町大字南赤塚2264-10
TEL.0280-57-9330 FAX.0280-51-6737
<https://www.cmhiro.com>



7名の

観光大使の 協力で野木町は 更にパワーアップ

野木町の魅力を広く町内外に紹介し、町のイメージアップと観光振興を図るため、野木町観光大使を委嘱いたしました。野木町では7名の方が観光大使として活躍され、ご自身の活動の中で野木町の魅力のPRを無償で行っていただいております。



赤羽みちえ 様
(漫画家)



春風亭柳橋 様
(落語家)



小島秀仁 様
(サッカー選手)



金子美智子 様
(写真家)



藤田雄大 様
(熱気球パイロット)



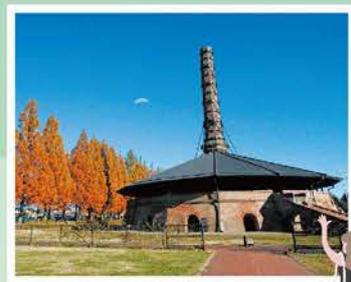
鈴木孝佳 様
(ピアニスト)



鈴木杏奈 様
(アーティスト)

のぎ

フォトギャラリー
NOGI PHOTO GALLERY



行政情報INDEX

野木町民のための様々な手続き・福祉など

 災害が起きたら 26	 子育て・教育 49
 届出・証明 30	 生活・環境 57
 税金 34	 各種相談 63
 保険・年金 38	 議会・選挙 64
 健康・福祉・高齢 42	 主な公共施設 66

広告

暮らしの困ったを解決!



ご相談・お見積り無料!

- ハウスクリーニング
- 水廻りサービス
- 草刈り ■枝切り
- 不用品処理のお手伝い
- 遺品整理 ■片付け



Benry
TOTAL CONVENIENCE SERVICE

安心の
生活支援サービス

〒306-0011 茨城県古河市東1-15-1

☎**電話無料** 0120-147-477

ベンリー古河駅店

※海外からの通話など無料通話をご利用いただけない場合(通話料有料) 0280-30-0400



災害が起きたら

災害情報の伝達

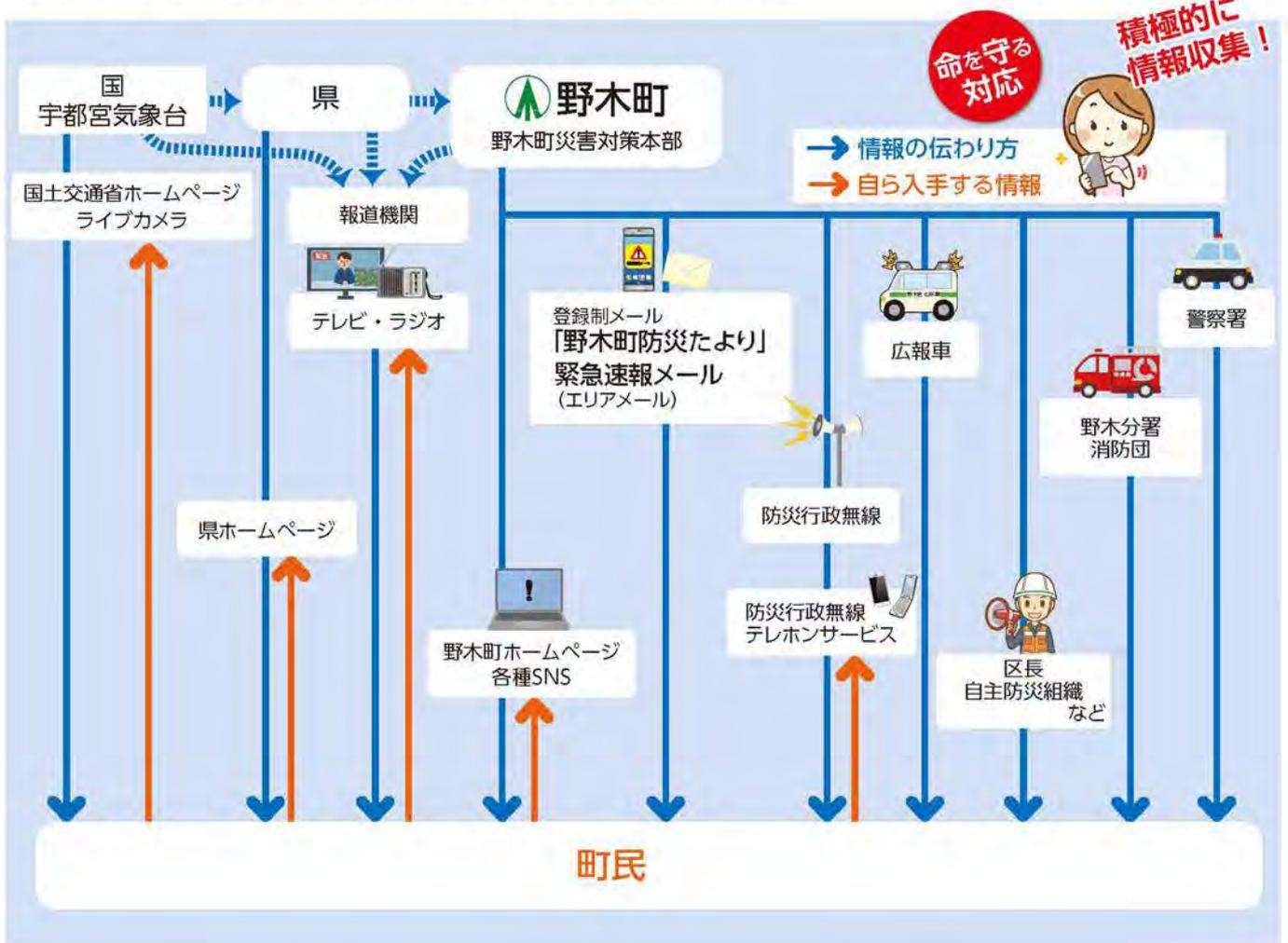
総務課消防防災交通係 ☎57-4112

災害が起きたら

情報の入手方法

情報の伝わり方

災害の発生の際、危険が高まったときや災害発生時には、様々な方法で情報が発信されます。大切な情報を自ら入手できるよう、平常時から確認しておきましょう。



非常持ち出し袋(リュックサックなど)の準備を

すぐに避難できるように最低限必要なものを非常持ち出し品として準備しておきましょう。

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 非常食(ビスケット、レトルト食品等) | <input type="checkbox"/> 乾電池 | <input type="checkbox"/> 筆記具(油性ペン) |
| <input type="checkbox"/> 常備薬、救急用品、お薬手帳 | <input type="checkbox"/> 着替え | <input type="checkbox"/> 補聴器 |
| <input type="checkbox"/> タオル、ティッシュ | <input type="checkbox"/> ざぶとん | <input type="checkbox"/> 家族の写真 |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、携帯トイレ | <input type="checkbox"/> スリッパ、手袋等 | <input type="checkbox"/> 住所や氏名がわかるもの
(免許証、健康保険証のコピー) |
| <input type="checkbox"/> 貴重品(財布、お金、通帳、印鑑等) | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ | <input type="checkbox"/> 感染症対策に必要なもの
(マスク、手指消毒液、体温計) |
| <input type="checkbox"/> めがね、コンタクトレンズ | <input type="checkbox"/> 防寒具、雨具 | <input type="checkbox"/> その他各家庭に必要なもの |
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> ビニール袋 | |
| <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> 簡易食器(割り箸、紙皿) | |



災害が起きたら

メールで受け取る

登録制メール 「野木町防災たより」 **登録しておきましょう**

◎事前登録必要

野木町では、緊急性のある防災に関わる情報を登録制メールで配信しています。

登録方法

メールアドレス 77700003@bousai-nogi.jp

件名・本文は空のまま上記のメールアドレスにメールを送信してください。
(右のQRコードを読み込むと会員登録受付ページへつながります。)



✉ 配信する情報の種類

- ・気象警報・特別警報(暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪、竜巻注意報)
- ・緊急地震速報(震度4以上)・震度速報(震度4以上) ・野木町からの重要なお知らせ
- ・国民保護関係(弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報)

緊急速報メール(エリアメール)

※設定が必要な場合もありますので、詳しくは携帯電話会社各社にお問い合わせください。

◎登録不要

緊急情報を緊急速報メールに対応した携帯電話に配信します。

✉ 配信する情報の種類

- ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)
- ・国民保護関係(弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報)

栃木県防災メール

◎事前登録必要

栃木県では、地震や気象の情報をメールを用いて配信するサービスを行っています。

登録方法

メールアドレス bousaimail-entry@bousai-tochigi.jp

件名・本文は空のまま上記のメールアドレスにメールを送信してください。
(右のQRコードでもメールアドレスを読み取れます。)



防災行政無線で聞く

呼びかけには十分注意してください

役場から災害時の情報などをモーターサイレンを使用して呼びかけます。放送が聞こえたら、窓を開けていただいたり、普段より聞こえやすい場所を調べておき、移動して放送を聴いていただくなど、ご理解とご協力をお願いします。

聞き逃してしまったら…

防災行政無線テレホンサービス(自動音声応答装置)

防災行政無線で放送した内容を再度確認することができます。

利用方法

TEL 0180-99-2121

上記の番号に電話されると、防災行政無線の放送内容を音声メッセージで確認できます。

呼びかけ方法

モーターサイレン吹鳴

緊急放送(音声)



防災行政無線 ▶



テレビで調べる

データ放送に対応しているテレビでは、「**a**ボタン」を押すことで、気象情報や災害情報を確認することができます。

ch NHK 総合(宇都宮放送局)

ch とちぎテレビ

ラジオで調べる

AM	NHK 第一	594kHz
AM	CRT 栃木放送	1530kHz
FM	RADIO BERRY	76.4MHz
FM	NHK 栃木	80.3MHz

インターネットで調べる

野木町ホームページ
防災情報、気象情報など



国土交通省 川の防災情報
河川の水位観測データ、最新の雨量情報など



気象庁
降水の短時間予報、洪水警報の危険度分布、台風情報、地震情報など



避難場所や避難経路の確認

野木町洪水ハザードマップで自分の地区の避難所と安全な避難経路の確認をしておきましょう。

野木町洪水ハザードマップ

氾濫が発生した場合に、町民の皆様が迅速かつ安全に避難し、自ら身を守っていただくための資料となるものです。



ハザードマップはこちら

避難情報の種類と取るべき行動

➔ 総務課消防防災交通係 ☎57-4112

町が発表する情報や、周囲の状況を把握し、早めの避難を心がけましょう。

水害

警戒レベル		新たな避難情報等
5	災害発生 または切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難！〉~~~~~		
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。**

**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で**危険な場所から避難**しましょう。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 地震

### ◎避難指示

災害の発生する可能性が明らかに高まった場合、または災害により被害が発生した場合、避難指示を発令します。

## 指定避難所一覧

→ 総務課消防防災交通係 ☎57-4112



番号	避難所名	所在地
①	友沼小学校	友沼916
②	町公民館 町体育センター	丸林571
③	野木第二中学校	野木4048
④	野木小学校	野木2450-1
⑤	南赤塚小学校	中谷508
⑥	佐川野小学校	佐川野1808
⑦	新橋小学校	友沼5110-2
⑧	野木中学校	潤島800-1
⑨	野木町文化会館	友沼181
⑩	老人福祉センター	友沼5840-7
—	町公民館(和室等)	丸林571

※避難指示が発令された場合は、速やかにお近くの指定避難所へ避難してください。  
※水害時の指定避難所は、「野木町洪水ハザードマップ」をご覧ください。  
※「老人福祉センター」および「町公民館(和室等)」は、要配慮者が優先的に避難する施設とします。

## 災害用伝言ダイヤル

→ 総務課消防防災交通係 ☎57-4112

### 安否確認用の伝言サービス

#### 災害用伝言ダイヤル171

災害時には電話がつながりにくくなります。「災害用伝言ダイヤル171」に電話をかけると、伝言の録音や再生ができます。

**171** をダイヤルした後  
ガイダンスに従ってください。



#### 災害用伝言板

NTTおよび携帯電話会社各社が提供する「災害用伝言板」は、災害時、インターネット接続が可能な場合に利用できます。

◎Web171 (NTT)



◎ソフトバンク



◎NTT docomo



◎au (KDDI)



※災害用伝言板は、大きな災害が発生したときに提供が開始されます。サービスの詳細については、NTTおよび携帯電話会社各社の説明を参照してください。

## 住民票に関する届出

▶ 住民課住民戸籍係 ☎57-4126

住民登録は、皆様が野木町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

### 届出

種類	届出期間	届出人	必要書類等
転入届	野木町に住み始めた日から14日以内	本人が同一世帯の人または代理人 (親子、兄弟姉妹でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前住所の市区町村長が発行した転出証明書</li> </ul>
転出届	野木町から引っ越しする日から前後14日以内		<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の場合は委任状</li> <li>・届出人のマイナンバーカードや運転免許証など、本人確認するための身分を証明できるもの</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・在留カード等(外国籍の方)</li> <li>・国民健康保険証(加入者のみ)</li> <li>・介護保険証(加入者のみ)など</li> </ul>
転居届	野木町内の新住所に住み始めた日から14日以内		

## 戸籍に関する届出

▶ 住民課住民戸籍係 ☎57-4126

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。なお、戸籍は住民票と違って、転入・転出手続きなどでは異動しませんので、野木町に住んでいても、本籍が野木町にない場合があります。

### 届出

種類	届出期間	届出人	届出先	必要書類等
婚姻届	定めはありませんが、届け出た日から法律上の効力が発生	夫・妻になる人	夫が妻の本籍地または所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本(届け出る市区町村に本籍がない場合)</li> <li>・届ける方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人確認するための身分を証明できるもの</li> </ul>
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	父、母(父または母が届出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師)	父か母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul> ※生まれた子の名前に用いる文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナ
死亡届	死亡または死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居人および故人が死亡したところの土地家屋の保有者または管理者	死亡者の本籍地、死亡したところ、届出人の所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・死亡診断書</li> </ul> ※使用する斎場等で火葬の予約を済ませてから届出
離婚届	協議離婚のときは定めはありませんが、届け出た日から法律上の効力が発生 調停離婚の場合は調停成立日から、審判・裁判離婚の場合は判決確定から10日以内	協議離婚のときは夫と妻 調停・審判・裁判離婚のときは申立人	夫婦の本籍地、届出人の所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本(届け出る市区町村に本籍がない場合)</li> <li>・調停証明の謄本または審判書(家庭裁判所)</li> <li>・判決書の謄本と確定証明書(家庭裁判所)</li> <li>・届ける方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人確認するための身分を証明できるもの</li> </ul> ※協議離婚の場合は証人(成人2名)の署名が必要 ※離婚後も婚姻中の氏を称するときには別の届出が必要(3か月以内) ※子を筆頭者以外の戸籍に入籍させるには家庭裁判所の許可+別途届出が必要

※土日祝日、夜間に届出をする場合は、できるだけ前もって平日にご連絡をください。

※上の表にない届出についてはお問い合わせください。

## 印鑑登録【登録手数料200円】

印鑑登録証明は、それぞれの市町村が独自に条例で定めて行っているため、引っ越しなどで市区町村間の住所が異動した場合は、新たに登録が必要となります。本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などに重要な役割を果たすものです。このため、印鑑登録は本人が直接申請することが原則となっています。

### 印鑑登録できる方

野木町に住民登録をしている満15歳以上の方

登録申請人	申請に必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>窓口に来る方のマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> </ul> <p>※本人が確認できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。</p>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>委任状</li> <li>代理人(窓口に来る方)のマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> </ul> <p>※代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。</p>

### 登録できる印鑑

大きさは、一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さいもの  
 ※材質がゴムなど、変形・変質してしまうもの、その他印影が単純または不鮮明なものは登録できません。

### 印鑑登録証の種類

- ・印鑑登録証カード
- ・手帳

※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、印鑑登録証がないと発行できませんのでご注意ください。

### 印鑑登録証の廃止・盗難等

登録している方の死亡、転出などがあつたときには自動的に登録は廃止されます。印鑑登録証の紛失、盗難にあつたときは、ただちに届け出てください。印鑑登録証には個別番号があるため、再発行することはできません。再度、窓口での廃止・登録手続きが必要です。



種類	手数料	申請人	必要書類等
住民票	200円	本人か同一世帯の人 または代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代理人の場合は委任状</li> <li>• 窓口に来る方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> </ul>
			記載事項証明
印鑑登録	200円	本人または代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 印鑑登録証</li> <li>• 窓口に来る方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> </ul>
戸籍	戸籍謄本・抄本	本人か同じ戸籍に記載されている(いた)人、直系親族または代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代理人の場合は委任状</li> <li>• 窓口に来る方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> <li>• 相続等で親族の改製原戸籍が必要な場合は、記載されている人との関係がわかる書類(現在の戸籍謄本など)</li> </ul> ※本籍地が他の市区町村の方は本籍地の市区町村役場へ
	除籍謄本・抄本		
	改製原戸籍謄本・抄本		
	戸籍記載事項証明書		
	750円		
	350円		
	450円		
その他	200円	本人か同一世帯の人 または代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代理人の場合は委任状</li> <li>• 窓口に来る方のマイナンバーカードや運転免許証など、本人を確認するための身分を証明できるもの</li> </ul>
			税関係証明

※同一住所に住んでいても、世帯が分かれている人の証明を取るには委任状が必要です。  
 ※住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書は、役場本館1階玄関の多機能端末(証明書交付機)で取得できます。(マイナンバーカードが必要です。)

パスポート

申請・受領は野木町に住民登録をしている方

申請

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書 1通
  - 18歳以上の方は10年用、5年用いずれかの旅券申請が選択できます。
2. 戸籍抄(謄)本 1通
  - 有効期限内に新しい旅券に切り替える方で、氏名、本籍地等の戸籍事項に変更がない方は提出を省略できます。
  - 同一戸籍内の2名以上の方が同時に申請する場合は戸籍謄本1通を提出してください。
3. 写真 1枚
  - たて4.5cmよこ3.5cmで、頭頂からあごまでが3.2cmから3.6cmの規格を満たしている写真で、ふちなし、正面向き、無帽、無背景で顔がはっきりと写っているもの

**【旅券用写真としてふさわしくない写真例】**

  - 背景と人物の境目がわかりにくいもの
  - 色のついたメガネやレンズに光が反射しているもの、カラーコンタクトを着用しているもの
  - 髪が目にかかったり、ヘアバンド、布、マスクなどで頭部や顔などが隠れているもの
  - 画質の悪いもの

4. 以前に取得した旅券
  - 有効期間中の旅券をお持ちの方は、提出しないと申請できません。
5. 本人確認書類
  - マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

代理申請

- 旅券の申請は、申請者の指定した方が代理で行うことができます。
- 申請に必要な書類は全て必要です。申請書を事前に入手し、必ず申請者本人が申請書表面の「所持人自署」欄、「刑罰等関係」欄、「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄を記入し、引受人記入欄は代理人が記入したものを提出してください。
- 代理人自身の本人確認書類と申請者の本人確認書類の両方が必要です。

## 受け取り

年齢に関係なく、ご本人以外にお渡しできません。

## 手数料

旅券の種類	収入印紙	栃木県収入証紙	合計
10年間有効旅券	14,000円		16,000円
5年間有効旅券(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年間有効旅券(12歳未満)	4,000円		6,000円



届出・証明

## マイナンバーカード(個人番号カード)

☎ 住民課住民戸籍係 ☎57-4126

### マイナンバーカード(個人番号カード)

#### マイナンバーカード(個人番号カード)とは

- プラスチック製のカードで、表面には、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、写真が表示されます。
- 裏面には、マイナンバー(個人番号)が記載されます。
- 「本人確認の際の身分証明書」として利用することができます。
- カードに組み込まれている電子証明書により、e-Tax(国税電子申告)や住民票の写し等のコンビニ交付サービスなどを利用することができます。
- 初回の交付手数料は無料ですが、紛失等に伴う再交付手数料は有料です。

#### 申請

マイナンバーカード(個人番号カード)は、以下のいずれかの方法で申請してください。

##### ①郵便による申請

「個人番号カード交付申請書」に、署名または記名押印をし、顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れて郵送してください。

※交付申請書がない方は窓口で発行いたします。(本人または同一世帯分)

運転免許証やパスポートなど、本人確認するための身分を証明できるものをお持ちください。

##### ②パソコンによる申請

##### ③スマートフォンによる申請

##### ④まちなかの証明書用写真機からの申請

詳しくはQRコードよりサイトをご確認ください。

※マイナンバーカード(個人番号カード)の申請方法と申請の流れを説明するマイナンバーカード総合サイトです。(外部)



#### 受け取り

##### ◎マイナンバーカード(個人番号カード)の受け取り手順

- 交付通知書(はがき)がご自宅に届きます。(申請してから1ヶ月程度かかります。)
- 必要な持ち物をお持ちになり、期限までにご本人が来庁してください。  
※15歳未満の方または成年被後見人については、法定代理人の方が同行してください。
- 窓口で本人確認の上、暗証番号の設定を行います。
- 手続き完了後、マイナンバーカード(個人番号カード)をお受け取りいただけます。

##### ◎マイナンバーカード(個人番号カード)の受取場所 野木町役場 住民課窓口

##### ◎受け取りの際に必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)
  - 通知カード(お持ちの方のみ)
  - 本人確認書類※
  - 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ※本人確認書類は下記のものをご用意ください。
- ▶1点でよいもの  
住民基本台帳カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート、在留カード等
  - ▶2点必要なもの  
上記をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市町村長が適当と認める書類のうち2点
- (例)健康保険証、年金手帳(または基礎年金番号通知書)、社員証、学生証、医療受給者証等

## 町税の種類

### 町民税(個人)

➡ 税務課町民税係 ☎57-4122

#### 納税義務者

- ・1月1日現在、町内に住所がある方で、前年中に所得があった方
- ・1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方で、町内に住所がない方

#### 税額

『均等割額』+『所得割額』=年税額(納付額)

- ・均等割額=5,700円(町民税3,500円+県民税2,200円※)
- ※県民税均等割額のうち700円は、「とちぎの元気な森づくり県民税」として、森林の整備に関する事業のために負担いただくものです。
- ※均等割額には、東日本大震災からの復興の財源とするための1,000円(町民税500円、県民税500円)が含まれています。(令和5年度分まで)
- ・所得割額=町民税、県民税とも前年中の所得を基礎に計算します。

#### 申告

下記に該当する場合、申告が必要となりますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。

1. 営業、農業、不動産などの各種所得のあった方
2. 「給与所得」のみの方、「公的年金等所得」のみの方は、通常の場合は申告の必要はありませんが、次のような場合は申告してください。
  - ① 給与所得または公的年金等所得のほかに地代、家賃、農業などの所得がある方
  - ② 給与所得または公的年金等所得のみの方でも、支払者が「給与支払報告書・公的年金等支払報告書」を町に提出していない場合
  - ③ 医療費、寄附金控除等を受けようとする方、各種控除(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)の追加・変更のある方
  - ④ 退職や転職等により「年末調整」を受けていない方、給与を2ヶ所以上から受けている方
  - ⑤ 公的年金等収入金額が65歳未満の方は98万円、65歳以上の方は148万円を超え、各種控除(配偶者控除、扶養控除など)の追加・変更がある方
  - ⑥ 住宅借入金等特別控除を受けようとする方(住宅ローン等を利用して家屋を新築、購入した方)

広告

真瀬会計事務所  
 関東信越税理士会所属  
 税理士 真瀬実  
 野木町丸林552-16  
**TEL 0280-54-1417**  
 E-mail masekaikai@tkcnf.or.jp  
 URL <http://www.masekaikai.com/>  
 野木駅東口徒歩1分



個人・法人の税務申告  
 (所得税、相続税、  
 贈与税、法人税etc)  
 は、お任せ下さい。

関東信越税理士会所属  
**中村税理士事務所**  
**TEL (0280) 57-2090**  
**FAX (0280) 57-1482**  
 野木町友沼5930-157



- ・税務相談
- ・法人税・所得税
- ・相続税・贈与税
- ・決算書の作成
- ・申告書の作成



### 納税義務者

1月1日に、野木町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方

### 税額

税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)

### 縦覧制度

固定資産税(土地・家屋)の納税者の方は、4月1日から最初の納期限の日まで(縦覧期間)の間、その年度の土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただけます。

### 免税点

町内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- 土地 30万円
- 家屋 20万円
- 償却資産 150万円

### 新築住宅に対する減額

床面積が一定の要件を満たす住宅を新築すると、一定期間固定資産税の一部が減額されます。

### 家屋調査

家屋(住宅・店舗・工場・倉庫・物置等)を新築や増築したときは、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づいて、評価額を算定するために家屋調査を行っています。調査の際には、各部屋(押入等含む)の内部を確認させていただきます。また、調査終了後には固定資産税等の説明もさせていただきますので、建築主やご家族の方の立会いをお願いします。

### 家屋の減失

家屋を取り壊したときには、「家屋減失届」を記入し税務課資産税係へ提出してください。

## 軽自動車税

### 納税義務者

4月1日に原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)などを所有(または使用)する方

### 税額

#### ◎原動機付自転車・二輪の軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車

種類		税額
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
ミニカー		3,700円
軽自動車	二輪のもの	3,600円
	ボート・トレーラー	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪の小型自動車		6,000円

#### ◎三輪以上の軽自動車

種類		旧税額	新税額	重課		
軽自動車	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 平成27年3月31日以前に新車新規登録されている車 → 新車新規登録後13年を経過するまで、旧税額が適用されます。
- 平成27年4月1日以降に新車新規登録される車 → 新税額が適用されます。
- 新車新規登録から13年を経過した車 → 重課が適用されます。



税金

## 登録・廃車の手続き

軽自動車やバイクを売り渡したり、他の人に譲って手元になくとも、廃車手続きをしないと、軽自動車税はもとの持ち主にそのままかかり続けます。所有されていない軽自動車やバイクは、すみやかに廃車手続きを行ってください。年度途中で廃車しても月割還付などはありません。

車種	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下)、ミニカー、小型特殊自動車	野木町役場税務課資産税係 ☎57-4123
二輪の小型自動車・二輪の軽自動車	佐野自動車検査登録事務所 佐野市下羽田町2001-7 ☎050-5540-2020
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所 佐野市下羽田町2001-2 ☎050-3816-3108

## 軽自動車税の減免

身体障がい者の方が自ら使用する軽自動車や、身体障がい者の方もしくは知的障がい者の方のために生計を一にする方が使用する軽自動車などについては、軽自動車税が減免されることがあります。(毎年申請が必要です。)

## 国民健康保険税

➔ 税務課町民税係 ☎57-4122

### 納税義務者

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主

### 税額

税額は、世帯単位で計算されます。世帯の年間保険税額は、①所得割額(所得に応じて計算した金額)、②均等割額(加入者1人あたりの金額)、③平等割額(一世帯あたりの金額)を合算した金額です。

## 町税等の納付

➔ 税務課収税係 ☎57-4124

### 納付の場所

- ・野木町役場
- ・みずほ銀行、足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、小山農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)
- ・納付書に記載されているコンビニエンスストア各店舗

なお、コンビニエンスストアでは、バーコードの印字がない納付書(1枚の納付額が30万円を超えるもの)、納期限が過ぎたもの、バーコードが汚れていて読み取れないものは取扱いできません。

### 口座振替

税金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。指定された預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがありません。納期のたびに金融機関へ行く必要がないので、手間が省けます。一度手続きをすると、翌年度からの分も自動的に納付され、毎年継続します。

### 口座振替のできる町税等

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

### 取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、常陽銀行、足利小山信用金庫、小山農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

### 申し込みの手続き

預金口座のある金融機関または税務課窓口にて備えてある「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みをしてください。

▶ 申し込みに必要なもの…預貯金通帳、通帳使用の印鑑、町税の納付書

## 町税等の納期

区分	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
4月						
5月		第1期	全期			
6月	第1期					
7月		第2期		第1期	第1期	第1期
8月	第2期			第2期	第2期	第2期
9月				第3期	第3期	第3期
10月	第3期	第3期		第4期	第4期	第4期
11月				第5期	第5期	第5期
12月		第4期		第6期	第6期	第6期
1月	第4期			第7期	第7期	第7期
2月				第8期	第8期	第8期
3月						



税金

### 納付に困ったとき

特別な事情があって納期内に収めることができない場合は、税務課へご相談ください。

## 証明書等と手数料

➡ 住民課住民戸籍係 ☎57-4126

### 所得に関する証明

所得証明(200円)、課税(非課税)証明(200円)、住民税決定証明(200円)

### 資産に関する証明

土地・家屋評価証明(200円)、土地・家屋公課証明(200円)、土地・家屋所有証明(200円)、名寄せ写し(200円) 等

### その他

納税証明(200円)、車検用納税証明(無料)、地番集成図(200円) 等

※税関係証明の交付は、住民課窓口に申請してください。



## 国民健康保険

② 住民課保健医療係 ☎57-4136

### 国民健康保険制度

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国民健康保険税と、国などからの補助金で賄われています。

#### 加入の対象となる方

職場の健康保険に入っている方、生活保護を受けている方、および後期高齢者医療制度で医療を受けている方以外の方は国民健康保険に加入しなければならないことになっています。原則として、居住している市区町村の国民健康保険に加入します。

(例)・お店などを経営している自営業の方

- ・農業や漁業などを営んでいる方
- ・退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・パートやアルバイトなどをして、職場の健康保険などに加入していない方
- ・外国籍の方で日本の在留期間が3ヶ月を超える方、または在留資格が「公用」の方で3ヶ月を超えて日本に滞在する方

#### 加入するとき

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書
他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族を外れたとき	他の健康保険の資格喪失証明書 またはそれに代わる資格が喪失した事がわかる証明書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳
外国人が加入するとき	パスポート・在留カード

#### やめるとき

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転入したとき	保険証
他の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険証・新しく加入した健康保険証
生活保護を受けはじめたとき	保険証・保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証・死亡日を証明するもの
外国人が脱退するとき	保険証・在留カード

#### 医療費の自己負担額

病気やけがをしたときに、医療機関などで被保険者証を提示すれば、7割(小学校入学後～69歳)、8割(小学校入学前、70歳以上75歳未満の方。ただし、一定以上の所得者は7割)を国民健康保険で負担します。

### 主な給付

種類	内容
療養費の支給	急病などやむを得ない理由で、被保険者証を持たずに治療を受けたとき、医師が必要と認めたコルセットなど治療用器具を作ったとき、医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージを受けたとき等は、医療機関等の窓口でいったん全額自己負担したあと、世帯主の申請により保険適用の範囲内で国民健康保険の納付分が払い戻されます。
高額療養費の支給	医療費が高額になり、一部負担金が一定の額を超えたとき加入者の負担を軽減するため、その超えた分の医療費が払い戻されます。
医療費の貸付	町社会福祉協議会(ホープ館) ☎57-3100へご相談ください。
出産育児一時金の支給	出産したときに42万円(産科医療補償制度未加入機関での出産は40万8千円)が支給されます。
葬祭費の支給	被保険者が亡くなられた場合、葬儀を行った方に対して、5万円が申請により支給されます。
人間ドック等検査費用補助	人間ドックまたは脳ドックを受診される方に対し、検査費用の3分の2で、2万円を限度額とし、1年度に一回の受診に対して補助をします。 ※申請期間は、人間ドック等を受けた日から1年以内です。 ※特定健診を受診された年度は人間ドック等の補助は受けられません。 ※国民健康保険税を完納している方で、人間ドックを受ける日において40歳以上の方が対象です。

## 後期高齢者医療

→ 住民課保健医療係 ☎57-4137

### 後期高齢者医療制度

#### 制度の対象となる方

- ①75歳以上の方は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- ②65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請手続きが必要です。

#### 保険証の交付

後期高齢者医療制度では、保険証が一人に一枚交付されます。該当する方については、保険証を75歳になる誕生日の前月下旬お送りします。

#### 医療費の自己負担額

医療機関の窓口で後期高齢者医療制度の保険証を提示していただき、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を負担します。

#### 窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、下記条件に該当する方は窓口負担割合が2割になります。

- ▶ 同じ世帯に被保険者が1人の場合  
住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上
  - ▶ 同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合  
住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上
- ※現役並み所得者(住民税課税所得が145万円以上)に該当する方は、3割負担となります。

### 主な給付

種類	内容
医療費が高額になったとき	同じ月内の医療費の自己負担額が自己負担限度額(所得に応じて変わります)を超えた場合、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。該当する方には、「栃木県後期高齢者医療広域連合」から通知が送付されます。
後期高齢者健康診査	生活習慣病の早期発見・治療のために、無料で健康診査を実施しています。また、費用負担はありますが、各種がん検診も受けていただくことができます。
人間ドック等検査費用補助	人間ドックまたは脳ドックを受診される方に対し、検査費用の3分の2で、2万円を限度額とし、1年度に1回の受診に対して補助をします。 ※申請期間は、人間ドック等を受けた日から1年以内です。 ※後期高齢者健康診査を受診された年度は人間ドック等の補助は受けられません。
葬祭費の支給	被保険者が亡くなられた場合、申請により葬儀を行った方に5万円が支給されます。

## 介護保険

→ 健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173

### 介護保険制度

介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるように高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

#### 加入の対象となる方

- ▶ 第1号被保険者  
65歳以上の方
- ▶ 第2号被保険者  
40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方

#### 保険料と納付方法

- ▶ 第1号被保険者  
保険料は、市町村ごとの基準額をもとに所得などによって決められます。老齢・退職年金、障がい基礎年金や遺族年金の金額が年間18万円以上の方は、年金からの天引きになります。それ以外の方は、納入通知書により個人で納めます。
- ▶ 第2号被保険者  
保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
サービスが利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方(要介護状態)</li> <li>• 常時介護は必要としないが、家事や身支度に支援を必要とする方(要支援状態)</li> </ul>	初老期に認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
利用者の負担	介護保険のサービスを受けたときは、かかった費用の1割、2割または3割が自己負担となります。	



保険・年金

## 介護サービス・介護予防サービス

### 介護保険で利用できるサービス

◎介護サービス(要介護1~5の方が利用できます。)

#### ▶ 居宅サービス

訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/訪問リハビリテーション/居宅療養管理指導/通所介護/通所リハビリテーション/短期入所生活(療養)介護/特定施設入所者生活介護/福祉用具貸与/福祉用具購入/住宅改修

#### ▶ 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)/介護老人保健施設/介護医療院

#### ▶ 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護/小規模多機能型居宅介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

◎介護予防サービス(要支援1・2の方が利用できます。)

#### ▶ 居宅サービス

介護予防訪問入浴介護/介護予防訪問看護/介護予防訪問リハビリテーション/介護予防居宅療養管理指導/介護予防通所リハビリテーション/介護予防短期入所生活(療養)介護

#### ▶ 地域密着型サービス

介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)/介護予防小規模多機能型居宅介護

◎介護予防・日常生活支援サービス(要支援1・2、事業対象者の方が利用できます。)

訪問型サービス/通所型サービス

※介護保険サービスの事業所については、町ホームページ掲載の「わたしたちの町の認知症ケアパス」をご覧ください。

### サービスの利用手順

介護や支援が必要になったときは、要介護・要支援の認定申請が必要です。

#### 1. 申請

申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

#### ▶ 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(40歳から64歳までの人)

#### 2. 訪問調査

申請した方の心身の状況などを調べるため、町職員等が訪問調査します。

#### 3. 審査判定

訪問調査票や主治医の意見書を基に、専門家で構成される「介護認定審査会」で審査・判定します。

#### 4. 認定

判定に基づいて、要介護度を認定し、申請者に認定結果を通知します。

#### 5. ケアプラン作成

要介護認定を受けた方は、ケアプランに基づき介護保険サービスを利用できます。要支援1、2と認定された方は地域包括支援センターの担当者へ、要介護1~5と判定された方は居宅介護支援事業所を選び、事業所のケアマネジャーにケアプラン作成を依頼します。

#### 6. 介護保険サービスの利用

ケアプランにより介護保険サービスが開始されます。費用は、かかった金額の1割、2割または3割を負担していただきます。



## 国民年金

▶ 住民課給付・年金係 ☎57-4140

### 国民年金制度

老後や重度の障がい者となってしまったときなどに年金が支給される制度で日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

#### 加入者の種別

##### ▶ 第1号被保険者

自営業・農林業者、学生、無職の方など(厚生年金や共済組合に加入していない方)

##### ▶ 第2号被保険者

会社員、公務員、教職員など(厚生年金や共済組合に加入している方)

##### ▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

#### 希望で加入できる方(任意加入被保険者)

- 60歳以上で年金の受給期間を満たすことができない人
- 65歳までの方で、保険料納付期間が少ないため少額の年金しか受けられない人
- 海外に居住している日本人

#### 保険料

##### ▶ 定額保険料

第1号被保険者 16,590円(令和4年度)

##### ▶ 付加保険料

第1号被保険者でより高い年金を受けたいと希望する人が納めます。 定額+400円

#### 納付方法

納付書を利用して銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、コンビニなどの窓口で直接納められます。また、預金口座から引き落とし口座振替・クレジットカード納付は、納め忘れがなく便利です。

## 国民年金の各種制度

### 保険料免除制度

第1号被保険者の方で、病気や失業、風水害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めるのが困難な場合は、免除申請を行うことができます。また20歳になった学生は、「学生納付特例制度」を利用することができます。免除された特例期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

### 追納制度

免除、若年者納付猶予・学生納付特例が認められた期間は、10年以内にさかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。（3年度目から加算額がつきます）追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

## 国民年金の支給

### 老齢基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上である場合、65歳になったときに支給されます。ただし、60歳から減額された年金の繰上げ支給や66歳から70歳までの希望する年齢から増額された年金の繰り下げ支給を請求できます。

### 障がい基礎年金

一定の保険料を納めた方が、病気やけがで障がいの状態になった場合、20歳前に障がいの状態になった場合に支給されます。

### 特別障がい給付金

国民年金に任意加入していなかった次の1、2のいずれかの期間内に初診日があり、現在、障がい基礎年金1、2級相当の障がい者に該当する方に給付されます。

1. 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
2. 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

### 遺族基礎年金

一定の保険料を納めた被保険者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき、その方により生計を維持していた子のある配偶者、または子に支給されます。ただし、子とは、18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級、2級の障がいのある子です。

### 寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受け取ることができます。

### 死亡一時金

保険料を36月以上納めた方が老齢基礎年金・障がい基礎年金を受けずに亡くなったとき、その方と生計を同じくしていたその遺族が遺族基礎年金などを受けられない場合に支給されます。

## 栃木県国民年金基金

国民年金にプラスしてゆとりをつくるため、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる公的な年金制度です。

対象者や内容など、詳しくは下記問い合わせ先へ

- ・栃木県国民年金基金 ☎028-623-0580
- ・フリーダイヤル ☎0120-65-4192



広告

未来を変えていく。健康増進型保険。  
**住友生命 Vitality**

住友生命保険相互会社  
小山支社 野木支部  
〒329-0111 下都賀郡野木町丸林551-1  
マロニエハイツ1階  
TEL:0280-57-2418



## 健康

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

### 救急医療情報

#### 夜間休日急患診療所

夜間や休日に軽症救急患者の診療を行っています。

医療機関	診療日時
小山市健康医療介護総合支援センター内 小山市大字神鳥谷2251-7 ☎0285-39-8880	平日 19時～22時(内科・小児科) 土曜日 19時～22時(内科・小児科) 日曜日、祝日、振替休日、年末年始(内科・小児科) 10時～12時、13時～17時、18時～21時 ※内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

#### 休日急患歯科診療所

休日に歯科診療を行っています。

医療機関	診療日時
小山市健康医療介護総合支援センター内 小山市大字神鳥谷2251-7 ☎0285-39-8881	日曜日、祝日、振替休日、年末年始 10時～12時、13時～16時

#### 在宅当番医(救急医療機関)

毎日2医療機関が軽症救急患者の診療を行っています。

医療機関	診療日時
当番医は広報のぎ「お知らせ版」または 町ホームページをご覧ください。	土曜日、休前日、年末年始 17時～翌日の17時 それ以外の日 17時～翌日の9時

### 救急電話相談

お子さんが急な発熱やけがで心配なときは… とちぎ子ども救急電話相談	[#8000] (携帯電話やプッシュ回線以外は、「☎028-600-0099」へ) 月曜日～土曜日 18時～翌朝8時 日曜日、祝日 8時～翌朝8時(24時間)
救急車を呼ぶ? 病院に行く? 迷ったときは… とちぎ救急医療電話相談 <大人(概ね15歳以上の方)>	[#7111] (携帯電話やプッシュ回線以外は、「☎028-623-3344」へ) 月曜日～金曜日 18時～22時 土曜日、日曜日、祝日 16時～22時

広告

### 就労継続支援A型事業所

### 在宅訪問マッサージ

ほまれの家グループ **オハナ**

**オハナ治療院**

障がいをお持ちの方の  
「働きたい」をサポートします!



**健康保険適用**

(医師の同意が必要)

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(厚生労働大臣免許)がご自宅や施設へお伺いいたします。



**OHANA**  
Ohana Employment Support

☎0280-23-2913

古河市東本町1丁目7-19

**OHANA**  
Ohana Corporation LLC.

☎0280-55-1967

野木町野渡214

## 健診等

### 生活習慣病健診

(令和4年度現在)

種別	対象	内容など	料金
基本健診	①30歳～39歳の町内に住所を有する方 ②30歳以上の生活保護対象者	・問診・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) ・診察・血圧・血液検査(脂質・血糖・肝機能・貧血) ・尿(尿糖・尿蛋白)・眼底検査(個別は除く) ・心電図検査・腎機能検査	30～39歳 1,000円 生活保護対象者 無料
特定健診	40歳～74歳の野木町国民健康保険加入の方(注1)	(注1) 本年度中に野木町国保、後期高齢者医療の人間ドック助成を利用した方は、特定健診、後期高齢者健診の対象外となります。	40～69歳 500円 70歳以上 無料
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入の方(注1)		無料
胃がん検診	30歳以上の町内に住所を有する方	・バリウムによる胃レントゲン撮影	500円
胃がんハイリスク検診	40・45・50・55・60・65・70・75歳の方 ※過去に胃がんハイリスク検診を受けたことがない方	・血液検査(ペプシノゲン検査+ヘリコバクターピロリ抗体検査)	500円
大腸がん検診		・便潜血反応検査(2日法)	無料
肺がん検診	30歳以上の町内に住所を有する方	・胸部レントゲン撮影(+喀痰細胞診)	X線 無料 X線+喀痰 500円
前立腺がん検診	50歳以上の町内に住所を有する男性	・血液検査(PSA値測定)	300円
乳がん検診	30歳以上の町内に住所を有する女性	・乳房レントゲン撮影(マンモグラフィ)と超音波検査	500円
子宮がん検診	20歳以上の町内に住所を有する女性 ※過去2ヵ年度のHPV併用検診結果で次回3年後の方は対象外	・細胞診とHPV検査	1,500円
肝炎ウイルス検診	①本年度中に40歳になる方 ②41歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	・血液検査(B型、C型の肝炎ウイルス検査)	500円
骨粗しょう症検診	30歳以上の女性	・超音波による測定(かかと)	400円

- ・町保健センター・医療機関実施を問わず、年度内に1回のみの受診となります。
- ・野木町国民健康保険以外の方の40～74歳の特定健診は、各保険者にお問い合わせください。
- ・健診項目、料金等は変更になる場合があります。
- ・日程等については、広報のぎまたは町ホームページ等で確認してください。



## 歯周疾患検診

成人歯科保健対策の一環として、歯の喪失を予防することにより、住民の方々の生活の質の向上および高齢期における健康の維持を目的に歯周疾患検診を実施しています。

対象者	野木町に住所を有する方。 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳
検診内容	問診および歯周組織検査
自己負担	500円(70歳・75歳・80歳は無料) ※検診に併せて治療をする場合やレントゲンをとる場合などは別途費用がかかります。

▶実施場所…指定医療機関に事前に予約をしてから受診してください。

名称	場所	電話番号
池松歯科医院	友沼5924-1	☎54-1181
うちうみ歯科クリニック	丸林572-12	☎33-6966
杉田歯科医院	丸林150-2	☎57-0118
せきぐち歯科医院	丸林645-4	☎57-0065
中澤歯科医院	丸林383-8	☎57-3002
U Dental Clinic	丸林284-3	☎57-3860

- ・対象の方には受診券をお送りします。
- ・検診内容、料金等は変更になる場合があります。

## 骨髄移植ドナー支援事業助成金について

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

骨髄または末梢血管細胞を提供した方(ドナー)およびドナーが勤務する事業所に対して助成をしています。

### ▶対象者

〈ドナー〉①～③全てに該当する方

※国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人に勤務する方を除く。

- ①骨髄バンク事業にドナー登録を行い骨髄等の提供が完了した方
- ②骨髄等の提供時に住所を有する方
- ③町税等を滞納していない方

〈事業所〉(1)(2)に該当する事業所

※国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人および個人事業主を除く。

- (1)①が勤務する事業所(町内に所存するものに限る)
- (2)町税等を滞納していない事業所

### ▶助成金(上限7日間)

〈ドナー〉1日につき2万円

〈事業所〉1日につき1万円

※詳細につきましては、お問い合わせください。

## 予防接種(65歳以上対象)の助成

予防接種法に基づいて、町内に住所登録がある方を対象に予防接種を実施しています。予防接種は体を守る手助けをしてくれます。予防接種を受けて感染症にかからないように、かかっても軽くすむように強い体をつくりましょう!

### ◎インフルエンザ

#### ▶助成対象者

65歳以上の方および60歳以上65歳未満(接種時)で心臓、じん臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある身体障害者手帳1級所持者の方(1回目のみ)

#### ▶実施期間

10月1日～2月末日

#### ▶自己負担額

1,300円(助成対象者のうち、生活保護世帯の方は無料)

### ◎成人用肺炎球菌

#### ▶助成対象者

年度末において65歳以上の方で心臓、じん臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある身体障害者手帳1級所持者の方(ただし過去5年以内に成人用肺炎球菌ワクチンを接種した方および過去に成人用肺炎球菌ワクチンを接種し野木町の助成を受けた方は助成の対象から除きます。)

#### ▶助成額

3,500円

※委託医療機関で実施します。



# 障がい者福祉

## 障害者手帳

健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

### 身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける方が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能、肝臓機能障がいのある方
交付手続	申請書、指定医の診断書、顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)、個人番号が必要です。
等級	1～6級

### 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患があり、長期にわたって日常生活または社会生活に制約のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付手続	申請書、診断書または障害年金証書の写し、障害年金額改定通知書、印鑑、写真(たて4cm×よこ3cm)、個人番号が必要です。
有効期限	2年間 ※更新には手続きが必要です。
等級	1～3級



健康・福祉・高齢

広告



## 療育手帳

知的障がい者と判定された方に交付され、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

18歳未満の方	申請し現況調査後、児童相談所で判定(面接)を行います。	【申請に必要なもの】 申請書 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
18歳以上の方	申請し現況調査後、とちぎリハビリテーションセンターで判定(面接)を行います。	
等級	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)	

## 障害福祉サービス

### 自立支援給付

➡健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

障がい者の自立を支援するために福祉サービスを提供し、日常生活と就労の支援をすることによって福祉の増進を図ります。

### ◎介護給付

サービスの名称	サービスの概要
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動支援や、危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ◎訓練等給付

サービスの名称	サービスの概要
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活向上の援助を行います。

広告



**Pastel**  
いろとりどりの笑顔

「ともに支えあう たしかな明日～」

一緒に働ける仲間を随時募集しています。あなたのカラーで、パステルの未来を共に創りましょう！

多機能型事業所  
CSW 谷本 たんぽぽ センパ形 おおぞら いらぼん屋 つらたみ フロントピアあやせ

障がい者支援施設 ホーム田(そら)

居宅介護事業所 パステル24

共同生活援助事業所 グループホーム

相談支援センター  
ライフサポートセンター 小山市地域生活支援拠点  
小山市障がい児者支援相談支援センター

障害児通所支援事業所  
なかよしランド 下野市こども通園センターけやき

すべての障害のある方、そして利用者一人ひとりがのびのびと その方らしく生きてゆける未来に思いを馳せ「楽しく働く」「元気に遊ぶ」「豊かに住む」ことをモットーにこれからも皆様と共に歩んでまいります。

～自立へのステージ～  
**社会福祉法人 パステル** 法人本部 小山市乙女 625-2  
TEL 0285-39-6088

社会福祉法人パステル



## 自立支援医療費の助成

健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

### ◎精神通院医療

精神科病院や総合病院の精神科・心療内科、精神科診療所などに通院している方の精神疾患の軽減のために、必要な医療費の一部を公費負担する制度です。

#### ▶対象者

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症やうつ病などの精神疾患を有する方で、通院による（入院している者は含まない）精神医療を継続する方

### ◎更生医療

身体障がい者の障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るため、必要な医療費の一部を公費負担する制度です。

#### ▶対象者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がいがある18歳以上の方で、身体障害者手帳を交付されている方

### ◎育成医療

手術などの外科的な治療により、確実な効果が期待できる際に必要な医療費の一部を公費負担する制度です。

#### ▶対象者

児童福祉法第4条第2項に規定する身体に障がいのある児童または知的障がいのある児童で、現在の状態をそのままにすると、将来的に身体に障がいを残すと認められる児童

## 重度心身障がい者医療費の助成

住民課給付・年金係 ☎57-4141

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2またはIQ35以下、身体障害者手帳3・4級でIQ50以下、精神障害者保健福祉手帳1級の方が医療費の助成を受けられます。

- 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額を助成します。

ただし、65歳～74歳までの方の場合

- ①後期高齢者医療制度に加入している方は全額補助
- ②後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方は1割補助

- 医療機関ごとに500円の自己負担がかかります。ただし、市町村民税世帯非課税者は、自己負担はありません。  
※この医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間、町で負担します。

## がん患者医療用ウィッグ購入費の助成

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

がんの治療に伴う脱毛症状により外見の悩みを抱える方に対し、医療用ウィッグの購入費用の一部助成をしています。対象のウィッグの購入費用を支払った日から1年以内に申請してください。

#### ▶対象者…次の(1)～(4)全ての要件を満たす方

- (1)町内在住で、町税等の滞納がない方
- (2)がんと診断され、その治療を行っている方
- (3)就労等の支障があるためにウィッグの使用をしている方
- (4)過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない方

#### ▶助成額…購入費の10分の9で上限額は3万円

※詳細につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。

## 地域生活支援事業

健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

障がいをお持ちの方が日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

サービスの名称	サービスの概要
日常生活用具の給付	在宅の障がい者に対し、日常生活に必要な用具を給付します。
相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、必要な情報を提供します。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対し、手話通訳者等を派遣します。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がい者に対し、外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、生産活動の場の提供、社会交流の促進を支援します。
日中一時支援事業	障がい者に対し、日中の活動の場を提供し、見守り等の支援を行います。
生活サポート事業	障がい者に対し、家事等の支援を行うことにより、自立した生活をサポートします。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者の社会参加および就労を支援するために自動車改造費を助成します。
訪問入浴サービス事業	自宅において入浴することが困難な障がい者の方に対して入浴サービスを提供します。

## 補装具支援事業

健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

身体に障がいのある方にその障がいを補うための用具の支給と修理を行います。

## 外出支援サービス

健康福祉課社会福祉係 ☎57-4172

手帳をお持ちの方などが行動範囲を拡大できるように、下記のサービスがご利用になれます。

サービスの名称	サービスの概要
日本旅客鉄道(JR)・バス・国内航空等の運賃割引	障がい程度に応じて運賃半額割引など。場合によっては介護者も含まれます。
有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、高速道路等の有料道路が割引されます。ETCも対象です。利用するには申請が必要です。
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	障がいのある方などのための駐車スペースを真に必要としている方に対し、利用証を交付します。利用するには申請が必要です。



## 高齢者の社会参加

### 野木町老人福祉センター(ホープ館)

☎57-3100

老人福祉センターは、高齢者の方々が、楽しく、明るく、健康的な、生きがいのある日々を過ごしていただくための施設です。

なお、一般の方もご利用できますので、お気軽にご来所ください。

### 野木町シルバー人材センター ☎56-2137

健康で働く意欲のある高齢者の方々に、社会参加や生きがいづくりのために仕事を提供します。

### 老人クラブ(ホープ館) ☎57-3100

軽スポーツや友愛活動などさまざまな活動を行っています。

▶会員対象者…おおむね60歳以上の方

## 介護予防・生活支援事業

サービス名	内容	金額	対象者	窓口
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者宅を訪問し、昼食を提供・利用者の安否を確認</li> <li>毎月4回(第1~4週) 金曜日の昼食</li> </ul>	1回200円	町内に居住する65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で、心身の障がい・病気などのため調理が困難な方	町社会福祉協議会 ☎57-3100
外出支援サービス	居宅と社会福祉施設や医療機関等の間を送迎	無料	町内に居住する65歳以上で体が不自由なため車イスを常に使用し、一般の公共交通機関を利用することが困難な方	町社会福祉協議会 ☎57-3100
緊急通報体制等整備	貸与(緊急通報装置)	取付工事費無料	町内に居住する65歳以上のひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯などに属する方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173
軽度生活援助	簡易な日常生活上の援助	一般世帯2割負担 非課税世帯1割負担 生活保護世帯免除 (利用上限付き5,000円)	町内に居住する在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯などに属する方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173 町シルバー人材センター ☎56-2137
高齢者通院時タクシー等利用助成	町外医療機関等へのタクシー代を一部助成	タクシー代の半額を助成(助成上限月5,000円)	町内に居住する在宅で70歳以上の方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173
高齢者等見守りキーホルダー	緊急時に事前登録した緊急連絡先を照会できるキーホルダーを配布	無料	町内に居住する在宅の75歳以上の方、その他必要と認められる方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173
救急情報キット配布	給付(救急情報キット)	無料	町内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯などに属する方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173
ふれあいサロン	地域における交流活動、趣味活動、健康づくりなど (日時は各サロンにより異なる)	1回100円	65歳以上の方	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173
地域いこいの場「ひまわり」	交流活動、健康づくり、相談支援など 毎週月、木曜日 10時~12時	無料	高齢者をはじめ、多世代の方すべて	健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173

健康・福祉・高齢

妊娠・出産・子育てに役立つ情報を紹介する「子育てガイドブック」を発行しています。ぜひご利用ください。



## 妊娠・出産

### 妊娠

#### 母子健康手帳の交付

➡健康福祉課健康増進係(子育て世代包括支援センター)  
☎57-4171

妊娠・出産・育児に関する記録ができる母子健康手帳を交付しています。医療機関で妊娠の診断を受けたら、野木町子育て世代包括支援センター(保健センター内)までお越しください。

#### ▶申請に必要なもの

- 健康保険証 ・ 妊娠届出書 ・ 個人番号確認書類
- 身分証明証(運転免許証、パスポート等)
- 委任状(代理人が届出するとき)

※妊娠・出産等のご相談で30分程度お時間をいただきます。ご了承ください。

※妊婦本人が届出をする場合と、代理人が届出をする場合に必要なものが異なりますのでご注意ください。

#### 妊産婦医療費の助成

➡住民課給付・年金係 ☎57-4141

野木町に住所のある妊産婦の方が妊婦の届出が受理された後、申請した日の属する月の初日から出生月の翌月までの医療費の助成を受けられます。

- 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額を助成します。
- 医療機関ごとに500円の自己負担がかかります。
- ※医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間、町で負担します。

#### 妊婦一般健康診査の助成

➡健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

安心して赤ちゃんを産むために、定期的に健康診査を受けましょう。町では妊婦さんの健康診査を委託医療機関において実施しています。費用については、県の標準料金を上限に町が助成します。(標準料金を超える額については、自己負担が発生する場合があります。)なお、里帰り等、県外の医療機関で受診の際はお問い合わせください。

#### プレママ・プレパクラス

➡健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

安心した妊娠生活、出産、育児支援のため、プレママ・プレパクラスを行っています。妊婦さん同士の友だちづくりにもよい機会となっています。初産婦さんだけでなく、経産婦さんも、ぜひご家族を誘ってお気軽にお越しください。

予約の必要もなく、どの回からでも参加可能です。来所の際には、母子健康手帳をお持ちください。

### 出産

#### 出生届

➡住民課住民戸籍係 ☎57-4126

子どもが生まれたときは、生まれた子どもの父親か母親が、出生した日から14日以内に住民課に届け出てください。その際、出生届(医師の証明をもらったもの)、母子手帳、保険証を必ず持参してください。

#### 出産祝金

➡住民課給付・年金係 ☎57-4141

平成27年4月1日以降に生まれた子の保護者に祝金を支給します。支給には出産の日の翌日から6ヶ月以内に申請が必要です。

#### ▶対象者…下記すべてに該当する方

- ①野木町に住所を有する支給対象児の保護者で、支給対象児の出産時および申請時まで引き続き1年以上かつ申請時に野木町に住所を有していること
- ②支給対象児童の保護者およびその配偶者に、町に納付または納入すべき町民税等に滞納がないこと

#### ▶支給額

- ①第1子・第2子 1人当たり 2万円
- ②第3子以降 1人当たり 10万円

#### 出産育児一時金

➡住民課保健医療係 ☎57-4137

国民健康保険の被保険者が出産した場合、1件の出産に対し42万円(産科医療保障制度未加入機関での出産は40万8,000円)が支給されます。(社会保険の被保険者は、加入している保険者より支給されます。)原則、国民健康保険から病院などに直接支払われる仕組みですが、直接支払いを望まない場合は、出産後に国民健康保険から受取ることも可能です。その場合、出産費用は病院などにいったん全額お支払いいただくことになります。

### 不妊治療費助成事業

➡健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

野木町では不妊治療(体外受精・顕微授精・人工授精)を受けた夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成します。



# 育児

## 訪問・健診

### 新生児・産婦訪問

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

保健師が生後2～3か月までに訪問し、体重測定や予防接種の受け方など育児について気になることにお答えしています。赤ちゃん誕生後、訪問の連絡がいきますので、赤ちゃんやお母さん等のご様子を教えてください。また、里帰り中に訪問希望の場合は、町から里帰り先の市町村に連絡いたしますので、まずはご相談ください。

### 産後ケア

健康福祉課健康増進係(子育て世代包括支援センター) ☎57-4171

町では、産後ケアを行っています。

#### ▶対象者

野木町に住所のある生後1年未満の子どもとその母親で、産後の体調不良や育児不安がある方。また、その他、特に支援が必要な方。(対象月齢は、施設によって異なります。)

#### ▶利用方法

申し込み後、申請書を審査し、利用を決定します。利用後に利用施設に料金(自己負担額)をお支払いください。利用回数には限度があります。

#### ▶内容

- お母さんのケア(必要時、乳房マッサージ・授乳や沐浴、生活の仕方についての相談やアドバイス)
- 赤ちゃんのケア(健康状態の確認・体重の確認等)
- 育児全般(おむつ交換等のお世話全般についての相談やアドバイス・育児相談)

### 乳幼児健診(4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児健診、2歳児歯科健診)

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

お子さんの成長や発達を確認させていただく重要な機会ですので受診してください。対象の方には個人通知でお知らせします。

### 5歳児相談

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

お子さんのより良い成長・発達のために、社会性の伸びてきた年中児を対象に、5歳児相談を行っています。小学校の入学までにどんな準備をしたらよいか、発達やお子さんの関わり方の相談をご希望の方には、保健師、心理士、こども教育課の職員等が個別相談に応じます。

### フッ素塗布・歯の健康相談

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

年1回6月に、「歯と口の健康週間」に無料でフッ素塗布、歯の健康相談を行っています。

▶対象者…年少児～小学2年生

▶場所…保健センター

## 相談

### 健康・育児相談

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

健康や育児について悩みや不安のある方への相談を行っています。

▶内容…保健師・栄養士による保健相談と栄養相談

▶日時…月1回 9時～11時30分

お1人様15分ごとの完全予約制

※お問い合わせください。

▶場所…保健センター

### 発達心理相談(すくすくルーム)

健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

未就学のお子さんを対象に発達心理相談を実施しています。発達心理相談では、臨床発達心理士が、保護者の方々の相談に個別に対応いたします。お子さんの対応や発達に関して気になることがある方は、上記までご相談ください。

### 教育相談

こども教育課子育て支援係 ☎57-4209

教育に関する悩み等を持つ児童生徒・保護者からの相談をお受けしています。

受付	月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時・13時～17時
担当	特別支援教育相談員
相談申込	直接電話でお申し込みください。

### 幼児ことばの教室

こども教育課子育て支援係 ☎57-4209

お子さんの言葉の発音で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。言語聴覚士が相談・指導します。

▶例えば…・友だちと楽しく会話ができない

・言葉が少ない・言葉が詰まる

・発音がはっきりしない

・発音に誤りがある など

▶対象者…町内在住の未就学の児童とその保護者

### 児童虐待相談

こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

「虐待」とは親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもの安全が守られていない状態であれば「虐待」になる可能性があります。通報者の情報を知られることはありませんので、地域で気になったことがあったときや、子育てで困ったときにはご連絡・ご相談ください。

### 子ども家庭総合支援拠点

こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

全ての子どもとその家庭などの総合相談窓口です。子育てに対する不安、児童虐待や不登校などの家庭内の悩みについて、相談員などが話を聴き、解決に向けて一緒に考えます。子どもからの相談も受け付けます。秘密は固く守りますので安心してご相談ください。

## 各種助成・手当

### 🐟 こども医療費助成制度

#### 👉 住民課給付・年金係 ☎57-4141

0歳から18歳までの子どもの医療費を助成しています。

年齢区分	助成内容
0歳～ 未就学児まで (6歳に達する日 以降の最初の3月 31日までの方)	○ピンク色の受給資格者証 ・栃木県内の医療機関等で受診した場合→現物給付(※1) ・栃木県外の医療機関等で受診した場合→償還払い(※2) ・入院時の食事代→償還払い(※2)
就学児～ 中学校卒業まで (15歳に達する日 以降の最初の3月 31日までの方)	○オレンジ色の受給資格者証 ・栃木県内の医療機関等で受診した場合→現物給付(※1) ・栃木県外の医療機関等で受診した場合→償還払い(※2) ・入院時の食事代→償還払い(※2)
16歳～18歳まで (18歳に達する日 以降の最初の3月 31日までの方)	○むらさき色の受給資格者証 ・すべて償還払い(※2) ※婚姻により成年とみなされた方は対象外です。

(※1)現物給付とは

受診の際、保険証と一緒に町から発行される受給資格者証を提示すれば、保険診療分の自己負担なく受診できる助成方法です。

(※2)償還払いとは

医療機関等の窓口でお支払いをした際の領収書を添えて助成申請書を役場に提出していただき、後日口座振り込みでお支払いする助成方法です。

### 🐟 ひとり親家庭医療費助成制度

#### 👉 住民課給付・年金係 ☎57-4141

ひとり親家庭の親と子、配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方、父母のない児童を養育する配偶者のいない方(配偶者がいる場合は児童のみ)が医療費の助成を受けられます。

- ・対象期間は、児童が18歳に達した日以降最初の3月31日までです。
- ・児童扶養手当に準じた所得の制限があります。
- ・保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額を助成します。
- ・医療機関ごとに500円自己負担がかかります。

※医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間、町で負担します。

### 🐟 未熟児養育医療給付制度

#### 👉 健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

未熟児養育医療給付制度とは体の発達が未熟な状態で生まれ、入院医療を必要とする乳児に対してその治療に必要な医療費を町が負担する制度です。養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関に限られます。

- ▶対象者…次の項目全てに該当する乳児が対象です。
  1. 出生時の体重が2,000グラム以下あるいは体の発達が未熟な状態で生まれた乳児で、医師が入院療養を必要と認めた場合
  2. 満1歳未満であること
  3. 野木町に住所があること

### 🐟 新生児聴覚検査助成

#### 👉 健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成しています。

- ▶対象者…野木町に住所がある、検査を受けた新生児
- ▶助成額…上限 5,000円

### 🐟 産婦健康診査助成

#### 👉 健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

産婦健康診査に要する費用の一部を助成しています。

- ▶対象者…野木町に住所がある概ね産後1か月の産婦
- ▶助成額…上限 5,000円

### 🐟 1か月児健康診査費助成

#### 👉 健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

1か月健康診査に要する費用の一部を助成しています。受診票は県内の医療機関で使用できます。なお、里帰り等、県外の医療機関で受診の際はお問い合わせください。

- ▶対象者…野木町に住所がある乳児
- ▶助成額…上限 5,000円

### 🐟 チャイルドシート購入費の補助

#### 👉 総務課消防防災交通係 ☎57-4112

乳幼児のいる家庭で新しくチャイルドシートを購入した際に下記の①～③を満たす方を対象に購入費の一部を補助します。

▶補助対象

- ①保護者(養育者)および子ども(6歳未満)が町内に住所を有する方
- ②安全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く)を購入した方
- ③町税(料)に滞納のない方

▶補助額…購入費用(消費税を含む)の3分の1(1台につき限度額は1万円、100円未満切り捨て)

※送料等の経費は補助の対象外です。なお、子どもが生まれてからの申請で、補助は子ども1人につき1台に限ります。

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

▶申請書に添付するもの

- ・領収書等(店名および品名の記載されたもの)
- ・品質保証書その他チャイルドシートの製造元、品名等が確認できる書類
- ・振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

## 自転車乗車用ヘルメット購入費の補助

総務課消防防災交通係 ☎57-4112

小学生以下の子どもがいる家庭で新しく自転車乗車用ヘルメットを購入した際に下記の①～③を満たす方を対象に購入費の一部を補助します。

### ▶補助対象

- ①保護者(養育者)および子ども(小学生以下)が町内に住所を有する方
- ②安全基準に適合する自転車用ヘルメット(中古品を除く)を購入した方
- ③町税(料)に滞納のない方

▶補助額…購入費用(消費税を含む)の2分の1(1個につき限度額は2千円、100円未満切り捨て)

※送料等の経費は補助の対象外です。また、補助は子ども1人につき1個に限ります。

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

### ▶申請書に添付するもの

- 領収書等(令和4年4月以降に購入し店名および品名の記載されたもの)
- 取扱い説明書等で自転車乗車用ヘルメットの製造元、品名、安全基準に適合することが確認できる書類
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

## 児童手当

住民課給付・年金係 ☎57-4141

対象者	支給額(月額)	支給時期	所得制限
中学校修了までの国内に住所を有する児童(15歳に到達後の最初の年度末まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•0～3歳未満一律15,000円</li> <li>•3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降(*) :15,000円)</li> <li>•中学生一律10,000円</li> <li>•所得制限以上一律5,000円</li> <li>•所得上限以上支給なし</li> </ul>	毎年2月、6月および10月(各前月までの分を支払)	所得制限あり 扶養人数で制限額が異なります。

※「第3子以降」とは、高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降です。

※手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。

※公務員の場合は勤務先で支給されます。

※手当を受給中の方で、一部の方は、毎年6月中に現況届を提出してください。(該当者には通知します。)

### ◎次の場合は手続きが必要です。

- 出生・転入・転出・転居・養育する児童が減ったとき
- 受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき

## 児童扶養手当(令和4年4月～)

住民課給付・年金係 ☎57-4141

対象者	支給額(月額)	支給時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>①父母が婚姻を解消した児童</li> <li>②父または母が死亡した児童</li> <li>③父または母が一定程度の障害の状態にある児童</li> <li>④父または母が生死不明の児童</li> <li>⑤父または母が1年以上遺棄している児童</li> <li>⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>⑦父または母が1年以上拘禁されている児童</li> <li>⑧婚姻によらないで生まれた児童</li> <li>⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•全額支給 月額 対象児童1人のとき43,070円 2人のとき53,240円</li> <li>•一部支給は所得に応じて 月額 対象児童が1人のとき43,060円～10,160円まで 対象児童が2人のとき53,220円～15,250円まで</li> <li>•全額支給 3人目から児童1人ずつ増すごとに月額6,100円ずつ加算</li> <li>•一部支給 3人目から児童1人ずつ増すごとに月額6,090円～3,050円ずつ加算</li> </ul>	1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前2か月分が支給されます。

※手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないように、速やかにお届けください。

※手当額は変動が生じる場合があります。

## 遺児手当

住民課給付・年金係 ☎57-4141

父母の一方または両方が死亡した場合、義務教育終了までの児童を養育する保護者に対し、遺児手当を支給しています。受給するためには、申請が必要です。

▶支給額…月額 3,000円

## 乳幼児および児童・生徒を対象とした予防接種

➔ 健康福祉課健康増進係 ☎57-4171

接種対象年齢がきましたら、希望する小山地区医師会の医療機関に予約をし、予防接種を受けてください。

やむをえず小山地区医師会以外の医療機関で接種される方は、ご相談ください。

	種類	対象年齢
定期接種	B型肝炎	1歳に至るまで
	ヒブ	生後2か月～5歳に至るまで
	少児用肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまで
	BCG	1歳に至るまで
	四種混合	生後3か月～7歳6か月未満まで
	MR (麻しん・風しん混合)	I期:生後12か月～24か月に至るまで II期:5歳以上7歳未満の方で小学校就学前の1年間(年長児)
	水疱	生後12か月～36か月に至るまで
	日本脳炎	I期:生後6か月～7歳6か月に至るまで II期:9歳以上13歳未満
	二種混合	11歳以上13歳未満
	ロタ	生後6週～生後32週 ※ワクチンの種類により異なります。
任意接種	子宮頸がん	小学6年生から高校1年生相当の女子
	おたふくかぜ	生後12か月～36か月に至るまで

## 保育園・幼稚園・認定こども園

➔ こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

### 保育園

#### 入所の基準

入所申込みができるのは、生後6か月～小学校入学前の児童の保護者が次のような事由等により、家庭において必要な保育ができない場合です。

- ①就労 ②妊娠または出産 ③保護者の疾病、障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 等

#### 入所の手続き

保育所入所申込みに必要な書類を揃えてこども教育課にお申込みください。

名称	場所	電話番号
社会福祉法人延寿会 りんご保育園	南赤塚842-20	☎56-1708
社会福祉法人延寿会 いちご保育園	丸林312-4	☎55-1225

### 幼稚園

学校教育法に基づき、文部科学省が所管しています。

名称	場所	電話番号
法得幼稚園	佐川野468-1	☎55-0806

### 認定こども園

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。

名称	場所	電話番号
認定こども園 野木幼稚園	友沼5883-2	☎56-1723



子育て・教育



# KUMON

## 公文式 野木友沼教室

教科:算数・数学 英語 国語  
対象:幼児・小学生・中学生・高校生以上  
教室日:火曜日・木曜日 PM2:00～PM9:00

指導者 長島久美子

TOEFL Primary®  
Junior®  
テストセンター  
Baby Kumon

対象年齢:0歳・1歳・2歳  
〒329-0101 野木町友沼5905-120  
tel:0280-57-4749

豊かな心を育くお環境の中で

★ありがとう、ごめんなさいを素直に言える子。

★仲良く遊べる元気な子。

★友達の間を分け合い喜びも分かち合える子。



学校法人 高栄山学園

## 法得幼稚園

園長 大中 清見  
野木町佐川野468-1

TEL 0280-55-0806 FAX 0280-55-1114

## 小・中学校

### 入学・転校の手続き

📍 こども教育課学校教育係 ☎57-4182

#### 小学校入学

小学校に入学するお子さんには、入学する前年の10月から11月にかけて、就学時の健康診断を実施します。また、1月1日現在の住民情報に基づき、1月末に入学校と入学期日を記した就学通知書を送付します。1月2日以降に住所を変更した場合は、こども教育課にご連絡ください。

#### 町内外の転校

1. 現在通っている学校に転校の旨を話していただき、お子さまの最終登校日に転校に係る書類(在学証明書等)をお受け取りください。
2. 住民票の異動手続きを行った後、転出先の学校から交付された転校書類をお持ちになり、教育委員会で転校の手続きをしてください。

※就学校の変更を希望される場合は、こども教育課までご相談ください。

### 町内の小・中学校

📍 小学校 📍 こども教育課学校教育係 ☎57-4182

名称	場所	電話番号
友沼小学校	友沼916	☎56-0017
野木小学校	野木2450-1	☎56-0018
佐川野小学校	佐川野1808	☎56-0888
南赤塚小学校	中谷508	☎56-0019
新橋小学校	友沼5110-2	☎57-2525

📍 中学校 📍 こども教育課学校教育係 ☎57-4182

名称	場所	電話番号
野木中学校	潤島800-1	☎56-0400
野木第二中学校	野木4048	☎55-2701

## 小規模特認校制度

📍 こども教育課学校教育係 ☎57-4182

名称	場所	電話番号
佐川野小学校	佐川野1808	☎56-0888

#### ◎小規模特認校とは

魅力や特色ある小規模校を「特認校」に指定し、そこで学びたい子どもたちは、町内のどこからでも就学が可能な制度です。

#### ◎佐川野小の特色

- ・自然豊かな環境で生き生き学んでいます。
- ・みんなが主役、誰もが活躍できる場面がたくさんあります。
- ・少人数を生かし、子ども一人一人に寄り添うきめ細かな指導を行います。

#### ◎入学・転入学の時期

4月1日(申込みは新1年生から6年生までどの学年もできます。)

#### ◎おもな就学条件

学校の教育活動・PTA活動等についてご賛同、ご協力をお願いします。

就学期間は、原則、入学・転入学から卒業までです。登下校は保護者の責任で行ってください。

※見学は随時受け付けていますので、佐川野小 ☎56-0888にご連絡ください。

#### 📍 あすなる教室

📍 こども教育課子育て支援係 ☎57-4189

不登校となった児童生徒に対し、児童生徒一人ひとりの適性にあった活動を実施しながら自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための指導および援助を行い、在籍校への復帰を目指します。

#### ▶活動内容

- ・悩み事や心配についての教育相談
- ・自主学習と学習指導
- ・軽スポーツ
- ・美術、技術家庭、調理実習などの体験活動
- ・心身の安定のためのレクリエーション等

## スポーツの力で健康的な生活をしよう！

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。しかし、制定から50年が経過し、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、議員立法により平成23年に「スポーツ基本法」が成立しました。

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。



## 学童保育室

→ こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

### ◎町営

名称	場所	電話番号
友沼学童保育室	友沼916 (友沼小学校内)	57-4601
野木学童保育室	野木2469-3	57-4477
佐川野学童保育室	佐川野1806-13	57-1661
南赤塚学童保育室	中谷513-2	57-1322
新橋学童保育室	友沼5110-2 (新橋小学校内)	57-3025

#### ▶ 保育時間と休室日

- 保育時間  
(通常) 下校～18時(延長保育は19時まで)  
(土曜日・長期休暇) 8時～18時(延長保育は19時まで)  
※早朝保育は7時30分～8時
- 休室日  
日曜日・祝日・年末年始・8/13～16・その他特別な事情が生じた場合
- ▶ 費用(令和4年度・児童一人につき)
- 保育料  
月額4,000円
- 早朝保育料  
1回 100円(一ヶ月あたりの限度額1,000円)
- 延長保育料  
1回 200円(一ヶ月あたりの限度額2,000円)
- おやつ代 月額850円
- 児童安全共済保険 年間800円

#### ▶ 申込方法

学童保育入所申請書を記入し、必要書類を添付してこども教育課へお申込みください。

### ◎民営

名称	場所	電話番号
NPO法人親子クラブ	南赤塚778-40 (あかつか児童センター内)	57-1824

#### ▶ 保育時間と休室日

- 保育時間  
(通常) 下校～19時(延長保育あり)  
(土曜日) 7時30分～16時30分  
(長期休暇) 7時30分～19時(延長保育あり)
- 休室日  
日曜日・祝日・年末年始・8/13～16・その他特別な事情が生じた場合
- ▶ 費用・申込方法  
直接、NPO法人親子クラブにお問い合わせください。

## 各種教育制度・助成・手当

### 📖 中学校一部選択制制度

→ こども教育課学校教育係 ☎57-4182

町内のどの中学校へ入学するかは、住所による通学区域に基づき決定されます。

町では、地方分権推進や国の教育改革の流れを受けて、児童や保護者のニーズに応じた学校選択機会の拡大と特色ある学校づくりという観点から、通学区域の規制緩和を図る制度を導入しています。

一部選択制とは従来の通学区域を残したまま、毎年度決定する受入生徒数の範囲内で、希望する別の中学校への就学を認めるものです。

詳細はお問い合わせください。

### 📖 就学援助費制度

→ こども教育課学校教育係 ☎57-4182

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行います。

#### ▶ 対象者

- 生活保護法による保護の停止または廃止された家庭
- 保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた方

#### ▶ 援助内容

学用品、修学旅行費など、小・中学校で必要な費用の一部

#### ▶ 申請時期

年度ごとに申請が必要です。認定された場合、申請を受付した翌月から支給されます。

### 📖 第3子以降小中学校等入学祝金

→ こども教育課学校教育係 ☎57-4182

小中学校等へ入学する第3子以降の児童生徒の保護者に入学祝金を支給します。

#### ▶ 祝金の額

小学校等入学 5万円  
中学校等入学 5万円

#### ▶ 受給資格

- 児童生徒が小学校等または中学校等に入学し、かつその年の5月1日に在籍していること
- 小学校等または中学校等に入学するまで引き続き1年以上本町に住所を有していること
- 保護者に町税その他町に納付すべき金額の全部に滞納がないこと

### 📖 英語検定料助成金

→ こども教育課学校教育係 ☎57-4182

野木町立小中学校に在籍している児童生徒の英語力および学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定の3級を受験する検定料を助成します。

#### ▶ 助成金額

当該年度に受験した3級の検定料の1/2

※児童生徒1人につき小中学校に在学中に1回とします。



## 児童館・児童センター

→ こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

### 所在地

名称	場所	電話番号
新橋児童館	友沼5110-5	57-9155
あかつか児童センター	南赤塚778-40	54-1440

### 利用について

#### 利用できる人

- ・就学前の乳幼児とその保護者
- ・小学生から高校生までの児童・生徒 など

#### 利用の手続き

- ・入館するときは所定の用紙に氏名等を記入してください。
- ・団体で利用する場合は、使用日の3日前までに申し込み、許可を取ってください。  
【開館時間】9時から18時まで  
【休館日】第1水曜日 祝日 年末年始  
【使用料】無料(行事の内容により教材費等を負担していただく場合があります。)

### 子育てサロン

町の子育てボランティア等の協力を得ながら、子育ての各種相談や保護者同士のコミュニケーションを図る場として新橋児童館とあかつか児童センターにおいて実施しています。

- ・新橋児童館 毎月第1・3・5月曜日 午前中
  - ・あかつか児童センター 毎月第2・4月曜日 午前中
- ※日時は変更になる場合があります。

## ファミリーサポートセンター

→ こども教育課子育て支援係 ☎57-4167

子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員となって、お互いに助けたり、助けられたりしながら、会員相互による育児の援助活動を行います。  
※別途登録が必要です。

## 奨学金制度

→ こども教育課庶務管理係 ☎57-4181

### 野木町奨学金制度

町では、経済的理由により大学等への進学が困難な方に対して、返済不要の奨学金を給付しています。

- ▶ 給付金額 月額2万円(原則、返還は不要)
- ▶ 給付期間 在学する学校の正規の修業期間
- ▶ 対象学校 大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校(4・5学年および専攻科(以下「大学等」と言います。))

#### ▶ 対象者

募集は、大学等に進学予定の高校・高等専門学校の3年生で、下記①～④を満たす方を対象に行います。

- ①申請者と同一世帯の方全員の住民税所得割が非課税であること
- ②申請者(学生本人)またはその生計維持者が申請する年度の4月1日時点で3年以上町内に居住し、現在も引き続き町内に居住していること
- ③申請者とその生計維持者が町税を滞納していないこと
- ④学習成績評定平均値が5段階中3.0(平均)以上であること

#### ▶ 申請方法

10月頃に、こども教育課にて募集を行います。

## 読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

出典:文部科学省ホームページ「子どもの読書活動推進」([http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/suisin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/suisin/index.htm))の内容を引用・編集・加工して作成





## ごみ

生活環境課環境リサイクル係 ☎57-4246

### 野木町ごみ出しサポート事業

#### ごみ出しサポート事業とは

家庭ごみをごみ集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者などを対象に、家庭ごみの戸別収集と声かけによる安否確認を行い、安心して暮らせる生活を支援するものです。

#### 対象世帯

町内に居住し、世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら家庭ごみをごみ集積所まで出すことが困難で、ごみ出しの協力が誰からも得られない世帯

- 要介護2から要介護5までの認定を受けている方
- 身体障害者手帳の視覚障害1級または2級・肢体不自由障害1級または2級を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 療育手帳A1またはA2を所持する方
- 年齢が満85歳以上でごみ出しが困難な方

#### 事業の内容

原則週1回、委託事業者が自宅に伺い、声かけし、安否や健康状態などを確認した上で家庭ごみを収集します。

- 家庭ごみの「生ごみ」、「可燃ごみ」、「プラ容器」は、週1回収集とし、収集日は木曜日(休日の場合は翌開庁日)、時間は8時30分から行います。「剪定枝」、「不燃ごみ」、「資源物」は、毎月2回で2・4回目の木曜日の同じ時間帯とします。
- 町が定める家庭ごみの分け方、出し方により、原則居宅内玄関において収集します。
- ごみが出されていない場合で、声かけを行い、応答がないなどの異変を認めるときは、申請時の緊急連絡先に連絡します。
- 収集時間や収集する場所は、訪問調査後に決定します。

#### 申込みから収集開始までの流れ

- ① 申込み(生活環境課の窓口で申請書の配布や申請の受付をしています。代理申請可)
  - ② 訪問調査(日程調整について、事前に生活環境課からご連絡します。)
  - ③ 申請書と訪問結果により、ごみ出しサポート事業の利用が決定
  - ④ 決定後、収集を開始(利用料は無料です。)
- ※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。  
ご希望の方は、生活環境課にご相談ください。



広告

一般廃棄物収集運搬  
産業廃棄物収集運搬

未来の子供たちに夢を

クリーン eco



ソファやタンス等の  
粗大ごみはおまかせ下さい!

本社 小山市間々田780-11  
TEL0285-37-6511

# ごみの分け方・出し方

## 家庭ごみ収集計画表

	出せるもの	出し方・注意点	出す場所
生ごみ	<p>野菜、果物、肉、残飯、パンくず、菓子くず、茶殻、コーヒーの粉、卵の殻、小さな貝殻（あさり、しじみなど）、かにの殻、えびの殻など</p> 	<p><b>町指定の紙袋に入れてください。</b></p> <p><b>生ごみの出し方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三角コーナー等で水を切る</li> <li>② 新聞紙で包む（紙は2枚以下）</li> <li>③ 町指定の紙袋に入れ付属の麻ひもで縛る</li> <li>④ 氏名を記入し集積所へ</li> </ol> <p>◆水切りネット、ビニール、金属、ガラス類などは絶対に入れないでください。</p> <p>◆紙袋をビニール袋に入れしないでください。</p> <p>◆大きな貝殻（はたて、さざえなど）は、可燃ごみです。</p> 	<p><b>可燃ごみ集積所</b></p>  <p>◆お住まいの地域などで指定された<b>可燃ごみの集積所</b>に出してください。</p> <p>◆生ごみと可燃ごみは、別々の山に分けてください。</p>
可燃ごみ	<p>落ち葉、草（土を落とす）、プラスチック製品（商品）、紙おむつ（汚物はトイレに）、感熱紙（レシート）、カップ麺の容器（紙製）、たばこの吸殻、スポンジ、ゴム製品、革製品、破れた衣類、下着、靴下、靴、ぬいぐるみ、綿の入った衣類、布団、じゅうたん、靴など</p> 	<p><b>透明または白色半透明の袋に入れてください。</b></p> <p>◆一辺が60cmを超えるものは<b>粗大ごみ</b>です。</p> <p>◆生ごみは<b>絶対に入れないでください。</b></p> <p>◆毒性のある樹木、繊維質の多い樹木、病虫害等に侵された樹木は可燃ごみです。</p> <p>◆この場合は、太さ20cm、長さ60cm以下にしてください。</p> <p>◆布団、じゅうたん、カーペットは巻いてひもで縛って2m以下にしてください。</p> <p>◆シュレッダー紙は資源物へ。</p> <p>◆紙袋や色のついたビニール袋等中身が見えない状態で出さないでください。</p>	<p><b>可燃ごみ集積所</b></p>  <p>◆お住まいの地域などで指定された<b>可燃ごみの集積所</b>に出してください。</p> <p>◆生ごみと可燃ごみは、別々の山に分けてください。</p>
プラスチック	<p>プラスチック製の袋、ラベル、ラップ、キャップ、ボトル、カップ、パック、トレイ、チューブ類、発泡スチロール（大きいものは割る）など</p> 	<p><b>透明または白色半透明の袋に入れてください。</b></p> <p>◆汚れは取り除いてください。</p> <p>◆汚れが取り除けないプラスチック容器は可燃ごみへ。</p> <p>◆袋は二重にしないでください。</p> <p>◆チューブ類は、はさみで半分に切って中身を洗ってください。</p> 	<p><b>可燃ごみ集積所</b></p>  <p>◆お住まいの地域などで指定された<b>可燃ごみの集積所</b>に出してください。</p> <p>◆プラスチックと剪定枝の収集が重なっている日は、別々の山に分けてください。</p>
剪定枝	<p>剪定枝、木の枝、植木の枝葉、枯れ枝、木の幹</p> 	<p><b>直径10cm以下、長さ60cm以下の木の枝が出せます。</b></p> <p><b>麻ひもが紙ひもで束ねてください。（50cm以下）</b></p> <p>◆毒性のある樹木（キョウチクトウ、あせび、あじさい、うるし等）、繊維質の多い樹木（竹、シュロ、藤等）、病虫害等に侵された樹木は可燃ごみです。</p> <p>◆まとめられない細かい植物ごみ（木くず、草花、刈り草、落ち葉等）は可燃ごみです。</p> <p>◆石や金属を混ぜないでください。</p> <p>◆雨天時は麻ひもをご利用ください。</p> 	<p><b>可燃ごみ集積所</b></p>  <p>◆お住まいの地域などで指定された<b>可燃ごみの集積所</b>に出してください。</p> <p>◆プラスチックと剪定枝の収集が重なっている日は、別々の山に分けてください。</p>
不燃ごみ	<p>スプレー缶・カセットガス、電気製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン以外）、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、化粧品用・食品用のびん・缶、傘、ガラス類、陶磁器、金属類、刃物類等、自転車（不要の貼紙をする）</p> 	<p><b>透明または白色半透明の袋に入れてください。</b></p> <p><b>右図のとおり4つに袋を分けて出してください。</b></p> <p>◆スプレー缶・ガス缶は完全に使い切って、<b>火の気のない所で穴を開けてから、袋を分けて出してください。</b></p> <p>◆一辺が60cmを超えるものは<b>粗大ごみ</b>です。</p> <p>◆刃物類・割れたガラスは紙等に包むか不要になった缶などに入れ、中身を明記してください。</p> <p>◆自転車は必ず「不要」の貼紙をしてください。</p> <p>◆小型家電の電池類は取り外してください。</p> <p>◆お住まいの地域などで指定された不燃ごみの集積所に出してください。</p> <p>◆「スプレー缶・カセットガス」、「蛍光灯・水銀計」、「小型家電」はそれぞれまとめて書いてください。</p> 	<p><b>不燃ごみ集積所</b></p> <p>◆4つに袋を分ける</p>  <p>◆お住まいの地域などで指定された<b>資源物集積所</b>に出してください。</p>
資源物（リサイクル）	<p><b>びん・缶（アルミ缶、スチール缶）</b> 飲料用のびん・缶 <b>ペットボトル</b> 飲料用、調味料用</p> <p><b>古紙</b> 新聞・折込み広告、雑誌（雑誌・書籍等）、雑誌（紙袋・包装紙・空箱・トイレ用ペーパーの芯等）、ダンボール、牛乳パック（開いて乾かす）、シュレッダー紙</p> <p><b>古布</b> 毛布、カーテン、シャツ等衣類全般（下着、破れたもの、わたや羽毛が入っているものは除く）</p> 	<p><b>びん・缶</b></p> <p>◆びん・缶は飲料用に限り、水ですすいでください。</p> <p>◆缶詰、粉ミルク缶、インスタントコーヒーのびん等食品のびん・缶は<b>不燃ごみ</b>へ。</p> <p>◆キャップは外して金属製は<b>不燃ごみ</b>へ、プラスチック製は<b>プラスチック</b>へ。</p> <p><b>ペットボトル</b></p> <p>◆ペットボトルは  の印がついているもので飲料用、調味料用に限り、水ですすいでください。</p> <p>◆食用油用や洗って汚れが落ちないものは<b>可燃ごみ</b>へ。</p> <p>◆ラベルとキャップは外して<b>プラスチック</b>へ。</p> <p><b>古紙・古布</b></p> <p>◆ひもで十字に縛って<b>コンテナのとなり</b>に置いてください。</p> <p>◆雨天時は古紙・古布を（半）透明の袋に入れてください。</p> <p>◆ひもで縛れない雑紙は、手摺部分が紙の紙袋や古封筒等に入れてひもで十字に縛って出してください。</p> <p>◆シュレッダー紙はそれだけを（半）透明の袋に入れてください。</p> <p>◆ダンボールは折りたたんでください。</p> <p>◆新聞紙には「<b>野木町所有</b>」と明記してください。</p> 	<p>◆お住まいの地域で指定された<b>資源物集積所</b>に出してください。</p> <p>◆「びん・缶」と「ペットボトル」は<b>袋から出して</b>別々のコンテナに入れてください。</p> <p>◆「古紙・古布」はコンテナに入れないでください。</p> 

出典：経済省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/>

※全てのイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

家庭ごみ収集計画表は、生活環境課窓口にて配布しているほか、町ホームページでもご覧いただけます。

※各地区の収集日については、年度末に配布される「ごみ収集計画表」または、毎月「広報のぎ」に折り込まれる「お知らせ版」をご覧ください。



## 水道・下水道

上下水道課業務係 ☎57-4146

### 水道・下水道の使用

#### 水道・下水道を使用するには

水道・下水道を新たに使用する方は、手続きが必要です。「水道・下水道使用開始(変更)届」を記入の上、上下水道課へ提出してください。水道・下水道料金は、毎月水道メーターを検針し、それに基づいて料金を請求します。検針のお知らせ・料金の納入通知書をお送りしますので、部屋・ポストなどにお名前の表示をお願いします。転居などで水道・下水道の使用を中止する場合は、必ず事前に連絡をお願いします。

#### 水道・下水道に関する届出

下記の場合には、すぐに上下水道課まで届出をしてください。

- ・転居される時
- ・長期間水道をお使いにならない時
- ・使用者または所有者の名義が変わるとき
- ・その他変更があるとき

### 下水道工事手続き

下水道の管渠工事の際、宅地等に公共汚水ますが設置され、またその地域が処理区域になりますと、家庭から出る汚水を直接公共下水道に流すための「排水設備工事」が必要となります。この工事は、町が指定する「排水設備指定工事店」により接続工事を行ってください。

### 水洗便所改造資金のあっせん制度

町では、公共下水道処理区域内の下水道の普及を促進するため、汲み取り便所を水洗便所へ改造するのに必要な資金を融資あっせんします。ご希望の方は、町または指定工事店へご相談ください。

※融資あっせん制度とは、申請者が金融機関から工事に必要な資金を借入し、利子を町が負担する制度です。

### 水道・下水道料金

#### 水道料金表(1か月分)

(令和4年4月1日現在)

径	基本料金	超過料金	メーター使用料
13mm	10㎡まで 1,045円	1㎡につき 143円	55円
20mm			110円
25mm			121円
30mm			187円
40mm			220円
50mm			1,056円
75mm			1,375円
100mm			1,749円

※上記で算出された額には、消費税が含まれています。

#### 下水道使用料金表(1か月分)

(令和4年4月1日現在)

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	1㎡につき
一般用	10㎡まで	1,210円	10㎡を超え 20㎡まで	132円
			20㎡を超え 50㎡まで	143円
			50㎡を超え 100㎡まで	154円
			100㎡を 超えるもの	165円
臨時用	1㎡につき			165円

※上記で算出された額には、消費税が含まれています。

#### 水道料金・下水道使用料の支払い方法

お支払は口座振替をご利用ください。納入通知書では、最寄の指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、主なコンビニエンスストア等または役場窓口でもお支払いできます。

#### 水道・下水道に関する問い合わせ先

- ・料金等に関すること  
上下水道課業務係 (株)日本ウォーターテックス)  
☎57-4146
- ・工事等に関すること  
上下水道課水道係 ☎57-4194  
上下水道課下水道係 ☎57-4165



生活・環境

浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水を処理する装置ですので、微生物が活発に活動できるような環境を保つことが大切です。このために、保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

(1)保守点検

浄化槽の機械の点検・調整・補修や消毒剤の補充などを行います。処理人数や処理方式により最低限の必要回数が決められています。保守点検を行うことができるのは浄化槽管理士(国家資格)です。

(2)清掃

浄化槽内にたまった汚泥を抜き取り、各装置や附属機器類の洗浄・掃除を行います(原則年1回)。清掃は、野木町長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

※野木町の許可業者

- ・カワベ産業(株) ☎62-1987
- ・野木衛生社 ☎56-2283(清掃のみ)

(3)法定検査

新たに浄化槽を使用する際と年1回の定期検査があります。

- ①新たに浄化槽を使用する際には、使用開始してから3か月から8か月の間に水質検査を受けなければなりません。
- ②定期検査は、浄化槽の外観検査・水質検査・書類検査で、年1回受けなければなりません。

※保守点検を頼む業者は、県知事(宇都宮市は市長)の登録を受けた浄化槽保守点検業者です。この業者の連絡先は県環境保全課または県浄化槽協会にお尋ねください。

- 県環境保全課 ☎028-623-3189
- 県浄化槽協会 ☎028-633-1650

浄化槽設置補助金

生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、町では、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

- ・浄化槽の設置工事開始前に申請が必要です。
- ・設置済の浄化槽は、補助金の対象外です。
- ・市街化区域内、下水道事業認可区域内および農業集落排水事業区域内は、補助金の対象外です。

◎補助金の額(令和4年4月現在)

区分	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

- ・補助金の額は設置場所により変更になる場合があります。

◎設置工事

浄化槽法に基づき、県知事の登録または届出をしている浄化槽工事業者で施工してください。

し尿・生活排水の処理

し尿のくみ取りは、1か月に1回程度を目安として、くみ取り作業は、許可業者が行います。

👉野木町のし尿くみ取り許可業者

- ・カワベ産業(株) ☎62-1987
- ・野木衛生社 ☎56-2283

広告

産業廃棄物収集運搬(汚泥)

◆ 浄化槽・清掃  
維持管理・家庭汲取 ◆

**カワベ産業(株)**

古河市桜町16-16

☎62-1987(代)  
FAX 62-3324

浄化槽清掃  
し尿くみ取り

**野木衛生社**

☎0280-56-2283  
野木町友沼4696-6



# 住宅

## 定住促進補助金

➔ 政策課政策推進係移住定住促進班 ☎57-4178

新たに住宅を取得された方に補助金を交付します。

対象	要件	基本額	加算額
令和7年3月31日までに取得された住宅 (ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)	①住宅を取得した時点で40歳以下の方 ②転入または転居により新たに専用住宅、併用住宅またはマンション等の区分所有建物を取得する方 ③住宅を取得し、所得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方 ④入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方 ⑤取得した住宅が共有名義である時は、その代表の方 ⑥世帯員に町税等の滞納がない方。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方	新築住宅:10万円 中古住宅:10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が転入後1年以内である場合:2万円加算(再転入者は上記に加え、野木町を転出してから1年以上経過した転入であること)</li> <li>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの世帯員がいる場合(人数不問):3万円加算</li> </ul>

## 木造住宅耐震診断等補助制度

➔ 都市整備課都市開発係 ☎57-4161

昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震診断、耐震改修および耐震建替えをされる方を対象に費用の一部を補助しています。

※耐震改修、耐震建替えには事前に対象となる木造住宅の耐震診断が必要となります。

※補助を受けるには要件に適合することが必要です。

## ブロック塀等撤去費補助制度

➔ 都市整備課都市開発係 ☎57-4161

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒を防止し、町民の安全や災害等の避難路を確保するため、対象地域に建つブロック塀等の撤去費にかかる費用の一部を補助しています。

※補助を受けるには要件に適合することが必要です。



生活・環境



のぎ  
フォトギャラリー  
NOGI PHOTO GALLERY



犬・猫を飼うときは

犬の登録と予防注射

犬を飼っている方は、法律により生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。狂犬病は発症すると100%死に至る病気です。必ず受けさせましょう。これに違反すると20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

犬の登録について

生活環境課窓口で申請手続きを行ってください。

- ▶対象…生後91日以上の子犬
- ▶回数…1頭につき生涯1回
- ▶登録手数料…1頭3,000円

狂犬病予防注射について

集合注射の際もしくは動物病院で受けてください。

- ▶対象…生後91日以上の子犬
- ▶回数…毎年1回(4月から6月の間)

狂犬病予防注射済票の交付について

獣医師さんからの証明書を持って、生活環境課窓口で交付手続きを行ってください。

- ▶交付手数料…1回550円

栃木県獣医師会に加入されている獣医師さんのところでは、登録ができ、注射済票の交付も受けられます。

犬・猫の避妊手術費補助金

犬・猫の適正な飼い方への意識を高めることや、不幸な野良犬・野良猫を抑制し、町民の快適な生活を図るために、飼い犬・飼い猫について避妊手術費用を一部助成します。

- ▶助成金額…メス犬:3,000円 メス猫:2,000円
- ※毎年度1世帯あたり牝犬または牝猫いずれか1頭となります。
- ※助成には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

犬・猫の苦情・相談

栃木県動物愛護指導センター ☎028-684-5458

犬・猫に関する苦情、しつけや飼い方、相談などについては、栃木県動物愛護指導センターにご相談ください。

※野良猫の捕獲・引取りはできません。

小動物の死がい処理

公共の場所(公道等)に放置されている飼主不明犬・猫などの死がいを発見した場合は、生活環境課までご連絡ください。ただし、私有地内に関しては、町では回収できません。

害虫・害獣等の被害

アライグマ・ハクビシン等による農作物や家屋等の被害については産業振興課農業振興係(☎57-4151)へご連絡ください。自宅の敷地内にできたスズメバチの巣の駆除については業者を紹介しますので、生活環境課へご連絡ください。



広告

**犬・猫専門病院**  
 附属ペットホテル棟完備  
**青木動物病院**  
 院長 青木孝史 (保管) 栃木県動愛セ06保第147号  
 令和4年2月1日~令和9年1月31日

**診療時間**  
 午前 9:00 ~ 12:00  
 午後 2:00 ~ 6:00

**休診日**  
 木曜日・日曜日・祝日

〒329-0101 野木町友沼2134  
**TEL 0280-56-2508**  
 青木動物病院 野木町 検索

**のぎ**  
 フォトギャラリー  
 NOGI PHOTO GALLERY

# 各種相談

## 暮らしの相談

名称	日時	場所等	内容・対象	相談員	問い合わせ先
心配ごと相談	第1水曜日 10時～12時	町老人福祉センター(ホープ館)	日頃の悩みなど日常生活について	民生児童委員 保護司 人権擁護委員	町社会福祉協議会 ☎57-3100
野木町地域包括 支援センター	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分 (緊急時は上記以外でも)	[本センター] 町総合サポートセンター (ひまわり館) [サブセンター] 町老人福祉センター(ホープ館)	高齢者についての介護相談・総合的な相談	保健師 社会福祉士 介護支援専門員	[本センター] ☎57-2400 [サブセンター] ☎23-2200
こころの相談	毎月1回(要予約) 10時～12時	町保健センター	メンタルヘルス相談	心理士	健康福祉課 ☎57-4171
健康相談	毎週水曜日(要予約) 午前中	町保健センター	健診結果や健康について	保健師 栄養士	健康福祉課 ☎57-4171
子育てサロン	毎月1回(月曜日、変更の場合あり) 10時～12時	新橋児童館	子育てについて	児童館職員 子育てサロンボランティア ティアアえくぼ	新橋児童館 ☎57-9155
		あかつか児童センター	子育てについて	児童館職員 子育てサロンボランティア ティアアえくぼ	あかつか 児童センター ☎54-1440
幼児ことばの教室	月～金曜日(祝日除く) 9時～12時 13時～17時	幼児ことばの教室(ひまわり館) (窓口:こども教育課)	ことばの発音で気になることなど	言語聴覚士	幼児ことばの教室 ☎57-4209
教育相談	月～金曜日(祝日除く) 9時～12時 13時～17時	町こども教育課	児童生徒・保護者の悩み、教育に関する相談	相談員	こども教育課 ☎57-4209
あすなる教育相談	月～金曜日(祝日除く) 9時～12時 13時～15時	あすなる教育相談室 (町武道館裏)	不登校に関する相談	相談員	あすなる教育相談室 ☎57-4189
障がい者相談	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分	町総合サポートセンター (ひまわり館)	障がいのある方、発達に障がいのあるお子さんとその家族など	相談支援専門員	ライフサポート センターゆめ ☎33-6951
	月～金曜日(祝日除く) 10時～17時	丸林371-12			みらい ☎57-2673
人権・行政 合同相談	第2水曜日(変更の場合あり) 9時～12時 (受付は11時30分まで)	町総合サポートセンター (ひまわり館)	・人権に関する相談 ・行政の仕事に関する意見、要望、相談	人権擁護委員 行政相談委員	生活環境課 ☎57-4132
野木町障がい者 虐待防止センター	(来所)月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分 (電話)随時	○来所 町保健センター ○電話相談 (平日)☎57-4196 (休日・夜間)☎090-3246-2260	障がい者の虐待についての相談・通報	町職員	健康福祉課 ☎57-4196
DV相談	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分	町生活環境課	配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的などの暴力に対する相談	町職員	生活環境課 ☎57-4132
児童虐待相談	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分	町こども教育課 ☎57-4138	児童虐待についての相談・通告	町職員 相談員	こども教育課 ☎57-4167
	24時間いつでも	(休日・夜間) 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)			
消費生活相談	月～金曜日(祝日除く) 9時～12時 13時～16時	町産業振興課内 消費生活センター	契約や取引に関する消費者トラブル	相談員	町消費生活センター ☎23-1333
法律(弁護士)相談	第3木曜日(要予約) 10時～12時	町老人福祉センター(ホープ館)	財産・扶養・土地・金銭貸借・賠償・離婚などの問題に関する相談 (原則年度内2回まで)	弁護士	町社会福祉協議会 ☎57-3100
こども家庭総合 支援拠点	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分	こども教育課	子育てについての心配ごとや子どもからの悩みごと相談	町職員 相談員	こども教育課 ☎57-4167



各種相談



### 総務省行政相談センター

## まぐみみ栃木

総務省の行政相談は、**医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関**など、いろいろな行政分野の幅広い相談に対応しています。

相談は**無料**で**秘密**は**厳守**されます。  
お気軽にご相談ください。



行政相談マスコット  
キョーソウ

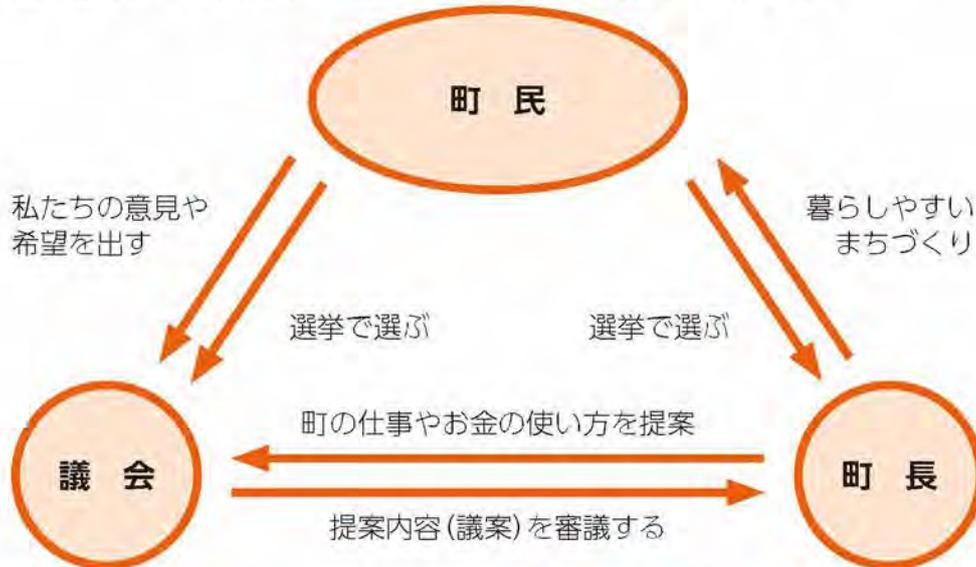
0570-090110

### 議会とは

私たちの住む町の道路設置や管理、学校の運営、お年寄りや身体が不自由な人のための福祉施策、こどもの医療費助成など、私たちの生活に身近な仕事をしている行政機関(地方公共団体)が「野木町」です。

こうした身近な問題は、自分たち自身で話し合い解決することが一番ですが、町民全員で話し合うことは困難です。

そこで、町民の代表者を選挙で選び、代表者たちで町の仕事やお金の使い方を決めることとしています。この決定機関を「町議会」と言います。野木町議会は14人の議員で構成されています。



### 議会の開催時期

定期的に行われる「定例会」と急を要する重要な案件を審議する「臨時会」があります。定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回定まった時期に開催されます。

### 議案の審議

議会は町長から提案される町の仕事に関するルール(条例)やお金の使い方(予算)などの重要な事案(議案)の良否を判断(議決)します。

また、議場での話し合い(本会議)だけでは判断できない重要な問題は、常任委員会という組織に付託し、議案内容を掘り下げて検討します。



### 常任委員会

野木町議会には、3つの「常任委員会」と「議会運営委員会」、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。議員は、いずれかの常任委員会に所属しています。

常任委員会名	所管事項
総務経済常任委員会	総合政策部、産業建設部、会計課、農業委員会、選挙管理委員会および監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管事項に属さない事項
文教民生常任委員会	町民生活部および教育委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	予算および決算に関する事項
議会運営委員会	議会の運営や議会の改革等に関する事項

### 議会の傍聴

議場には傍聴席が用意してあります。役場本館3階の議会事務局で受付後に本会議を傍聴できますので、是非お越しください。

### 陳情・請願

町民の皆さんの要望を町政に反映させる方法の一つに請願や陳情があります。

議員の紹介があるものを請願といい、ないものを陳情と呼んでいます。

提出された請願(陳情)は、議長または議会運営委員会、所管の委員会で審査されます。

選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民
栃木県知事選挙 栃木県議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上栃木県内の同一の市町に住所のある日本国民 その人が栃木県内の他の市町に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます。
野木町長選挙 野木町議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上野木町に住所のある日本国民

被選挙権

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員選挙 栃木県知事選挙	満30歳以上の日本国民
衆議院議員選挙 野木町長選挙	満25歳以上の日本国民
栃木県議会議員選挙 野木町議会議員選挙	満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある人

選挙人名簿

選挙のときに投票するためには「選挙人名簿」に登録されている必要があります。選挙人名簿に登録されるのは、満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届出をした日)から引き続き3か月以上、野木町の住民基本台帳に登録されている人です。

また、新住所地の住民票の登録期間が3か月未満の人であっても、一定要件を満たす場合には、旧住所地の選挙人名簿に登録されます。

在外選挙人名簿

国外に居住する選挙人(在外選挙人)を登録している名簿です。在外投票を行うためには、申請により「在外選挙人名簿」に登録される必要があります。在外選挙人名簿の登録地は、原則として最終居住地の市区町村選挙管理委員会となります。

投票の方法について

選挙は、選挙期日(投票日)の投票時間内(7時~20時)に投票所において投票するのが原則ですが次のような方法でも投票することができます。

◎点字投票

視覚に障がいがある人には、点字による投票が認められています。この場合、点字によって投票したいことを投票所の投票管理者に伝え、点字投票用紙を交付しますので、その投票用紙に備え付けの点字器で候補者の氏名や政党名を記載して投票することができます。

◎代理投票

病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない場合は、投票所の職員が、その選挙人に代わって候補者の氏名を代筆する代理投票をすることができます。ただし、本人が投票所に直接出向いて投票することが原則で、代理人が行使するものではありませんので、ご注意ください。

◎期日前投票

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭などの理由により投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票をすることができます。

期日前投票期間および時間は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までで、8時30分から20時までです。

※土日祝日も投票できます。

◎不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所していて、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞り場所、入院または入所している場所において不在者投票をすることができます。

◎郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、および介護保険証をお持ちで次に該当する人は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険証
両下肢・体幹・移動機能の障がい (1級、2級)	両下肢・体幹の障がい (特別項症~第2項症)	要介護者 (要介護5)
心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸の障がい (1級、3級)	心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓の障がい (特別項症~第3項症)	
免疫・肝臓の障がい (1級~3級)		

◎特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方は、投票用紙等を請求することで、郵便等により投票することができます。対象となる方は、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示または告示の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかる見込まれる方です。濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありません。

# 主な公共施設

## 野木町立図書館

☎57-2811



### 開館時間

9時30分～18時

### 休館日

- ・月曜日(祝日・振替休日の月曜日は開館)
- ・書架整理日(原則毎月最終金曜日)
- ・年末年始
- ・特別整理期間

### 場所

丸林234-2



図書館HP

### 貸出について

- ▶野木町内にお住まいの方が、町内に通勤・通学されている方

#### 緑色の貸出カード

資料の種類	貸出数	貸出期間
図書・雑誌・紙芝居	10冊	2週間
布絵本	1点	図書・雑誌・紙芝居は、電話またはホームページや検索コーナー(OPAC)で延長できます。再延長はできません。予約のある資料は延長できません。
視聴覚資料(CD・DVD・ビデオ)	2点	

- ▶県南広域連携や関東どまんなかサミットの市町にお住まいの方
- ・県南広域連携: 栃木市、小山市、下野市、壬生町
- ・関東どまんなかサミット: 古河市、加須市、板倉町、栃木市、小山市

#### オレンジ色の貸出カード

資料の種類	貸出数	貸出期間
図書・雑誌・紙芝居	10冊	2週間
布絵本	1点	延長はできません。
視聴覚資料(CD・DVD・ビデオ)	貸出はできません。館内での視聴はできます。	

※雑誌の最新号の貸出・コピーはできません。

## 野木町文化会館 野木エニスホール

☎57-2000

野木町文化会館(野木エニスホール)では町民のみなさんに喜んでいただけるような事業を行っています。詳しい内容については、広報や案内チラシなどで確認いただき、ぜひご参加ください。

施設の使用法・予約・料金等については文化会館にお問い合わせください。

### 開館時間

8時30分～17時

### 休館日

- ・火曜日
- ・年末年始



野木エニスホールHP

### 貸出施設

大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室、特別会議室、第1会議室、第2会議室、野外ステージ

### 場所

友沼181



## 野木町公民館

☎57-4188

### 開館時間

- ・月曜日 9時～17時
- ・火曜日～日曜日 9時～22時
- ・祝日(月曜日以外) 9時～22時

### 休館日

- ・第3月曜日(祝日に当たる月曜日は開館)
- ・年末年始

### 場所

丸林571

### 使用申込

公民館事務室にある使用許可申請書で、使用1か月前から当日までに申し込む。

#### ▶申込受付時間

- ・月曜日 9時～16時50分
- ・火曜日～日曜日 8時30分～21時
- ・祝日(月曜日以外) 9時～21時

※施設の使用には、使用施設、時間帯ごとに使用料がかかります。

スポーツに親しんで親睦を深め、健康づくりや運動技能の向上をめざすことのできる、各種公園・スポーツ施設(一部有料)があります。お気軽にご利用ください。

予約・利用方法・料金については、生涯学習課へお問い合わせください。

名称	貸出施設	場所	電話番号
野木町体育センター	・バドミントンコート 4面 ・バスケットボールコート 1面 ・バレーボールコート 2面 ・卓球 10台 ・トレーニング室 1室 ・その他(ソフトバレー・インディアカ等)	丸林571	☎57-4187
武道館	・剣道、空手等	丸林571	☎57-4187
弓道場	・弓道	丸林571	☎57-4187
野木町総合運動公園	・多目的広場 ソフトボール・学童野球用 2面 陸上競技等 ・野球場 2面(軟式用) ・テニスコート 6面 ・サッカー場 1面 ・照明施設 ソフトボール用1面・野球用1面・テニスコート6面 サッカー場	佐川野916	(施設) ☎57-3803 (予約・問い合わせ) ☎57-4187
あじさい公園運動場	・学童野球2面 ・その他(グラウンドゴルフ等)	友沼5332	☎57-4187
丸林中央公園運動場	・学童野球1面 ・その他(グラウンドゴルフ等)	丸林577	☎57-4187
篠山運動場	・ソフトボール1面	南赤塚2316-4	☎57-4187

## 野木町健康センター ゆ〜らんど

☎57-0755

### 開館時間

10時～20時

### 休館日

- ・火曜日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)

### 場所

南赤塚1514



ゆ〜らんどHP

### 入場料

区分	町内居住者	町外居住者
大人	300円	500円
小学生	200円	300円
大人【回数券11枚綴り】	3,000円	5,000円
小学生【回数券11枚綴り】	2,000円	3,000円
乳幼児	無料	

※関東どまんなかサミット管内(小山市、栃木市、古河市、加須市、板倉町)にお住まいの方は、町内居住者の方と同額でご利用になれます。

※入場料をお支払いいただければ、館内の施設が利用可能になります。(一部有料イベント)

## 野木町交流センター 野木ホフマン館

☎33-6667

### 開館時間

9時～18時  
(煉瓦窯見学時間:9時～17時)

※受付は16時30分まで

※野木ホフマン館開館日のみ見学可能

### 休館日

- ・月曜日(祝日に当たる月曜日は開館、翌平日休館)
- ・年末年始

### 場所

野木3324-10

### 入館料

無料(研修室等の施設利用および煉瓦窯見学は有料です。)

### 煉瓦窯見学料

区分		見学料
個人	一般	100円
	中学生、小学生および就学前の者	無料
団体	一般	80円/1人
	中学生、小学生および就学前の者	無料

※団体とは15人以上の集団をいう。



主な公共施設

## 野木町ボランティア支援センター きらり館

☎23-1231

### 開館時間

- ・火曜日～土曜日 9時～17時15分
- ・日曜日、祝日 9時～17時

### 休館日

- ・月曜日
- ・年末年始

### 場所

友沼4930-1

### 施設の利用

センターを利用する場合、あらかじめ登録(団体・個人)が必要です。

登録できるのは、原則として野木町を拠点に活動する団体・個人となります。

#### ▶利用に登録が必要な施設設備

第1・第2会議室、コピー機、印刷機、メールボックス

#### ▶利用に登録が必要でない施設設備

交流室、パソコン、情報コーナー、貸自転車、展示館



## 野木町総合サポートセンター ひまわり館

☎33-6878

### 開館時間

月曜日～土曜日 8時30分～17時15分

### 休館日

- ・日曜日、祝日
- ・年末年始

### 場所

丸林582-1

### 施設の利用

どなたでも気軽に相談できる『総合相談窓口』として、社会福祉士や保健師等の専門職員が、皆様の心配ごとや不安なことを解決するためのお手伝いをさせていただきます。

## 野木町老人福祉センター ホープ館

☎57-3100

### 開館時間

9時30分～16時  
(ただし、6月、7月、8月は16時30分まで)

### 休館日

- ・祝日
- ・年末年始

### 場所

友沼5840-7

町社会福祉協議会HP



### 施設の利用

老人福祉センターは、高齢者の方々が、楽しく、明るく、健康的な生きがいのある日々を過ごしていただくための施設です。一般の方もご利用できます。

#### ▶利用できる施設設備

集会室、会議室、教養室、娯楽室、茶室、作業室、ボランティアルーム、多目的ホール

#### ▶利用料

区分	町内	町外
60歳以上	無料	300円
就学前児童	無料	300円
小中学生	100円	300円
上記以外	200円	300円
団体20名以上	160円(小中学生除く)	240円

※関東どまんなかサミット管内(小山市、栃木市、古河市、加須市、板倉町)にお住まいの方は、町内居住者の方と同額でご利用になれます。

## やすらぎの郷 野木霊園

☎生活環境課環境リサイクル係 ☎57-4131

### 開園時間

3月～10月 8時～17時  
11月～2月 8時～16時

※8/13～8/16、春の彼岸、秋の彼岸の中日については、7時30分～18時30分

### 場所

佐川野973-1

### 墓所種類

芝生墓地、普通墓地、合葬墓地

※申し込みにつきましてはお問い合わせください。



Nogi Town

# 生活ガイドINDEX

身近な医療機関がわかる



医療機関  
ガイド

日々の生活に役立つ



暮らしの  
知識

公共施設・医療機関等マップ 70

リフォームの基礎知識 72

愛車の健康法 74

野木町で味わうグルメ 75

知っておきたい-葬儀編- 76

お墓の形いろいろ 78

野木町商工会 79



※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

広告

## “夢”を育む病院

医療を受ける人も  
医療に携わる人も

同じ人間として等しく、  
ひとりひとりに“夢”を与える  
そんな病院でありたいと思います。



### 友愛記念病院

Yuai Memorial  
Hospital

地域がん診療連携拠点病院／地域医療支援病院

総合健診センター

【平日】8:30～17:00 【土曜】8:30～12:30  
健診予約 0280-97-3400

午前診療の受付 8:30～11:30 (土曜日は午前のみ11:00迄)  
午後診療の受付 8:30～16:00

〒306-0232  
古河市東牛谷707

TEL 0280-97-3000  
(予約専用) 0280-97-3344

友愛記念病院

検索



生活ガイド



# 公共施設・医療機関等マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

**精神科、心療内科**  
**さくら診療所**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~11:00	●	●	●	●	●	休	休	休
13:30~19:00	●	●	●	●	●	休	休	休

※土曜日は17:00まで  
休診日：金曜日・日曜祝日  
初診時、要予約  
野木町野渡1097番地  
Tel.0280-54-5004



内科・小児科・アレルギー科・心療内科・漢方内科  
医療法人 まゆき会  
**菊池クリニック**  
院長 菊池宏典

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	●	●	／	●	●	／
14:00~16:00						●

※日曜日と祝日は休診です。受付終了時刻は30分前までです。  
野木町野渡245-2 TEL0280-57-2510



糖尿病内科・内分泌内科・甲状腺診療・内科・小児科  
**いなば内科クリニック**

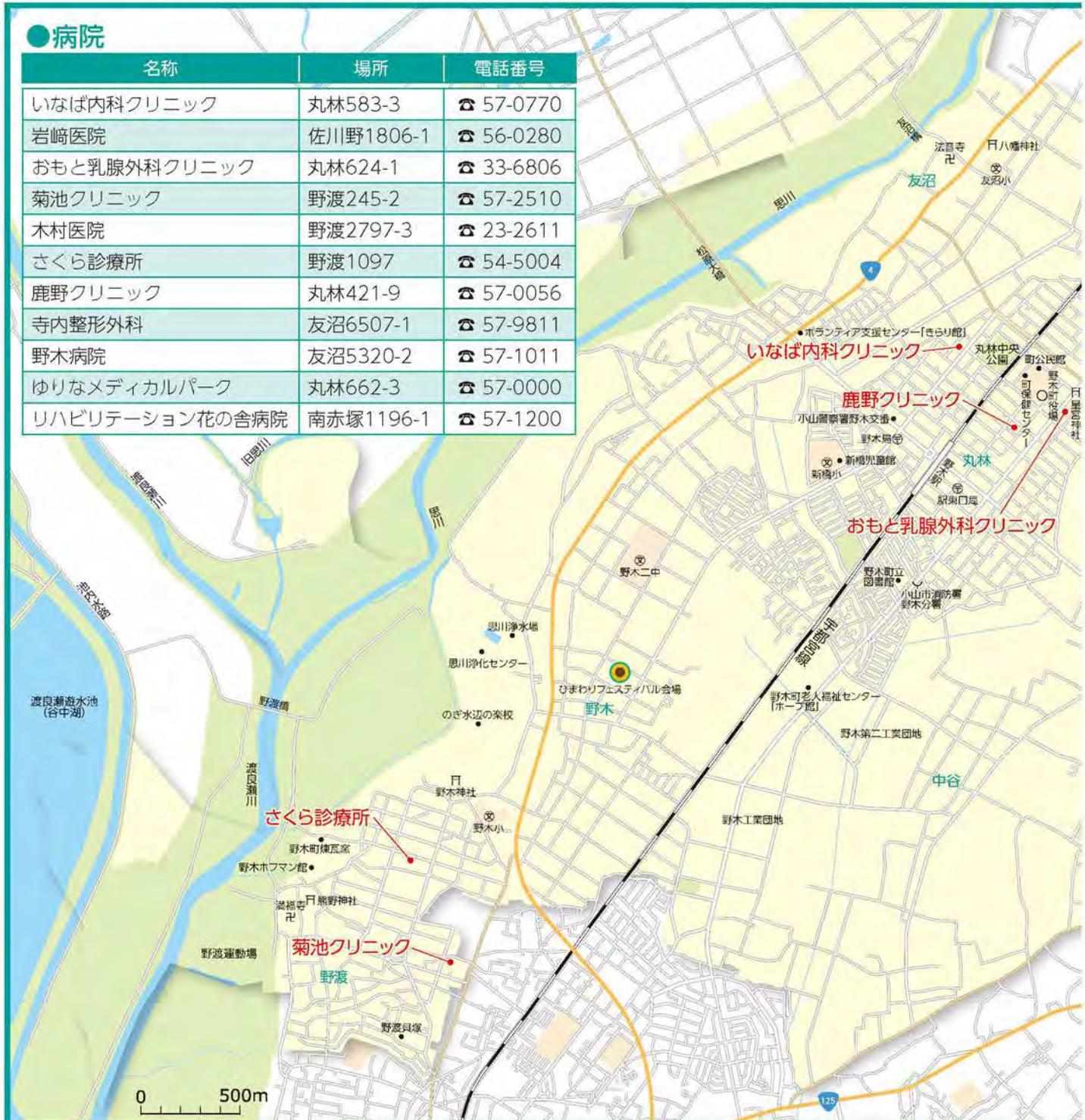
診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	▲	／	／
15:00~18:00	●	●	／	●	／	／	／	／

▲：土曜日は9:00~13:00までとなります。  
野木町丸林583-3  
☎0280-57-0770



## ●病院

名称	場所	電話番号
いなば内科クリニック	丸林583-3	☎ 57-0770
岩崎医院	佐川野1806-1	☎ 56-0280
おもと乳腺外科クリニック	丸林624-1	☎ 33-6806
菊池クリニック	野渡245-2	☎ 57-2510
木村医院	野渡2797-3	☎ 23-2611
さくら診療所	野渡1097	☎ 54-5004
鹿野クリニック	丸林421-9	☎ 57-0056
寺内整形外科	友沼6507-1	☎ 57-9811
野木病院	友沼5320-2	☎ 57-1011
ゆりなメディカルパーク	丸林662-3	☎ 57-0000
リハビリテーション花の舎病院	南赤塚1196-1	☎ 57-1200



生活ガイド



ここは有料広告掲載ページです

内科・外科・消化器内科・肛門内科・小児科・家庭医療

## 鹿野クリニック

院長 鹿野 耕太  
名誉院長 鹿野 信吾

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	△14:00まで
午後 3:00~ 6:00	●	●	●	●	●	△

【土曜日】2022年12月までは午後も診療あり

野木町大字丸林421-9 JR手宮線 野木駅より  
仮場方向へ徒歩5分

☎0280-57-0056 鹿野クリニック

omoto Breast Surgery Clinic

## おもと乳腺外科クリニック

乳腺外科・外科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	△	●	●	●	△
14:30~18:00	●	●	△	●	●	△	△

休診日：水曜・日曜・祝日 △…14:30~17:00まで

栃木県下都賀郡野木町丸林 624-1

tel.0280-33-6806  
https://omotobreast.com

MASAKI CLINIC

## 岩崎医院

内科・小児科・呼吸器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後 3:00~ 6:00	●	●	休	●	●	休

休診日 日曜日・祝日

野木町佐川野1806-1 ☎(0280)56-0280

### ●介護保険施設

名称	場所	電話番号
特別養護老人ホーム 虹の舎	佐川野1785-1	☎ 56-1000
特別養護老人ホーム キラリの舎	南赤塚1218-9	☎ 57-3211
介護老人保健施設 ひまわり荘	南赤塚1218-1	☎ 57-0300

### ●歯科医院

名称	場所	電話番号
池松歯科医院	友沼5924-1	☎ 54-1181
U Dental Clinic	丸林284-3	☎ 57-3860
うちうみ歯科クリニック	丸林572-12	☎ 33-6966
きたざわ歯科医院	丸林377-26	☎ 33-7164
杉田歯科医院	丸林150-2	☎ 57-0118
せきぐち歯科医院	丸林645-4	☎ 57-0065
中沢歯科医院	丸林383-8	☎ 57-3002
ハッピー歯科クリニック	友沼6510-5	☎ 23-4814

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。  
©2022 GeoTechnologies, Inc.



# リフォームの基礎知識

## リフォームの進め方とポイント

### Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。  
この時点での情報収集も大切なポイントです。



### Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



### Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

### Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

## リフォームの疑問

**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

**A** 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



**Q** 満足いくリフォームのポイントは？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



**Q** 信頼のおける業者とは？

**A** 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



## 屋根・外壁・樋から太陽光発電工事まで

before

after



屋根リフォーム例

- 雨漏り補修
- 樋の掛け替え
- 外壁張り替え
- 屋根のリフォーム

## (有)田村板金工業

板金工事業 栃木県知事許可第20802号



〒329-0104 栃木県下都賀郡野木町佐川野1840-5

TEL 0280-57-1799 FAX 0280-57-1239 私たちはモータースポーツを応援しています



万ーに備えて、住まいの講座



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



**長**年のノウハウを生かし、  
より快適に建具をご使用頂ける  
提案をさせていただきます。



その他 シャッター・玄関ドア・  
カギの交換 ガラスの修繕  
エクステリア等の取扱  
もしております。



昭和48年より金属製建具(サッシ)を  
主に扱っている会社です。

**オカサッシ工業株式会社**

野木町南赤塚 2252 TEL:0280-56-1931

土木・建築資材  
エクステリア販売施工

**高橋商店**

お見積り無料

お気軽にお問い合わせ下さい。

格安外構工事

お問い合わせはこちら  
☎ 0280-55-1620



**安心リフォーム専門店**  
ハッピーリフォームセンター

台風や雨から  
住まいを守る

- 屋根のふき替え・塗替え
- 外壁のひび割れや改善
- 塗替え・サイディング 等

害虫から住まいを守る

- シロアリの点検と駆除・補修対策
- ダニやカビの点検と改善対策 等



相談  
見積り  
無料

細かな修理でも受け付けております

365日24時間 電話受付対応

**0120-305-223**

設備の不便・不潔を  
解決します

- キッチンリフォーム
- 風呂・洗面リフォーム
- トイレリフォーム等

自立を促し、  
介護を楽に

- バリアフリーリフォーム
- 手摺の取付け、  
段差の解消

HPはこちら



古河市南町1-18

確かな施工で、豊かな暮らしを支える

**有限会社 松目設備**

野木町指定工事店

給排水衛生設備工事

上下水道工事

配水管布設工事

水まわりの工事

☎ 0280-56-0036

野木町友沼5912-3



**屋根修理・外壁塗装なら**  
**家屋メンテ工房**



その他小さな修理も承ります

**0120-249-878**

(おまわり便利サービス)  
野木町丸林369-6 アリス富士見B102



# 愛車の健康法



株式会社サイネックスによる  
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

**車検** **車検のコバック**

**古河店**  
TEL.0120-22-3933  
茨城県古河市原町 1-6

**古河運動公園前店**  
TEL.0120-840-589  
茨城県古河市女沼 229-7

**車検** **車検** **車検**

**中古車 探せば 正直販売** 信頼と安心

**H NORIE ホリエオート**

**古河本店** **古河下山店** スマホで申し込み  
TEL.0280-33-7155 TEL.0280-32-1000

中古車検査はこちらから

町のくるまやさん。

**新井モータース**

車検、修理、点検、钣金塗装  
各種新車、中古車販売

野木町潤島 14-1(野木中学校隣り)  
TEL.0280-55-0149

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。

## 意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくってはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができてたりびびり(拭き跡)が残り、かえて視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



## エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。

## 排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



## タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。

生活ガイド

## 車のこと Q&A

**Q** 車の維持費は年間でどのくらいかかりますか?

**A** 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。

他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

**Q** 車種によって支払う税金に違いはありますか?

**A** 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。

これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。

細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。



# 野木町で味わうグルメ

## 地元の食材を選んで地産地消



### 地産地消とは？

「地産地消」って聞いたことありますか。「ちさんちしょう」と読み「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

地場の食材を購入することで、輸送に使われるエネルギーを大きく減らすことができます。消費者も新鮮で安心感のある食材が入手でき、地場農業の活性化、食料自給率の向上などの効果も期待されます。

### 旬の食材を選ぼう！

食材の生産方法や、時期によって生産に要するエネルギーには大きな差があります。たとえば、野菜をビニールハウスで加温して、本来の季節以外に収穫するには、大きなエネルギーが消費されます。

旬の食材を購入することで、そのエネルギーを削減することができます。



## エコだけじゃない地産地消のメリット

### 食料の自給率アップ

地域の生産物を着実に地域の消費に結びつけることで、地域レベルでの自給率向上に貢献できます。



### 地域農業・社会の活性化

農産物の消費拡大や産直などへの取組が活発になることで、農家の生産意欲や地域社会の活力を高めることができます。

### 環境や自然にやさしい地域社会づくり

地域内の資源を有効に使うことで、環境や自然に優しい地域社会をつくれます。



### 生産者と消費者の信頼づくり

地域の生産者と消費者が交流することで「顔が見える」関係が出来上がり、お互いの理解と信頼が深まります。



株式会社サイネックスによる  
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



### PIZZA KITCHEN



700円～

ゆめかおり(国産小麦粉)使用、地元の野菜農家との契約等、材料にもこだわりました。おいしい窯焼きピザを是非どうぞ。

### PIZZA KITCHEN



ペレットピザ窯を使って、  
400度で美味しく焼きあげます。

● 営業時間 ●

月曜日……………休業  
火曜日～木曜日……11:30～15:00  
金曜日～日曜日……11:30～17:30



LINE QR

090-9961-0141  
野木町野木544



ホームページ



生活ガイド



# 知っておきたい - 葬儀編 -

※掲載の記事に關しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう

## 弔事の流れ

### 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

### 臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式的形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

### 通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

### 通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

### 葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

### 出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

### 火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箆で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

### 還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

### 精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

### 追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

### 年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終的年忌法要)とする場合が多くなっています。



まちの葬儀屋さん  
**おくりや**  
OYAMA



## その後の窓口

— ご葬儀後のお困り事をサポートいたします —

### 家のお片付け

家族では手に負えない遺品整理



### 特殊清掃

住める状態へハウスクリーニング

### 空き家の管理・活用

資産価値向上や防犯対策



### 相続相談・手続き代行

専門家による診断や事前相談

### お墓の困り事

墓石クリーニングや墓じまい



### 身元保証・くらし支援

ご家族が前に進むために

## その後の代行サービス

- 1 行政機関発行の資格証明書等の返納手続き
- 2 公共サービス等の解約・精算手続き
- 3 アパート等契約の解約・住居引き渡し管理
- 4 入院費・施設利用料の退去手続き
- 5 葬祭費支給申請手続き
- 6 年金請求書提出代行手続き
- 7 霊園使用申請・永代供養申請代行手続き

## 小山聖苑でのご葬儀もお任せ下さい

— 小山で創業60余年 — 栃木県小山市神鳥谷3-9-21 **相談・お見積り**



**0800-800-5999** **無料**

電話は携帯電話からも無料でつながります。

有限会社 小山祭典具

小山市神鳥谷2-32-12 TEL.0285-25-1141

おくりや公式ホームページ **おくりや** 検索



**24時間  
受付対応**  
年中無休

## 公営式場

# 小山聖苑 専門店

## 基本葬儀費

**165,000円~**

町民のための公営式場を使用した、安心な料金のご案内です。

安置室完備

最愛のお別れは **おくりびと** (納棺師)



おかげさまで30年 **有限会社 誠和葬祭**  
〒323-0015 小山市三拝川岸 176-2(扶桑団地東側)  
<http://www.seiwasousai.com/>

いつ、何時でもご連絡下さい。 **年中無休・24時間受付** FAX 24-5312

**0285-24-5311**



**日本亭 小山南店** 小山市間々田2440-6  
電話：0285-37-7600 <http://nihontei-oyama.jp/>



遺品整理 **お困りごとなど** **便利屋とちぎ**  
電話：0285-22-8732 <http://www.benriya-tochigi.com/>

生活ガイド



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



**友の会  
会員募集中!**

割引特典ございます  
霊安室 24時間  
受付可能

小山聖苑もお任せ下さい

家族葬から社葬まで後悔のないお葬式を無料相談受付致します

**TEL 0285-22-0362** 24時間搬送受付



高橋葬儀社  
セレモニーたかはし  
(有)高橋造花店

<http://takahashi-ceremony.com/>

◆外城ホール ◆結城ホール  
◆喜沢ホール ◆ファミリーホール  
小山市本郷町3-1-3

総合葬斎会館  
メモリアルホールのぎ

24時間受付

TEL.0280-57-3400

野木町友沼1088



お墓のコンサルタント  
字彫り屋

墓石本舗  
文字工房

0280-56-0708

野木町丸林385-6

ふわりの小さなお葬式



家族葬・事前相談  
24時間承ります



24時間いつでも安心

小山市民葬祭

ふわりの

間々田駅西口

ふわりの小山

0120-38-8641  
〒329-0214 栃木県小山市乙女 3-18-14



生活ガイド

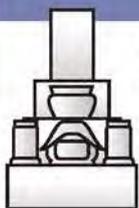


# お墓の形いろいろ

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

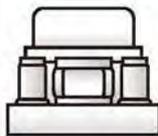
現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

## 和型



最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。

## 洋型



芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。

## 和型供養塔



現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。

## デザイン墓石



伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていきます。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

石と心に「きずな」を刻む



# 株式会社 石川石材

石のご用命は ☎ 0120-711140

茨城県古河市松並1丁目5番5号  
TEL.0280-32-1028 FAX.0280-31-5879

<http://ishikawa-sekizai.com/>  
古河市 石川石材 検索

野木町・古河市でエアコンクリーニング、定期清掃をお探しならよろずやへ

## YOROZUYA HANDYMAN OF LIVING

## よろずや

エアコン清掃・販売・取り付け(店舗・自宅)

ハウスクリーニング

生前整理

空き家片付け

暮らしの中のお困り事ならよろずやへ

古河市大山1668番6 ☎ 070-2262-4628

営業時間 8:30~18:00

古河市 よろずや 🔍



生活ガイド



Nogi  
Chamber of Commerce & Industry

# 野木町商工会

私たちは事業者の経営・技術の改善発達と地域振興に貢献します。

支援メニュー	支援内容
金融支援	経営改善や資金繰りのために必要な資金について、国・県・市町の制度融資をはじめ、民間金融機関の行っている貸付制度をフルに利用し、用途に合った金融制度の選定とともに斡旋も行っています。
税務・経理支援	事業経営に欠くことのできない記帳を正しく理解し、記帳の数字に基づく近代経営を推進するため、専門の記帳専任職員を配置し、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。 また、商工会にコンピューターの端末機を設置し、商工会連合会のコンピューターを利用する事により月次試算表や決算書等をスピーディに作成する記帳機械化事業も実施しています。
経営支援	経営指導員等が様々な経営課題についてアドバイスを行っています。また、法律や税金などの専門家が事業者のみならずの相談に応じています。もちろん相談については、秘密は厳守します。
取引支援	販売先・先入先の拡張や官公需の問い合わせや下請けの斡旋について相談に応じ、適切なアドバイスをしています。
青年部・女性部	青年部では、次代を担う経営者として自らを鍛える『学び』の場として「青年部」を位置づけ、自社の経営力の向上をねらいとした、経営品質プログラム活用事業を実施しています。 また、視察研修の実施や県青年部連合会の事業に参画するなど、積極的に事業を展開しております。 女性部では、部員の事業所が「価値ある存在企業となるため、経営知識と教養を深める研修会を開催し、併せて地域活性化の重要な担い手として、地域社会に広く貢献するための活動を行っています。
共済制度	事業者の皆様の様々なリスクに応じて各種共済制度が整備されております。 <共済制度の一例> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国商工会会員福祉共済…ケガ、病気、ガンへの備え(事業外でもOK)</li> <li>● 小規模企業共済…事業主、共同経営者のための退職金制度</li> <li>● 中小企業退職金共済…従業員の退職金制度</li> <li>● 栃木県火災共済…火災等の被害によるリスクに対応</li> </ul> 
専門家派遣	中小企業診断士など、様々な専門家をご紹介します。
地域振興	地域イベントへの積極的な参画等を通じて、賑わいの創出に貢献しています。



**経営に関するご相談はお気軽に!!**



住所 栃木県下都賀郡野木町丸林384-4  
TEL 0280-55-2233 URL <https://nogi-shokokai.or.jp/>  
MAIL [nogi_net@shokokai-tochigi.or.jp](mailto:nogi_net@shokokai-tochigi.or.jp)



生活ガイド

## 編集後記

「のぎくらしのガイドブック」は、野木町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として野木町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「のぎくらしのガイドブック」は、地域の各団体および事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、野木町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- ▶ 「のぎくらしのガイドブック」に掲載の行政情報は、令和4年8月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- ▶ また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

## のぎくらしのガイドブック

令和4年11月発行

発行

野木町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 栃木支店  
〒321-0924 栃木県宇都宮市下栗1丁目21番18号  
TEL.028-632-9711

※掲載している広告は、令和4年9月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



# NPR

NIPPON PISTON RING CO.,LTD.



内燃機関部品(自動車・船用その他)

金属射出成形部品(METAMOLD)

歯科インプラント(IAT EXA SERIES)



## “つぎの、NPRへ” — The next NPR —

当社は、内燃機関の中核をなすピストンリング、バルブシート、カムシャフトなどの様々なエンジン部品をトライボロジー技術を核とした関連技術により世に送り出してきました。

“つぎの、NPR”が目指すのは社会から必要とされる企業づくりとすべての人が働きやすい環境づくりです。

80年を超えるモノづくりの歴史のなかで培ってきたコア技術を活かし、付加価値の高い新たな製品を提供し続けるとともに、サステナブルな社会の実現に向けて貢献してまいります。



**日本ピストンリング株式会社 栃木工場**

〒329-0114 栃木県下都賀郡野木町野木1111番地  
TEL : 0280-57-1111 FAX : 0280-57-2622

URL <http://www.npr.co.jp>





Yuai Memorial  
Hospital

# 友愛記念病院

厚生労働大臣指定 地域がん診療連携拠点病院  
がん相談支援センター 緩和ケア病棟 外来化学療法 放射線治療

茨城県知事承認 地域医療支援病院



## “夢”を育む病院

医療を受ける人も  
医療に携わる人も

(代表) 0280-97-3000

(予約専用) 0280-97-3344

### 友愛記念病院

手術支援ロボット

令和4年4月より稼働



標榜診療科/受付時間 (要予約)

午前診療の受付 8:30~11:30

(土曜日は午前のみ11:00迄)

午後診療の受付 8:30~16:00

内科、外科、小児科、皮膚科、消化器内科、消化器外科、  
整形外科、形成外科、脳神経外科、放射線科、乳腺外科、  
循環器内科、血液内科、呼吸器内科、呼吸器外科、肛門外科、  
泌尿器科、婦人科、病理診断科、リハビリテーション科、  
眼科、麻酔科 (麻酔科医: 尾澤芳子)

## 総合健診センター

【平日】8:30~17:00 【土曜】8:30~12:30

健診予約 0280-97-3400

〒306-0232 古河市東牛谷707

友愛記念病院

検索

